

## 那 監 公 表 第 8 号

令和 7 年 2 月 17 日

|         |         |
|---------|---------|
| 那覇市監査委員 | 上 地 英 之 |
| 同       | 宮 城 哲   |
| 同       | 城 間 貞   |
| 同       | 中 村 圭 介 |

## 包括外部監査の結果に基づき講じた措置について (公表)

令和 5 年度及び令和 4 年度、令和 3 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、那覇市長及び那覇市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別添のとおり公表します。

## 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【令和5年度テーマ】

那覇市における公文書の管理について

| 合計（件数） |    | 措置状況   |        |        |    |
|--------|----|--------|--------|--------|----|
| 指摘の件数  | 99 | 改善の必要性 | 処理区分   | 件数     |    |
| 64     |    | 要      |        | 処理済み   | 18 |
|        |    |        |        | 取組中(A) | 46 |
|        |    |        |        | 未措置    | 0  |
|        |    | 不要     | —      | 0      |    |
| 意見の件数  |    | 改善の必要性 | 処理区分   | 件数     |    |
| 35     |    | 要      |        | 整理済み   | 15 |
|        |    |        | 取組中(A) | 20     |    |
|        |    |        | 未措置    | 0      |    |
|        | 不要 | —      | 0      |        |    |

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

## 令和5年度包括外部監査結果に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「－」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらがしてから記載されます。
- (5) 「処理区分」欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「－」が記載されます。また、改善すべきとされていたものの、取り組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

**【指摘事項の部】**※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの  
第1号様式(第3条関係)

### (令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

| ID | 所管部署 | 頁番号   | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容                           | 処理区分 |
|----|------|-------|--------|---|--------|---|-------|-------------------------------------|------|
| 1  | 総務課  | 18～22 | 指摘事項   | 公文書管理のルールについて、条例(公文書管理条例)という法形式で制定すべきである。             | 要      | 本市の文書に関する課題の整理を行い、他自治体の動向についても研究し、課題を解消するため現時点で条例制定に取り組む必要があるか、条例制定にかかる人員や体制等も含め精査します。<br>以下、条例の目的(ID2)、条例の対象となる文書(公文書)の定義(ID3)、条例の対象となる実施機関(ID4)、文書主義の原則(ID6)、意思決定過程の文書の作成義務(ID7)、作成すべき文書に関する指針(ID8)、市長事務部局以外の史料文書の取扱(ID54)、各種意思決定における意思決定過程の文書の作成(ID87)、庁議の資料とされていない提案部署が作成した意思決定過程の文書等の資料に関する公文書管理(特に公文書該当性、保存年限)(ID92)についても、こちらのID1と共に、他自治体の動向の研究及び精査を行います。 | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)                  | 取組中  |
| 2  | 総務課  | 18～22 | 指摘事項   | 公文書管理条例第1条では、その目的を明記すべきである。                           | 要      | 公文書管理条例の制定については、ID1によります。公文書管理条例を制定する場合は、その目的について研究、精査します。  | 令和6年度 | 公文書管理条例の制定については、ID1によるため、ID1に集約します。 | 処理済み |
| 3  | 総務課  | 23～28 | 指摘事項   | 公文書管理条例の対象となる文書(公文書)の定義は、那覇市情報公開条例の「公文書」の定義と統一すべきである。 | 要      | 公文書管理条例の制定については、ID1によります。文書の定義について、那覇市文書取扱規程の改正にて那覇市情報公開条例の定義と統一することが可能か、精査します。   | 令和6年度 | 公文書管理条例の制定については、ID1によるため、ID1に集約します。 | 処理済み |

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署 | 頁番号   | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容                           | 処理区分 |
|----|------|-------|--------|--|--------|---|-------|-------------------------------------|------|
| 5  | 総務課  | 29～37 | 指摘事項   | 組織共用性の有無に関する判断指針を策定すべきである。   | 要      | 国及び他自治体の組織共用性に関する判断指針について調査及び精査します。関係課とも調整を行い、那覇市文書取扱規程の改正、文書事務の手引きの改訂または通知を出す等実施方法についても精査します。                  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)                  | 取組中  |
| 6  | 総務課  | 38～42 | 指摘事項   | 公文書管理条例には、「事務の処理は、文書(図画及び電磁的記録を含む)によることを原則とする。」という文書主義の原則を定めるべきである。                | 要      | 公文書管理条例の制定については、ID1によります。文書主義の原則については、那覇市文書取扱規程を改正し、対応します。  | 令和7年度 | 公文書管理条例の制定については、ID1によるため、ID1に集約します。 | 処理済み |
| 7  | 総務課  | 38～42 | 指摘事項   | 公文書管理条例には、意思決定過程の文書の作成義務を定めるべきである。   | 要      | 公文書管理条例の制定については、ID1によります。意思決定過程の文書作成義務について、他自治体の動向の調査及び精査を行います。ID8と関連しています。                                     | 令和6年度 | 公文書管理条例の制定については、ID1によるため、ID1に集約します。 | 処理済み |
| 8  | 総務課  | 38～42 | 指摘事項   | 作成すべき文書に関する指針を策定すべきである。  | 要      | ID7と関連する指摘と考えます。ID7と同様に他自治体の動向の調査及び精査を行います。   | 令和6年度 | 公文書管理条例の制定については、ID1によるため、ID1に集約します。 | 処理済み |
| 9  | 総務課  | 43～46 | 指摘事項   | 公文書管理に関する監査責任者を明確に定めるべきである。  | 要      | 他自治体の体制を調査しながら、本市においても点検・監査の効率的な実施が行えるよう、那覇市文書取扱規程の改正を検討します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)                  | 取組中  |
| 11 | 総務課  | 47～49 | 指摘事項   | 文書事務の手引き7頁の「配付」及び「收受」の意義について修正すべきである。  | 要      | 文書事務の手引き7頁の「配付」及び「收受」の意義について修正します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)                  | 取組中  |
| 12 | 総務課  | 47～49 | 指摘事項   | 文書管理システムを利用した電子文書の收受について、第15条第1号を修正するか、電子文書の收受を別途定めるべきである。                         | 要      | 文書管理システムを利用した電子文書の收受について、那覇市文書取扱規程の改正を検討します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)                  | 取組中  |
| 13 | 総務課  | 47～49 | 指摘事項   | 電子メールとファクシミリ(いずれも受信の場合のみ)について定める第12条第2項は削除すべきである。その上で、電子メール(送受信含む)の取扱ルールを定めるべきである。 | 要      | 電子メールとファクシミリ(いずれも受信の場合のみ)について定める第12条第2項は、那覇市文書取扱規程の改正を検討します。電子メール(送受信含む)の取扱ルールについては、ID5とも関連しているため、ID5と併せて検討します。 | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)                  | 取組中  |

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署 | 頁番号   | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容          | 処理区分 |
|----|------|-------|--------|--|--------|--|-------|--------------------|------|
| 14 | 管財課  | 49～50 | 指摘事項   | 守衛勤務規程第5条、同第12条第2項及び同第7条の第2号書式を修正すべきである。   | 要      | 指摘事項をふまえ、適切な文言及び書式となるよう、規程改正に向けて作業をすすめてまいります。  | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 15 | 総務課  | 50～51 | 指摘事項   | LGWAN文書に関する第17条及び第33条は削除すべきである。  | 要      | 那覇市文書取扱規程を改正します。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 16 | 総務課  | 52～54 | 指摘事項   | 回議や供覧の意義について、文書取扱規程及び文書事務の手引きを修正すべきである。  | 要      | 那覇市文書取扱規程及び文書事務の手引きを修正します。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 17 | 総務課  | 52～54 | 指摘事項   | 回議や合議の経過を記録化(文書化)しなければならない旨の規定を定めるべきである。   | 要      | 那覇市文書取扱規程を改正します。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 18 | 総務課  | 55～57 | 指摘事項   | 遡及押印に関し、契約書の場合の対応を含めて、改めてルールを明確にするとともに、那覇市職員の業務遅延等を原因とする遡及押印が発生しないよう、改めて注意喚起すべきである。                            | 要      | 遡及押印が発生しないよう注意喚起の通知を出します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 19 | 総務課  | 57～59 | 指摘事項   | 調定決定調書兼通知書を含めて、文書の作成日のバックデータは、原則としてこれを禁止すべきである。<br>また、例外的に対応せざるを得ない場合でも、その理由等の処理経過を記録化(文書化)することを義務として定めるべきである。 | 要      | 那覇市文書取扱規程上、文書の作成日のバックデータは想定されていません。<br>調定決定調書兼通知書を含めて、文書の作成については、那覇市文書取扱規程4条に定められているとおり、文書の処理経過を明らかにするよう再通知します。<br>ID17(経過の記録化(文書化))にも関連します。 | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 20 | 総務課  | 61～63 | 指摘事項   | ファイルサーバ内の公文書の整理・保管についても、那覇市における公文書管理ルール(公文書管理法の趣旨に則って策定されるルール)を適用すべきである。                                       | 要      | ファイルサーバ内の文書の整理・保管についても那覇市文書取扱規程に準じて取り扱うよう通知します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 21 | 総務課  | 61～63 | 指摘事項   | 行政文書ファイル管理簿を作成し、これを公表すべきである。   | 要      | 公文書管理法第7条で定められる行政文書ファイル簿に記載しなければならないとされる項目については、文書管理システムの公開目録にてある程度記載(作成)されています。<br>行政文書ファイル管理簿の公表については、他自治体の動向を調査及び精査し、検討します。               | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署 | 頁番号   | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容                          | 処理区分 |
|----|------|-------|--------|--|--------|---|-------|------------------------------------|------|
| 22 | 総務課  | 65～66 | 指摘事項   | 那覇市文書取扱規程第34条第2項後段の非常災害時に重要文書を持ち出すというルールは廃止し、重要文書のデータ保存及び本庁舎以外の場所でのサーバ保存を進めるべきである。 | 要      | 関係課と調整を行い、他自治体の動向を調査及び精査し、那覇市文書取扱規程を改正するか検討します。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)                 | 取組中  |
| 23 | 総務課  | 65～66 | 指摘事項   | 那覇市文書取扱規程第36条第1項に関し、執務中の文書の持ち出し(他部署や外部への持ち出し)に関するルールを定めるべきである。                     | 要      | 「適切な文書の取扱いについて(通知)」を文書事務の手引きに追加し、那覇市文書取扱規程及び本通知に則るよう周知します。                                      | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)                 | 取組中  |
| 24 | 総務課  | 65～66 | 指摘事項   | 那覇市文書取扱規程第36条第3項に関し、「秘密文書」について定義又は基準を定めるとともに、電子文書も含めた規定に修正すべきである。                  | 要      | 他自治体の動向を調査及び精査し、那覇市文書取扱規程を改正します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)                 | 取組中  |
| 25 | 総務課  | 65～66 | 指摘事項   | 那覇市文書取扱規程第37条第1項「完結文書」及び第36条第2項「未完結文書」について、用語を修正すべきである。                            | 要      | 那覇市文書取扱規程の「完結文書」及び「未完結文書」には、洪裁を含まない供覧文書も含まれるため、文書取扱規程の用語の修正は不要と考えます。文書事務の手引きを改訂することで対応可能か検討します。 | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)                 | 取組中  |
| 27 | 総務課  | 70～72 | 指摘事項   | 文書事務の手引き23頁の「1年保存の必要があると認める書類」という記載は、削除すべきである。                                     | 要      | —   | 令和5年度 | 令和5年度の文書事務の手引改訂版(令和6年3月改訂)で削除済みです。 | 処理済み |
| 31 | 総務課  | 72～75 | 指摘事項   | 那覇市文書取扱規程第46条は、「公文書で保存年限を満了したものは」と修正すべきである。  | 要      | 他自治体の動向を調査及び精査し、那覇市文書取扱規程の改正を行うか検討します。ID3(条例の対象となる文書(公文書)の定義)と関連します。                            | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)                 | 取組中  |

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署 | 頁番号   | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容          | 処理区分 |
|----|------|-------|--------|---|--------|--|-------|--------------------|------|
| 32 | 総務課  | 72～75 | 指摘事項   | 那覇市文書取扱規程第46条第1項但書について、延長する期間及び延長の理由についての報告を義務付ける規定を定めるとともに、公文書管理法施行令第9条第1項に定める例外的延長義務の規定を定めるべきである。 | 要      | 公文書管理法施行令第9条第2項では令和4年度の改正で、延長の理由についての報告を義務付ける文言が削除されている。そのため、指摘が誤解に基づいて行われていると思われるため、改善不要と考えます。<br>公文書管理法施行令第9条第1項に定める例外的延長義務の規定については、他自治体の動向を調査及び精査し、文書取扱規程の改正を検討します。 | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 33 | 総務課  | 72～75 | 指摘事項   | 那覇市文書取扱規程第46条第2項の規定を残す場合には、20年経過ごとに史料文書に指定することができる旨の規定も併せて規定すべきである。                                 | 要      | 20年経過ごとに史料文書に指定することができる旨、那覇市文書取扱規程を改正します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 34 | 総務課  | 72～75 | 指摘事項   | 那覇市文書取扱規程第47条(廃棄の特例)については、削除すべきである。   | 要      | 他自治体の動向を調査し、那覇市文書取扱規程の改正を行うか精査します。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 37 | 総務課  | 78    | 指摘事項   | 那覇市公用文に関する規程第2条第2項第6号及び文書事務の手引き4頁の記載に関し、「告示」の意義を修正すべきである。   | 要      | 法令や他自治体の規則等を調査及び精査し、那覇市公用文に関する規程の改正を行うか検討します。<br>文書事務の手引きについては、令和5年度の改訂版(令和6年3月改訂版)にて修正済みです。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 39 | 総務課  | 79～81 | 指摘事項   | 史料文書の定義を定めるとともに、公文書の定義の除外事由との関係を明確に規定すべきである。  | 要      | 史料文書の定義について関係部署と調整及び他自治体の調査を行い、那覇市文書取扱規程の改正を行うか検討します。<br>ID40(「特定史料文書」(特定歴史公文書等)の定義)と関連しています。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 41 | 総務課  | 82～87 | 指摘事項   | 永年保存文書と史料文書との概念を整理し、明確な区分基準を設定すべきである。   | 要      | 関係部署と調整及び他自治体の調査を行い、那覇市文書取扱規程の改正で対応可能か精査します。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 42 | 総務課  | 82～87 | 指摘事項   | 史料文書の指定の基準について、条例又は施行規則で定めるべきである。   | 要      | 関係部署と調整及び他自治体の調査を行い、那覇市文書取扱規程の改正で対応可能か精査します。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署     | 頁番号   | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|----------|-------|--------|---|--------|---|-------|--|------|
| 45 | 総務課      | 88～90 | 指摘事項   | 史料指定した文書について、業務に使用するため引き続き所管課で保管・保存することとした場合、業務終了後速やかに、かつ漏れなく当該文書を文化財課に移管するためのルールを策定すべきである。 | 要      | 那覇市文書取扱規程に準じて業務終了後速やかに、かつ漏れなく当該文書を文化財課に移管するよう通知します。                                   | 令和6年度 | 令和6年9月2日付「令和6年度文書廃棄に伴う史料文書の移管について」に、史料指定された文書を業務に使用するため移管しなかった場合、業務終了後速やかに、かつ漏れなく当該文書を文化財課に移管するよう記載し、各所属長宛て通知しました。<br>同様の通知を次年度以降も継続して通知することを那覇市の文書廃棄サイクルの一環として組み込み、史料文書を速やかにかつ漏れなく移管する仕組みとしました。 | 処理済み |
| 46 | 総務課・文化財課 | 88～90 | 指摘事項   | 文書管理システム内の「フォルダ公文書館移管」にある電子文書について、所管する課を明確にし、その後の保存方法等のルールを策定すべきである。                        | 要      | 【総務課】<br>「フォルダ公文書館移管」にある電子文書の保存方法について、他自治体の動向の調査を行い、精査します。                            | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
|    |          |       |        |   | 要      | 【文化財課】<br>関係部署と調整及び他自治体の状況について調査研究を行ってまいります。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 48 | 文化財課     | 90～91 | 指摘事項   | 特定史料文書の保存、利用及び廃棄に関する定めを制定して、特定史料文書の管理のあり方を明確にし、これを遅滞なく公表すべきである。                             | 要      | 関係部署と調整及び他自治体の状況について調査研究を行ってまいります。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 49 | 文化財課     | 91～96 | 指摘事項   | 現状を正確に把握した真和志書庫の書庫レイアウト図を作成すべきである。  | 要      | 真和志書庫は今年度で廃止となり、新たな書庫へ移転する予定です。移転先の書庫については、移転後すみやかに書庫レイアウト図を作成します。                    | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 52 | 文化財課     | 96～98 | 指摘事項   | 市民による史料文書の利用を可能とするために必要な制度の改善及び規定の策定を行うべきである。   | 要      | 市民等による史料文書の利用は、公文書の公開と大きく関わるところですので、関係部署と調整及び市民の利用が可能となる仕組み等他自治体の状況について調査研究を行ってまいります。 | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 53 | 文化財課     | 98～99 | 指摘事項   | 特定歴史公文書等ガイドラインを参考に、那覇市においても史料文書の廃棄についての規定を策定すべきである。   | 要      | 史料文書の廃棄については、指針やガイドライン等の規定が必要と認識しております。関係部署と協議及び他自治体の状況について調査研究を行ってまいります。             | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署 | 頁番号     | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|------|---------|--------|---|--------|---|-------|--|------|
| 54 | 総務課  | 99      | 指摘事項   | 公文書管理条例では、市長事務部局以外の史料文書の取扱についても、統一的なルールを定めるべきである。   | 要      | 公文書管理条例の制定については、ID1によります。市長事務部局以外の史料文書の取扱について、他自治体についても研究し、精査します。 | 令和6年度 | 公文書管理条例の制定については、ID1によるため、ID1に集約します。  | 処理済み |
| 55 | 総務課  | 100～107 | 指摘事項   | 新たなシステム導入時には既存システムとの機能の重複の有無や連携の可否や程度を検討すべきである。   | 要      | -   | 令和6年度 | 令和6年度システム再構築時に、文書管理システムと既存システムとの機能の重複の有無や連携の可否や程度について検討しました。新たなシステム導入にかかる費用及び広く入札に業者が参加できることを考慮した結果、優先度は低く不要と判断しました。 | 処理済み |
| 56 | 総務課  | 100～107 | 指摘事項   | 文書管理システムは文書事務の処理の変更、取消の履歴が残る仕様にすべきである。  | 要      | -   | 令和6年度 | 新たなシステム導入にかかる費用及び広く入札に業者が参加できることを考慮し、令和6年度システム再構築時の仕様書には、文書事務の処理の変更、取消の履歴が残る仕様までは不要と判断しました。                          | 処理済み |
| 57 | 総務課  | 100～107 | 指摘事項   | 決裁文書の添付資料についても電子ファイルにすることを推進すべきである。   | 要      | -   | 令和6年度 | 文書事務研修の研修テキストに決裁文書の添付資料についても電子ファイル化する方法を追加しており、引き続き決裁文書の添付資料についても電子ファイルにすることを推進します。                                  | 処理済み |
| 61 | 総務課  | 107～110 | 指摘事項   | 庁内ファイルサーバ内の公文書の廃棄についても、那覇市における公文書管理ルール(公文書管理法の趣旨に則って策定されるルール)を適用すべきである。                                 | 要      | 庁内ファイルサーバ内の文書廃棄について、那覇市文書取扱規程に準ずるよう通知します。                         | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 62 | 総務課  | 107～110 | 指摘事項   | 所管課ファイルサーバの新設等についてのルールを徹底し、所管課ファイルサーバの新設等があった場合に備えてその利用方法や同ファイルサーバ内に保存された文書の保管、保存、及び廃棄に関するルールを策定すべきである。 | 要      | 庁内ファイルサーバ内の文書について、那覇市文書取扱規程に準ずるよう通知します。                           | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 64 | 総務課  | 112～114 | 指摘事項   | グループウェアシステム内に保存した文書の取扱に関するルールを策定すべきである。   | 要      | グループウェアシステム内に保存した文書についても那覇市文書取扱規程に準ずるよう通知します。                     | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号     | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|-------|---------|--------|--|--------|--|-------|---|------|
| 65 | 情報政策課 | 114～118 | 指摘事項   | 契約金額のみならずその費目ごとの内訳を明記すべきである。   | 要      | 当該システムの再構築に係る調達を令和6年度を行うので、契約の際の見積りに費目(リース料、システム設定費用、保守点検費用など)ごとの詳細な内訳が明記されたものを求めます。   | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 66 | 情報政策課 | 114～118 | 指摘事項   | 契約の名称はその契約の実態に即したものにすべきである。  | 要      | 当該システムの再構築に係る調達を令和6年度を行うので、契約の際は実態に即した契約名称にします。  | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 67 | 情報政策課 | 114～118 | 指摘事項   | 協力提供事業者の記載の徹底、記載がなかった事業者の参入を例外的に認める場合にはその経緯の文書として残すことを徹底すべきである。                          | 要      | ご指摘の内容については、リース会社であり、直接システム構築や運用に係る事業者ではないことから特段協力連携事業者として取り扱っておりませんでした。<br>今回のご指摘を受け、今後はリース会社も協力連携事業者として報告することを求めてまいります。<br>また、事後に例外を認める場合については、経緯等がわかる文書を残すことを徹底します。 | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 68 | 人事課   | 121～124 | 指摘事項   | 各課の職員が定期的に(例えば新人研修を受けてから3年経過するごとに)文書事務研修を受講することができる体制を構築すべきである。                          | 要      | 毎年、新規採用職員前期研修及び実務研修として文書事務研修を実施しております。文書事務研修は、各所属の文書主任及び副主任の受講が多いが、今年度より、3年毎の階層別研修において、文書事務研修テキストを使用した事前課題を設ける等により、定期的に文書事務研修を受講できるような体制構築を検討します。                      | 令和6年度 | ・階層別研修(3年目・6年目・9年目)で実施します。<br>・文書事務研修(令和6年4月)終了後、人事課ホームページにて、文書事務研修テキストを常時掲載しております。 | 取組中  |
| 69 | 総務課   | 121～124 | 指摘事項   | 各文書事務研修では、研修内容として、意思決定過程を公文書として適切に作成・保管・保存等することの重要性についても含めるべきである。                        | 要      | 文書事務研修で配布する研修テキストに、意思決定過程を公文書として適切に作成・保管・保存等することの重要性について盛り込みます。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 71 | 総務課   | 125～128 | 指摘事項   | 公文書管理に関する点検・監査の制度を導入すべきである。<br>点検・監査の具体的な方法(頻度、実施主体、報告の方法等)については、他の地方公共団体の例を参考にして検討されたい。 | 要      | 他自治体の事例を調査及び精査し、那覇市文書取扱規程の改正を検討します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署                                  | 頁番号         | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容                                 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|---------------------------------------|-------------|--------|---|--------|--|-------|--|------|
| 72 | 総務課・<br>納税課・<br>ハイサイ市民課・<br>チャーがんじゅう課 | 129～<br>134 | 指摘事項   | 郵便物の投函、仕分けに際しては、人為ミスの発生を防止するための確認を徹底すべきである。 | 要      | 【総務課】<br>-   | 令和6年度 | 誤配布の事例について、課内で共有が図られており、特に誤配布後の対応に時間のかかる出先部署への配布の際は、通送前に再チェックを常に行っています。  | 処理済み |
|    |                                       |             |        |   | 要      | 【納税課】<br>複数の文書の封入封函作業を同一職員が同一作業動線で行ったことが要因と考えられるため、是正いたします。  | 令和5年度 | 令和5年3月29日の不備発生後、以下内容を実施しました。令和6年3月31日 まで同様の不備は発生していないことから効果があったと判断しました。<br>・複数の文書を同封して送付する際には、封入封函作業は複数同時に行わない。<br>・文書送付時には、印字内容に誤りがないかダブルチェックを行ったうえで送付する。 | 処理済み |
|    |                                       |             |        |   | 要      | 【ハイサイ市民課】<br>書類の保管作業と投函作業を同一職員が同一作業動線で行ったことが要因と考えられるため、是正いたします。  | 令和5年度 | 令和4(2022)年06月20日<br>既に職員に周知指導し、以下の体制を実施済です。<br>①書類の保管作業と投函作業の動線を明確に分け、作業職員も分けました。<br>②複数の職員で確認した後に投函しました。  | 処理済み |
|    |                                       |             |        |   | 要      | 【チャーがんじゅう課】<br>封入封緘作業を行う際は送付先リストと照らしあわせ、複数人で作業を実施し、発送件数及び内容などに誤りがないかチェックを行います。<br>違う内容の通知を同時に発送する際は、混合しないようにひとつの封入封緘作業を終えてから通知を印刷するなど、ミスが発生しないよう作業の見直しを行います。 | -     | 通知の発送は常時行っており、左記の改善計画を引き続き実施しています。   | 処理済み |
| 73 | 総務課                                   | 129～<br>134 | 指摘事項   | 個人情報が記載された書面を裏紙に使用することは直ちに中止すべきである。         | 要      | -  | 令和6年度 | 個人情報記載の印刷物の取り扱いや印刷手順、印刷作業員同士の役割を再度確認し、再発防止に務めています。   | 処理済み |

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署                | 頁番号         | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|---------------------|-------------|--------|---|--------|--|-------|---|------|
| 74 | 健康増進課・<br>こどもえがお相談課 | 129～<br>134 | 指摘事項   | 公文書を庁外に持ち出す場合の危機管理意識の向上に努めるべきである。   | 要      | <p>【健康増進課】</p> <p>○令和5年度より、グループ内の業務内容・手順が記載されている地区支援マニュアルを作成し、【外勤時の個人情報の取り扱いについて】欄において、次の内容を記載し対応しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報とは常時カバンに入れ、面談時に取り出す。</li> <li>・経年表などは抜け落ちないようにフラットファイルに綴り、一つにまとめることを徹底する(クリアファイル等で個別で持ち歩かない)。</li> <li>・訪問終了後、必ず件数を確認。万が一、紛失に気づいたら、直ちに職員へ報告する。</li> </ul> <p>職員への周知については、年度初めのG会議及び新人オリエンテーションで読み合わせ、実際の事務用品を用いて共有を実施しました。</p> | 令和6年度 | 令和6年4月8日 グループ会議で読み合わせを実施しました。<br>令和6年7月1日 新採用職員へ読み合わせを実施しました。<br>公文書、特に個人情報記載のある文書を庁外に持ち出す場合の手順を確認しました。引き続き注意喚起を行ってまいります。   | 処理済み |
|    |                     |             |        |   | 要      | <p>【こどもえがお相談課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の入ったファイルの置き忘れについて部内で共有します。</li> <li>・訪問員全員へ、本件について周知し注意喚起をします(ファイルを持ち歩く時は必ず鞆に入れる、個人情報を持っている時は目的外の場所へ立ち寄らない、個人情報を所持していることに十分に気を付けその場を立ち去る際は置き忘れが無いかわず確認する)。</li> <li>・訪問員へ、個人情報保護について研修を行います。</li> <li>・持ち歩くファイル表に当課の連絡先を明記します。</li> </ul>   | —     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年9月30日に以下のとおり実施しました。</li> <li>・個人情報の入ったファイルの置き忘れについて部内で共有しました。</li> <li>・訪問員全員へ、本件について周知し注意喚起をしました(ファイルを持ち歩く時は必ず鞆に入れる、個人情報を持っている時は目的外の場所へ立ち寄らない、個人情報を所持していることに十分に気を付けその場を立ち去る際は置き忘れが無いかわず確認する)。</li> <li>・訪問員へ、個人情報保護について研修を行いました。</li> <li>・持ち歩くファイル表に当課の連絡先を明記しました。</li> </ul> | 処理済み |
| 75 | 障がい福祉課              | 129～<br>134 | 指摘事項   | 各課の保留ボックスを定期的にチェックする体制を整えるべきである。  | 要      | 未処理文書を長期間放置することが無いよう、保留ボックスを定期的にチェックする体制を整えます。   | 令和5年度 | <p>実施日：令和4年10月31日から</p> <p>実施内容：①職員が、保留ボックスを定期的に確認し、必要に応じて、手続きが保留となっている市民へ文書や電話でご案内し手続きを促しています。②毎週、当番の職員が保留ボックスの処理が停滞していないかを確認しています。①、②を繰り返し未処理文書の放置が発生しないよう務めております。</p> <p>なお、実施日以降、未処理文書が長期間放置される事案は発生しておりません。</p>  | 処理済み |
| 77 | 総務課                 | 134～<br>135 | 指摘事項   | 総務課は、不備等管理表の活用として、公文書に関する不備について、各課にフィードバックして不備事例の再発を防止するとともに、不備事例の改善の動向を確認すべきである。 | 要      | 不備等管理表の動向を確認及び把握し、文書に関する不備については、文書事務の手引きまたは文書事務研修の研修資料に盛り込みます。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号     | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|-------|---------|--------|--|--------|---|-------|---|------|
| 79 | 法制契約課 | 136～137 | 指摘事項   | 行政文書ファイル管理簿の作成及び公表の準備が整うまでの間、情報公開請求に際し市民からの求めがあれば、公文書の目録等の電子データの開示が可能であることをホームページ等で案内すべきである。 | 要      | 公文書の目録等(電子データ含む)について、市政情報センターにて閲覧できることについて、市ホームページにて周知します。                                      | 令和6年度 | 令和6年7月末に市ホームページ掲載しました。  | 処理済み |
| 80 | 法制契約課 | 137～139 | 指摘事項   | 文書又は図画の閲覧時におけるデジタルカメラ等による撮影について、規則に明文化するか、又は、撮影が可能であることをホームページ等で案内すべきである。                    | 要      | 撮影の明文化等には閲覧時の対応や庁舎管理の側面からも十分な検討が必要となります。庁内の対応状況や他市事例を調査研究し、実情や課題等を整理検討します。                      | 令和8年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 87 | 総務課   | 144～153 | 指摘事項   | 各種意思決定における意思決定過程の文書を作成すべきである。  | 要      | 意思決定過程の文書作成について、他自治体の動向の調査及び精査を行います。ID7と関連しています。  | 令和6年度 | ID7に「公文書条例には、意思決定過程の文書の作成義務を定めるべき」とあり、公文書管理条例の制定については、ID1によるため、ID1に集約します。   | 処理済み |
| 89 | 企画調整課 | 154～160 | 指摘事項   | 庁議における意思決定過程の文書の作成を徹底すべきである。   | 要      | 誰がどのような質問を行い意見を出したのか、それに対して担当部署や関係者がどのように回答したのか、簡潔に分かりやすく記載し、質疑の流れや結論に至る過程を含めた記録を心掛けて議事録を作成します。 | 令和6年度 | 庁議及び副部長会議において、誰がどのような質問を行い意見を出したのか、それに対して担当部署や関係者がどのように回答したのか、簡潔に分かりやすく記載し、質疑の流れや結論に至る過程を含めた記録を心掛けて議事録を作成しています。また、議事録の案や修正箇所、最終版が特定できるよう、フォルダやファイル名を分けて保存しています。 | 処理済み |
| 90 | 企画調整課 | 154～160 | 指摘事項   | 付議事項の事前説明に関する文書の作成をルール化すべきである。   | 要      | 付議事項の事前説明時の具体的なやりとりや説明結果も行政機関の意思決定過程にあたることをふまえ、各課において経過を記録・保存するよう、データ作成要領等の見直しを検討します。           | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 94 | 総務課   | 166～170 | 指摘事項   | 重要な文書が未処理のまま看過されないよう、文書取扱規程に従い、文書主任が確認することを徹底すべきである。   | 要      | 重要な文書が未処理のまま看過されないよう、文書主任の役割について、文書事務研修時及び文書主任・副主任の報告時に周知徹底を行います。                               | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署 | 頁番号     | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容          | 処理区分 |
|----|------|---------|--------|---|--------|--|-------|--------------------|------|
| 95 | 総務課  | 166～171 | 指摘事項   | 各課内で保管している紙媒体の公文書について、各課で保管状況を見直し、担当職員のデスクで保管するのではなく、キャビネット等の課内で定められた共通の保管場所で保管するルールの遵守を徹底すべきである。 | 要      | 各課内で保管している紙媒体の文書について、ファイリングシステムに則った適切な保管が行われるよう、文書事務研修時及び文書主任・副主任の報告時に周知徹底を行います。 | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 99 | 総務課  | 173～176 | 指摘事項   | 本監査で指摘したルール自体の見直しや、それをふまえた研修内容の充実等と並行して、各課で抱える公文書管理に関する現実的・物理的な問題についても、その声を広く掬い上げて改善策を講じていくべきである。 | 要      | 本監査であった指摘・意見について、まずは改善を行っていきます。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |

【意見の部】※意見・・・監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

| ID | 所管部署 | 頁番号   | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|------|-------|--------|---|--------|--|-------|---|------|
| 4  | 総務課  | 23～28 | 意見     | 公文書管理条例の対象となる実施機関として、那覇市土地開発公社やその他の出資法人についても、これに含めるかどうかを検討されたい。 | 要      | 公文書管理条例の制定については、ID1によります。公文書管理条例の対象となる実施機関として、那覇市土地開発公社やその他の出資法人についても、これに含めるかどうか、他自治体についても研究し、精査します。 | 令和6年度 | 公文書管理条例の制定については、ID1によるため、ID1に集約します。   | 整理済み |
| 10 | 総務課  | 43～46 | 意見     | 公文書管理に関する専門的・第三者的な組織の設置を検討されたい。                                 | 要      | 他自治体の体制を調査しながら、公文書管理に関する専門的・第三者的な組織の設置について精査します。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 26 | 総務課  | 67～70 | 意見     | 紙媒体の保存場所を確保する観点から、紙媒体の電子化について、検討されたい。                           | 要      | 紙媒体の電子化について内閣府の通知等を参考に、検討します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 28 | 総務課  | 70～72 | 意見     | 公文書の保存年限(保存期間)の内、永年保存については、これを廃止すること及び廃止後の移管・管理の方法について検討されたい。   | 要      | 永年保存を廃止すること及び廃止後の移管・管理について、他自治体の動向の調査及び精査を行い、検討します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 29 | 総務課  | 70～72 | 意見     | 電子メールについて、どこで、どのように、何年保存するかを検討されたい。                             | 要      | 電子メールの文書としての定義を含めて、取扱について国や他自治体の動向の調査及び精査を行い、検討します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 30 | 総務課  | 70～72 | 意見     | 保存年限早見表の作成を検討されたい。  | 要      | 以前作成されていた文書種目表をもとに活用できるか検討します。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 35 | 総務課  | 72～75 | 意見     | 史料文書の指定に際し、外部の有識者を入れた審査会を別途設置する等、第三者の意見を反映させる制度設計を検討されたい。       | 要      | 国や他自治体の動向を調査及び精査を行い、検討します。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 36 | 人事課  | 77～78 | 意見     | 服務規程又は懲戒処分の指針等において、「公文書の不適切な取扱い」に関する規定を定めることを検討されたい。            | 要      | —  | —     | 本市職員の懲戒処分を検討するに当たっては、人事院や県の懲戒処分の指針を基準に対応していることから、現時点で懲戒処分の指針を独自で定めることは考えておりません。また、服務規程に定めることについては、地方公務員法や前記指針及び文書取扱規程等に対応可能なことから、現時点では不要と考えております。 | 整理済み |

(令和5年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署 | 頁番号   | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|------|-------|--------|---|--------|--|-------|---|------|
| 38 | 総務課  | 78    | 意見     | 文書事務の手引きの改訂を検討されたい。   | 要      | 本報告書の指摘及び意見をふまえた上で、改訂を検討します。ID11、ID16、ID37と関連しています。                  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 40 | 総務課  | 79～81 | 意見     | 「特定史料文書」(特定歴史公文書等)の定義を定める際には、市民から文化財課(歴史博物館)に寄贈又は寄託された史料文書までこれに含めるべきかどうかについて、歴史博物館の管理体制等を勘案しながら慎重に判断されたい。 | 要      | 関係部署と調整及び他自治体の調査・精査を行い、那覇市文書取扱規程の改正を行うか検討します。ID39(史料文書の定義)と関連しています。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 43 | 総務課  | 82～87 | 意見     | 史料文書の指定について、レコード・スケジュールを導入して当該公文書の内容を熟知している職員にもできる限り早期の段階で史料文書の指定に関与させること、及び、行政外部の第三者の視点も取り入れることを検討されたい。  | 要      | 関係部署と調整及び他自治体の調査・精査を行い、予算や組織体制面も含め、検討します。                            | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 44 | 総務課  | 82～87 | 意見     | 今後、史料文書の利用が制度化された場合には、当該文書の移管元が利用制限の意見を付すルールについて検討されたい。   | 要      | 関係部署と調整及び他自治体の調査・精査を行い、検討します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 47 | 総務課  | 88～90 | 意見     | 各課においては、史料文書の文化財課への移管期限を厳守するよう対応されたい。   | 要      | 史料文書の文化財課への移管期限を厳守するよう通知します。   | 令和6年度 | 令和6年9月2日付「令和6年度文書廃棄に伴う史料文書の移管について」に、史料文書の文化財課への移管期限を厳守するよう記載し、各所属長宛て通知しました。 | 整理済み |
| 50 | 文化財課 | 91～96 | 意見     | 史料文書の保存スペースの確保と真和志支所の温湿度管理を含めた保存環境の改善を検討されたい。   | 要      | 史料文書の保存スペースの確保と保存環境につきましては、十分な保存スペースと長期保存に適した保存環境が保てるよう関係部署と調整を図ります。 | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 51 | 文化財課 | 91～96 | 意見     | 史料文書についてもくん蒸を行うことを検討されたい。   | 要      | 長期保存とその他の資料への虫害を防ぐ観点から、くん蒸等の対策が必要と認識しております。実施の可能性について、検討してまいります。     | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |

(令和5年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署        | 頁番号         | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|-------------|-------------|--------|--|--------|---|-------|--|------|
| 58 | 総務課         | 100～107     | 意見     | 電子化した後の紙文書をどのように管理するかについて検討されたい。   | 要      | 国や他自治体の動向を調査及び精査し、各課の状況を踏まえ、電子化した後の紙文書をどのように管理するかについて検討します。                     | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 59 | 情報政策課       | 100～107     | 意見     | 既存システムのシステム関連図を作成することを検討されたい。  | 要      | 各システムの機能一覧が確認できるよう、リストを作成します。   | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 60 | 総務課         | 100～107     | 意見     | 文書管理システムの機能の改善(添付資料の視認性の向上、添付容量の向上等)、電子ファイルの増量に耐え得るシステム全体の記録容量の確保を図ることを検討されたい。 | 要      | -   | 令和6年度 | 新たなシステム導入にかかる費用及び広く入札に業者が参加できることを考慮し、令和6年度システム再構築時の仕様書には文書管理システムに特化した機能改善は不要と判断しました。定員増に合わせたバージョンアップは行われます。  | 整理済み |
| 63 | 総務課・<br>財政課 | 110～<br>111 | 意見     | より効率的な文書事務の実現を図るため、財務会計システムと文書管理システムの連携の構築を検討されたい。                             | 要      | 【総務課】<br>次回のシステム構築に向け、財務会計システムを所管する財政課と意見交換を行い、財務会計システムと文書管理システムの連携構築について検討します。 | 令和6年度 | 令和6年8月27日に財政課と意見交換を実施しました。文書管理システムの添付容量を考慮すると、仮に財務会計システムと文書管理システムの連携を行ったとしても一部連携としかならず、却って非効率になることが想定されました。また、文書管理の本来の機能や役割を重視して広く業者を募る必要があることを勘案した結果、財務会計システムと文書管理システムの連携の構築は難しいということを確認しました。 | 整理済み |
|    |             |             |        |  | 要      | 【財政課】<br>関係する他課と調整して検討します。  | 令和6年度 | 他課の意見を聴取した結果、添付ファイルのサイズによっては、電子起案ができないケースもあることが判明しました。起案の方法が電子起案と紙起案の2種類に分かれ、統一的な作業ができず、効率が下がるなど課題があり、連携は困難であると判断しました。   | 整理済み |
| 70 | 総務課         | 121～124     | 意見     | 各課の職員が文書事務研修に参加した場合に、当該研修内容を各課に持ち帰って報告する等の具体的な還元措置を講ずることを検討されたい。               | 要      | 文書事務研修にて配布する研修テキストに、研修内容を各課に持ち帰って報告及び活用することについて盛り込みます。                          | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 76 | ちゃーがんじゅう課   | 129～134     | 意見     | 発送した公文書の内容を把握する措置を講ずることについて検討されたい。   | 要      | 発送した文書の起案書類やデータの格納先、発送日や発送した内容をシステムなどで記録を行い、グループ員でデータの格納先を共有し、内容の把握に努めます。       | -     | 通知の発送は常時行っており、左記の改善計画を引き続き実施しています。   | 整理済み |

(令和5年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号     | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|-------|---------|--------|---|--------|---|-------|---|------|
| 78 | 企画調整課 | 134～135 | 意見     | 不備等管理表は、不備事例を全庁的に把握するための仕組みとして有用であるが、より積極的に活用されるべく、各課が適切に「不備等の記録・閲覧システム」に不備事例を入力するよう周知、徹底されたい。            | 要      | 「不備等の記録・閲覧システム」について、那覇市品質管理推進員研修や人事課研修、品質管理通信においても周知を行います。                            | 令和5年度 | 令和4年度から品質管理推進研修や品質管理通信、内部監査にて本システムについて周知を行っていましたが、令和5年度には人事課研修でも周知させてもらうことで、周知の機会を増やし対応しました。引き続き、周知を行います。         | 整理済み |
| 81 | 法制契約課 | 137～139 | 意見     | 電磁的記録を電子メールに添付する方法で公開するという方法について、検討されたい。  | 要      | 行政手続きオンライン化対応方針に基づく情報公開手続のオンライン化を検討する際、頂いたご意見も含め検討します。                                | 令和9年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 82 | 法制契約課 | 137～139 | 意見     | 那覇市情報公開条例第23条第2項に定める事項(重複請求の場合の公表)について、実施機関の義務化とすることを検討されたい。  | 要      | 当該条項に該当する事例は見受けられませんが、努力義務規定から義務規定への引き上げには十分な検討が必要になります。今後の請求状況等を確認のうえ、必要に応じて調査研究します。 | 令和6年度 | 当該条項に該当する事例は見受けられず、現行規定においても必要な対応は可能なため、義務化は不要と判断しました。  | 整理済み |
| 83 | 法制契約課 | 139～140 | 意見     | 営利目的の場合に手数料を徴収する旨の規定(条例第17条第2項)の適用範囲について、新聞社等のマスメディアを除外することを検討されたい。                                       | 要      | 新聞社が記事のために情報公開請求する場合は法人であり営利目的のみならず整理しております。今後、頂いた意見を含め、他市事例を調査研究します。                 | 令和8年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 84 | 法制契約課 | 140～141 | 意見     | 情報公開請求を権利濫用として拒否する場合の手続として、事前に、審議会等、実施機関以外の第三者に意見を聞く手続を定めることを検討されたい。                                      | 要      | —   | 令和6年度 | 権利濫用規定については、要件が限定され、審議会への報告を義務づける現行規定により恣意的な運用は抑制されているものと整理しており、現在まで適用実績もありません。今後具体的な事例に際しては、顧問弁護士相談等の活用も見込んでいます。 | 整理済み |
| 85 | 法制契約課 | 142     | 意見     | 図書館等で管理されている歴史的資料等(条例第2条第1号イ)と、図書館等において保存されている一般利用目的の公文書(条例第18条第3項)との関係を整理した上で、それに合わせて規定を改正する等の対応を検討されたい。 | 要      | 頂いた意見を参考に、改めて関係を整理し、実務上の運用等を確認しながら、必要に応じた対応を検討します。                                    | 令和8年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 86 | 法制契約課 | 142～143 | 意見     | 運用状況報告書の有効活用並びに情報公開条例の適正な解釈及び運用を確保するための研修の実施を検討されたい。  | 要      | —   | 令和6年度 | 運用状況報告書については、7月末に市ホームページ掲載及び職員向け周知実施済みです。情報公開に関する研修については、職員研修の一環として毎年度実施されております。                                  | 整理済み |

(令和5年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署      | 頁番号     | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|-----------|---------|--------|--|--------|--|-------|---|------|
| 88 | 総務課・企画調整課 | 144～153 | 意見     | 今後のDXの取組(推進)においては、適切な文書管理の観点からの検討と対応の徹底を意識されたい。<br>そのために、デジタル化推進本部、デジタル化推進会議のほか、特にDX推進部局(企画調整課DX推進室)と、文書事務を統括する総務課との情報交換や意見交換を密に行うことを検討されたい。 | 要      | 【総務課】<br>適切な文書管理を行うようDX推進室との情報交換や意見交換を密に行っていきます。   | 令和6年度 | 8月9日にDX室と意見交換を実施しました。引き続き、適切な文書管理を行うようDX推進室との情報交換や意見交換を密に行って参ります。   | 整理済み |
|    |           |         |        |  | 要      | 【企画調整課】<br>オンライン申請やクラウドサービスの利用など、DXの取組が進む中で想定されるケースを抽出し、取得したデータの取扱い(保存、廃棄等)をどのようにするか、総務課との意見交換を今年度中に実施します。 | 令和6年度 | 8月9日に総務課と意見交換を実施しました。引き続き密なコミュニケーションを図ってまいります。  | 整理済み |
| 91 | 企画調整課     | 154～160 | 意見     | 庁議の議事録及び副部長会議の議事録の保存年限を再検討されたい。  | 要      | 庁議の議事録及び副部長会議の議事録の保存年限を再検討します。   | 令和6年度 | 保存年限について再検討致し、那覇市文書取扱規定第40条第2項(3)アに基づき、保存年限は5年のままとすることとしました。なお、令和6年度第8回副部長会議以降、保存年限が5年を超える案件に関する議事録については、所管課にて適切に保存するようこと、メールにて所管課へ周知しています。 | 整理済み |
| 92 | 総務課       | 154～160 | 意見     | 庁議の資料とされていない提案部署が作成した意思決定過程の文書等の資料に関する公文書管理(特に公文書該当性、保存年限)を徹底されたい。   | 要      | 意思決定過程の文書の作成についてはID7によります。<br>意思決定過程に関する文書の取扱いについては、他自治体の動向の調査及び精査を行い、検討します。                               | 令和7年度 | ID7に「公文書条例には、意思決定過程の文書の作成義務を定めるべき」とあり、公文書管理条例の制定については、ID1によるため、ID1に集約します。   | 整理済み |
| 93 | 企画調整課     | 161～165 | 意見     | 部署間において会議体の議事録の記載内容や方法についての情報を共有し、他部署の議事録の記載内容や方法を参考とすることを検討されたい。  | 要      | 議事録の記載内容や方法について情報を共有し、他部署の参考とできるように検討します。  | 令和6年度 | 8月に議事録の記載内容や方法について情報を共有し、他部署の参考とできるよう通知しました。  | 整理済み |
| 96 | 法制契約課     | 166～171 | 意見     | 個人情報漏洩の問題に関して、ダブルチェックの対策をとってもなお発生する場合は、上長による確認を実施することも検討されたい。  | 要      | 個人情報等の取扱いにかかわる安全管理措置については、頂いた意見を含め、研修及び通知等で各課に周知します。   | 令和6年度 | 8月末～9月初めに、各課所属長を対象に管理責任者研修(実地及び書面)を行い周知しました。  | 整理済み |
| 97 | 総務課       | 166～172 | 意見     | 紙文書の保管場所の確保、ファイルサーバの設定容量について、全庁的な調査を実施した上で、その対応を検討されたい。  | 要      | 調査方法及び目的を精査し、検討します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 98 | 総務課       | 166～172 | 意見     | フォルダの分類及び保存年限の基準について、研修実施を含めて周知徹底されたい。   | 要      | 以前作成されていた文書種目表を電子化し、文書事務研修時に周知します。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |

## 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

### 【令和4年度テーマ】

出資団体及び財政的援助団体に係る財務事務の執行について

| 合計（件数） |        | 措置状況   |        |    |
|--------|--------|--------|--------|----|
| 指摘の件数  | 181    | 改善の必要性 | 処理区分   | 件数 |
| 32     |        | 要      | 処理済み   | 16 |
|        |        |        | 取組中(A) | 16 |
|        |        |        | 未措置    | 0  |
| 不要     |        | —      | 0      |    |
| 意見の件数  |        | 改善の必要性 | 処理区分   | 件数 |
| 149    |        | 要      | 整理済み   | 68 |
|        | 取組中(A) |        | 76     |    |
|        | 未措置    |        | 0      |    |
| 不要     | —      | 5      |        |    |

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

| 令和5年度措置状況 |        |        |        |    |
|-----------|--------|--------|--------|----|
| 合計（件数）    |        | 措置状況   |        |    |
| 指摘の件数     | 92     | 改善の必要性 | 処理区分   | 件数 |
| 16        |        | 要      | 処理済み   | 10 |
|           |        |        | 取組中(A) | 6  |
|           |        |        | 未措置    | 0  |
| 不要        |        | —      | 0      |    |
| 意見の件数     |        | 改善の必要性 | 処理区分   | 件数 |
| 76        |        | 要      | 整理済み   | 46 |
|           | 取組中(A) |        | 30     |    |
|           | 未措置    |        | 0      |    |
| 不要        | —      | 0      |        |    |

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

## 令和4年度包括外部監査結果に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「－」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5) 「処理区分」欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「－」が記載されます。また、改善すべきとされていたものの、取り組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

### 【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

#### (令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|-------|-----------------|--------|---|----|--------|--|-------|---|------|
| 26 | 都市計画課 | 37<br>53<br>104 | 指摘事項   | <p>【泊ふ頭開発株式会社】</p> <p>○第三セクターに対するモニタリングを実施していない</p> <p>第三セクター等に関する総務省指針第2.1(3)に、「地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行う必要がある。」と記載されているにもかかわらず、市は泊ふ頭開発の評価を行っていない。</p> <p>なお、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単に年1回業績や事業概要を把握するだけでは不十分であり、当該指針に記載されている以下の点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。</li> <li>・第三セクター等以外の事業手法との比較を行う。</li> <li>・費用対効果に留意する。</li> </ul> | R5 | 要      | 泊ふ頭開発へへの定期的なモニタリングを行う体制を整備するとともに、事業状況、財務状況、経営状況等を継続的且つ定期的に評価するための具体的手段について、ID5を踏まえ検討してまいります。   | 令和6年度 | 泊ふ頭開発への定期的なモニタリングについては、年1回の報告に加え、四半期ごとの情報収集を行うなど頻度の拡充に努めます。また、事業状況、財務状況、経営状況を継続的かつ定期的に評価するための具体的手段については、企画調整課等と調整を行いながらモニタリング実施について検討します。 | 取組中  |
|    |       |                 |        |   | R6 | 要      | 泊ふ頭開発へへの定期的なモニタリングについては、年1回の報告に加え、四半期ごとの情報収集を行うなど頻度の拡充に努めます。また、事業状況、財務状況、経営状況を継続的かつ定期的に評価するための具体的手段については、企画調整課等と調整を行いながらモニタリング実施について検討します。 | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |

| ID | 所管部署  | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|-------|-----------------|--------|--|----|--------|--|-------|---|------|
| 40 | 生涯学習課 | 37<br>53<br>117 | 指摘事項   | <p>【公益財団法人那覇市育英会】</p> <p>○第三セクターに対するモニタリングを実施していない</p> <p>市は、那覇市育英会を第三セクター等に含めた上で、定期的に評価を実施する必要がある。</p> <p>なお、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単に年1回業績や事業概要を把握するだけでは不十分であり、第三セクター等に関する総務省指針第2.1(3)に記載されている以下の点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。</li> <li>・第三セクター等以外の事業手法との比較を行う。</li> <li>・費用対効果に留意する。</li> </ul>                             | R5 | 要      | 第三セクター等に関する所管部署である企画調整課等と調整を行いながらモニタリング実施について検討します。                            | 令和6年度 | 令和5年度より那覇市育英会を第三セクター等に含め、定時総会、事業概要や財務諸表等を把握するとともに、次年度予算編成時に、補助金適正化チェックシート等を活用し、事業の公共性、公益性、将来見通し等を精査し、評価を行っております。引き続き経営状況を注視しながら判断してまいります。 | 処理済み |
| 45 | 生涯学習課 | 37<br>55<br>122 | 指摘事項   | <p>【公益財団法人那覇市育英会】</p> <p>○貸付積立金に複数財源の資金が混在している</p> <p>現状、貸付積立預金の中に、法人の運営資金にも使用可能な市からの出捐金と、使途が貸付金に限定されている寄付金が混在しているにもかかわらず、その内訳金額は不明であった。</p> <p>このような状況においては、企業や個人からの寄付金を法人の運営資金に使用してしまっても気付かず、寄付者の意向にそぐわない寄付金の使用を行ってしまう可能性があり、問題である。</p> <p>したがって、那覇市育英会は過去の入出金履歴等に基づき、貸付金積立預金残高の財源別内訳表を作成し、使途を確認しながら貸付金積立預金の使用を行うべきである。</p> <p>また、財務諸表の利用者に誤解を与えることを防ぐためには、市からの出捐金部分について別な勘定科目を使用することが望ましいと考えられるため、検討されたい。</p> | R5 | 要      | 那覇市育英会及び当課にて協議した結果、那覇市育英会において会計に関する内部規定を策定し、ご指摘の市からの出捐金については別の勘定科目を設けるなど検討します。 | 令和6年度 | 当該団体の令和6年度第1回理事会(令和6年5月24日開催)において、法人運営費に使用できる市からの出捐金3,000万円について、別の勘定科目として事務管理積立預金を設定し、貸付積立預金への振替について承認されたことを確認しています。                      | 処理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署      | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|-----------|-----------------|--------|--|----|--------|---|-------|--|------|
| 50 | ちゃーがんじゅう課 | 46<br>51<br>130 | 指摘事項   | 【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】<br>○会員資格の喪失について定款と異なる判断を行っている<br>シルバー人材センターの定款においては、1年以上会費を滞納した場合は会員資格を喪失すると定めているが、実際の運用上は、過去の理事会において会員資格喪失となる要件を3年以上とすることとし、当時の理事会の決定を継続して適用しているとのことである。<br>シルバー人材センターは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨を踏まえ、定款記載通りの運用を行うか、または、会員資格喪失要件を未納期間3年以上とする内容で定款変更を行い社員総会の決議を得る、といった対応を検討されたい。<br>また、市は、シルバー人材センターが定款や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨に合致した運営を行っているかどうか、継続的にモニタリングすべきである。 | R5 | 要      | 他シルバー人材センターの情報を収集し、改善計画を作成したいと考えております。<br>市は、モニタリングの際、シルバー人材センターが定款や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨に合致した運営を行っているかどうか、確認を行うようにします。 | 令和7年度 | 令和6年1月29日開催の第4回総務委員会において、会費滞納に係る会員資格喪失事由の未納期間「1年以上」を「3年以上」に改める定款の一部変更議案について、同委員会の承認を得ました。  | 取組中  |
|    |           |                 |        |  | R6 | 要      | 定時総会において定款の一部変更を行い、未納期間「1年以上」を「3年以上」に改めます。  | 令和7年度 | 令和6年5月31日開催の定時総会において定款の一部変更についての議案が可決されたことにより、会費滞納に係る会員資格喪失事由について未納期間「1年以上」を「3年以上」に改めました。<br>市は、モニタリングの際、シルバー人材センターが定款や関係法令の趣旨に合致した運営を行っているかどうか、引き続き確認を行ってまいります。   | 処理済み |
| 53 | ちゃーがんじゅう課 | 37<br>53<br>135 | 指摘事項   | 【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】<br>○第三セクターに対するモニタリングを実施していない<br>市は、シルバー人材センターを第三セクター等を含めた上で、定期的に評価を実施する必要がある。<br>なお、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単に年1回業績や事業概要を把握するだけでは不十分であり、第三セクター等に関する総務省指針第2.1(3)に記載されている以下の点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。<br>・第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。<br>・第三セクター等以外の事業手法との比較を行う。<br>・費用対効果に留意する。  | R5 | 要      | 他市町村の第三セクターに対するモニタリングに関する情報を収集し、第三セクター等に関する総務省指針に留意しながら、モニタリングの実施による評価を行うようにします。  | 令和7年度 | 令和5年度より、シルバー人材センターを第三セクター等を含め、定時総会やモニタリング時に、事業概要や業績、財務諸表等を把握するとともに、次年度予算編成時に、補助金適正化チェックシート等を活用し、事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を精査し、費用対効果に留意した評価を行っております。<br>第三セクター等以外の事業手法との比較につきましては、令和5年10月のインボイス制度施行に伴う消費税などの不測の事態に備え、本市からの出資金1,000万円を保有しておくこととしました。引き続き経営状況を注視しながら判断してまいります。 | 処理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|-------|-----------|--------|---|----|--------|--|-------|---|------|
| 82 | 保健総務課 | 55<br>167 | 指摘事項   | <p>【地方独立行政法人 那覇市立病院】</p> <p>○固定資産の現物確認が不十分</p> <p>地方独立行政法人那覇市立病院固定資産管理規程第27条において、「那覇市立病院の固定資産管理責任者は、定期かつ随時に固定資産の現物と固定資産台帳を照合しなければならない」、「照合の結果、差異のあるもの又は損耗の著しいものについて、その差異原因を調査しなければならない」と規定されている。</p> <p>そこで、那覇市立病院に対し、令和3年度の固定資産実査状況を質問したところ、固定資産実査を実施したことを明確に示す資料は作成されていなかった。</p> <p>那覇市立病院は、固定資産管理規程に基づき、定期かつ随時に固定資産実査を行い、実査の結果、除却等の会計処理が必要と判明した場合には、適時に会計処理を行う必要がある。</p>   | R5 | 要      | <p>建替に向けて各現場と今後の機器購入及び削減についてヒアリングが行われる予定です。</p> <p>この機会に、固定資産管理の重要性を現場スタッフに認識してもらい、現物と固定資産台帳を照合します。</p>  | 令和7年度 | —   | 取組中  |
|    |       |           |        |   | R6 | 要      | <p>建替に向けて各現場と今後の機器購入及び削減についてヒアリングが行われる予定です。</p> <p>この機会に、固定資産管理の重要性を現場スタッフに認識してもらい、現物と固定資産台帳を照合します。</p>  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 84 | 保健総務課 | 55<br>168 | 指摘事項   | <p>【地方独立行政法人 那覇市立病院】</p> <p>○資産管理ラベルが貼付されていない固定資産があった</p> <p>固定資産の現物確認を行ったところ、資産管理番号が記載された資産管理ラベルが貼付されていない固定資産が2件存在した。</p> <p>地方独立行政法人那覇市立病院固定資産管理規程第20条第5号には、器械備品には原則として資産管理ラベルを貼付する必要があると規定されているが、当該規定が適切に運用されているとは言い難い。</p> <p>また、那覇市監査委員による平成26年度財政援助団体等監査においても同様の指摘がなされているにもかかわらず、今回の包括外部監査においても同様の指摘事項が発見される結果となった。</p> <p>那覇市立病院は、固定資産管理規程に従い、固定資産に資産管理ラベルを貼付されたい。</p> | R5 | 要      | <p>剥がれやすいラベルが貼付されていたため、平成27年4月以降に取得した固定資産は剥がれにくい素材に改善し貼付位置も工夫しています。</p> <p>平成27年4月以降令和4年度末現在までに取得した固定資産は654件、滅菌される物や鋼製小物を除きすべて貼付しています。</p> <p>ラベルが貼られていない固定資産については、取得した際の状況が把握できたものはラベルを発行し随時貼付しています。</p> <p>今後も現物と固定資産台帳の照合を随時行う事により、取得した際の状況を確認した上でラベルが貼付されていない物品については、随時ラベルを貼り付けます。</p> | 令和7年度 | 固定資産の現物確認の際、資産管理ラベルが貼付されていなかった2件については、令和6年9月12日に資産管理ラベルを貼付しました。 | 処理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署       | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|------------|-----------|--------|--|----|--------|--|-------|--|------|
| 85 | 保健総務課      | 55<br>169 | 指摘事項   | <p>【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br/>○実地たな卸当日における消費分が適切に処理されていない<br/>薬剤室の実地たな卸において、たな卸当日(3月31日)の消費分をシステム入力前にたな卸を実施していたため、システムで管理される帳簿上の残高と現物の残高に差異(以下、たな卸差異と言う。)が生じていた。<br/>実地たな卸の精度に疑義が生じることに加え、たな卸差異の原因究明作業が二度手間となり非効率である。<br/>たな卸当日の入出庫に関する取り扱いを含む実地たな卸手順を明確化したうえで、実地たな卸マニュアルである「那覇市立病院実地たな卸に関する事務取扱要領」に反映し、手順を徹底されたい。</p>  | R5 | 要      | 令和5年11月から薬剤管理システムが新しくなり、その準備を進めておりますが、その中で、棚卸しに関するシステム管理機能の強化を予定しています。また、その中で、たな卸当日における消費分についても適切に処理されるようなチェック体制を確立していきます。そして、薬剤管理システムが新しくなるタイミングで実地棚卸し手順を明確にして、「那覇市立病院実地棚卸に関する事務取扱要領」に反映して、手順を徹底して厳守していきます。   | 令和5年度 | —  | 取組中  |
|    |            |           |        |  | R6 | 要      | 令和5年11月から薬剤管理システムが新しくなり、旧システムからマスター関連の切り替え作業、スタッフ全員での運用面の確認等、業務改善に取り組んできました。今回のシステムでは、経費削減、ペーパーレスを考慮して、これまでのシール管理ではなく、薬品本体にあるGS1バーコードを活用した管理方法を採用しました。新システムに切り替え半年を経過しましたが、問題点もあり、薬剤管理マニュアルを見直し棚卸し手順書を令和6年度に作成しました。令和6年度中に「那覇市立病院実地棚卸に関する事務取扱要領」に反映したいと思います。 | 令和6年度 | —  | 取組中  |
| 96 | まちづくり協働推進課 | 60<br>185 | 指摘事項   | <p>【協働によるまちづくり推進事業】<br/>○事業報告書の内容に不備がある<br/>令和3年度事業報告書は、以下の状況であった。<br/>●実施した活動(事業内容)ごとに「参加人数」、「所要額」の記載欄があるが、すべて空白であった。<br/>●実施した活動(事業内容)を時系列で列挙するのみであり、その成果に全く言及がない。<br/>いずれも、事業の評価はもとより、次年度以降の予算積算の根拠となる重要な情報である。しかし、現状では、事業評価の実効性及び予算積算の妥当性に疑義が残ると言わざるを得ない。<br/>合理的な成果指標を設定したうえで実施すべき活動を計画し、その活動の成果を適切に評価し、かつ次年度以降の予算積算の根拠となるように事業報告書の改訂と必要情報の記入を徹底されたい。</p> | R5 | 要      | 事業報告書における記載欄への記入につきましては、徹底していきます。なお、人と人との関係性を数値化することが難しいため、事業の評価指標をどうするか等、当協議会との意見交換会において検討していきます。   | 令和5年度 | 令和4年度の事業報告書につきましては、人数や所要金額など、記載欄への記入を是正しております。<br>令和5年8月より「意見交換会」を毎月実施します。その中で、今後の当協議会の在り方や行政との連携の手法について検討しています。 | 取組中  |
|    |            |           |        |  | R6 | 要      | 本事業の目的が市民の地域活動を促進し協働の輪を広げることであることに鑑みると、取組の成果を数値化することが困難です。今後も、事業案や事業報告書にて取組のPDCAサイクルを回し、継続的な意見交換会を実施しながら課題解決に向けた効果的な取組に協働で取り組みます。  | 令和6年度 | 事業報告書については、事業、参加人数等を成果として記載する形に改めました。  | 処理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|-----|-------|-----------|--------|--|----|--------|--|-------|--|------|
| 100 | 福祉政策課 | 59<br>194 | 指摘事項   | <p>【那覇市社会福祉協議会補助金事業】</p> <p>○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない</p> <p>本事業における那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱を閲覧したところ、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠(算定基準)がいずれも規定されていなかった。</p> <p>現状の補助金交付要綱は、那覇市の補助金に関するガイドラインが適用されている内容とは言い難く、補助金の算定根拠が不明確になってしまふ恐れがある。</p> <p>したがって、市は、補助金交付要綱に、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠(算定基準)を明記すべきである。</p>   | R5 | 要      | 交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図ります。   | 令和6年度 | 県内外の自治体に、社協への補助金の交付状況を調査し、要綱を提供いただく等して情報を収集しました。令和6年度は収集した情報をもとに、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠が明らかになるような要綱を改正します。 | 取組中  |
|     |       |           |        |  | R6 | 要      | 県内外の自治体に、社協への補助金の交付状況を調査し、要綱を提供いただく等して情報を収集しました。令和6年度は収集した情報をもとに、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠が明らかになるような要綱を改正します。 | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 101 | 福祉政策課 | 60<br>195 | 指摘事項   | <p>【那覇市社会福祉協議会補助金事業】</p> <p>○検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない</p> <p>市は、補助対象経費の根拠資料(請求書、領収書等)を検査時に確認しておらず、検査の一部を法人の監事監査に依拠している状態であった。</p> <p>しかしながら、社会福祉法人の監事による監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助金を受け取る側の内部的な監査に市の検査の一部を依拠しているという状況は、検査における独立性や客観性が担保できないため適切な方法とは言い難く、那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。</p> <p>したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。</p> | R5 | 要      | 交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図り、検査時に根拠資料の確認を行います。  | 令和6年度 | 収集した情報をもとに、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠が明らかになるような要綱の改正を行い、検査時には、当該要綱に基づき、根拠資料の確認を行います。                           | 取組中  |
|     |       |           |        |  | R6 | 要      | 収集した情報をもとに、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠が明らかになるような要綱の改正を行い、検査時には、当該要綱に基づき、根拠資料の確認を行います。                           | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|-----|-------|-----------|--------|---|----|--------|--|-------|--|------|
| 105 | 福祉政策課 | 60<br>200 | 指摘事項   | 【那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業】<br>○検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない<br>市は、補助対象経費の根拠資料(請求書、領収書等)を検査時に確認しておらず、検査の一部を法人の監事監査に依拠している状態であった。<br>しかしながら、社会福祉法人の監事による監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助金を受け取る側の内部的な監査に市の検査の一部を依拠しているという状況は、検査における独立性や客観性が担保できないため適切な方法とは言い難く、那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。<br>したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。               | R5 | 要      | 補助金が適切に執行されているか検査の際に根拠資料の確認を行います。  | 令和6年度 | 検査時に適正に予算執行されているか根拠資料の確認のため、実績報告の時期等について民児連事務局と調整しているところです。    | 取組中  |
|     |       |           |        |   | R6 | 要      | 検査時に適正に予算執行されているか根拠資料の確認のため、実績報告の時期等について民児連事務局と調整しているところです。  | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 119 | 商工農水課 | 59<br>229 | 指摘事項   | 【那覇商工会議所事業費助成事業】<br>○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない<br>本事業における那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱において、補助金の算定基準については「予算の範囲内において商工団体に補助金を交付する。」と記載されているのみで、明確な算定基準が規定されておらず、那覇市の補助金に関するガイドラインが適切に適用されていなかった。<br>市は、那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱において、補助金の算定基準となる「補助率上限」を記載するよう要綱を改定されたい。<br>那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱に補助率上限を記載しようとする際、1/2を超える補助率上限を設定するのであれば、その妥当性を十分に説明できるようにしておく必要がある。 | R5 | 要      | 本補助金は、商工業振興に資するものとして、各種イベントや施設整備等幅広い事業に対して柔軟に活用して参りました。<br>その内容は多岐にわたるため、各事業の内容に応じて補助率や補助額を決定しております。<br>まずは、過去の実績を整理したうえで、要綱改正について検討いたします。   | 令和6年度 | 過去の実績を整理したうえで、要綱改正について検討いたします。                                 | 取組中  |
|     |       |           |        |   | R6 | 要      | 本補助金は、商工業振興に資するものとして、各種イベントやセミナー等のソフト事業や、施設整備等幅広い事業に対して柔軟に活用しており、その内容は多岐にわたるため、各事業の性質に応じて補助率や補助額を決定しております。<br>今後も商工会議所等団体の活動については、時代の流れに即した柔軟な対応を図る必要があるため、要綱には補助率上限を規定せず、引き続き、当該事業の妥当性について説明できるよう整理してまいります。 | 令和6年度 | 左記理由のとおり、要綱には補助率上限を規定せず、各事業の趣旨等を鑑みたくうえで適切に補助金を算定し、補助を実施して参ります。 | 処理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署      | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|-----|-----------|-----------|--------|--|----|--------|---|-------|--|------|
| 121 | 商工農水課     | 61<br>230 | 指摘事項   | 【那覇商工会議所事業費助成事業】<br>○補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する取扱いの定めがない<br>那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱には、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定がなく、補助金過大交付にリスクを防止する措置が講じられていない。<br>したがって、市は、那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱を改定し、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定を追加すべきである。   | R5 | 要      | 那覇商工会議所については、特定収入が5%を超えるため、仕入控除税額の調整計算を行ったうえで申告しており、本補助金に係る仕入税額控除はないという報告を受けております。<br>那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱への、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定の追加については、他事業の交付要綱等を参考に改正を予定しております。 | 令和6年度 | 他事業の交付要綱等を参考に改正を予定しております。  | 取組中  |
|     |           |           |        |  | R6 | 要      | 那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱への、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定の追加については、他事業の交付要綱等を参考に改正を予定しております。   | 令和6年度 | 他事業の交付要綱等を参考に12月に改正しました。   | 処理済み |
| 132 | ちやーがんじゅう課 | 60<br>251 | 指摘事項   | 【那覇市シルバー人材センター運営補助金】<br>○検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない<br>市は、補助対象経費の根拠資料(請求書、領収書等)は検査時に確認しておらず、検査の一部を法人の監事監査に依拠している状態であった。<br>しかしながら、公益社団法人の監事による監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助金を受け取る側の内部的な監査に市の検査の一部を依拠しているという状況は、検査における独立性や客観性が担保できず、適切な方法とは言い難く、那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。<br>したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。 | R5 | 要      | 補助対象経費の根拠資料について、今後は検査の際に現地にて確認を行うようにします。  | 令和5年度 | 令和5年7月24日に那覇市シルバー人材センターを訪問し、経費の領収書等の確認や検査を含むモニタリングを行いました。引き続き次年度以降も現地モニタリングによる補助対象経費の根拠資料の確認を行います。 | 処理済み |

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|-----|-------|-----------|--------|---|----|--------|---|-------|---|------|
| 141 | 道路管理課 | 63<br>269 | 指摘事項   | <p>【沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託】</p> <p>○委託契約書に再委託制限条項が記載されているにもかかわらず、再委託を行っている</p> <p>本委託業務に係る契約書(沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託契約書)第5条2項によれば、契約の主たる業務を再委託してはならない旨が規定されている。</p> <p>しかしながら、以下の通り、委託費総額に占める再委託費割合が92.1%と、本委託業務の大半が再委託されており、委託契約書の記載内容と実態が乖離している。</p> <p>沖縄都市モノレール(株)における経営資源には上限があるし、また、再委託している業務の中には専門的知識や経験が要求される業務もあるということを踏まえると、再委託すること自体は特段問題がないと考えられるため、今後も再委託により業務を実施するのであれば、契約書の内容を修正し、主たる業務であっても再委託を可能との契約内容にすべきである。</p> | R5 | 要      | <p>令和5年6月時点において、沖縄都市モノレール(株)と契約約款について協議中であり、令和6年度契約までには、内容を修正し、適切な内容で契約をしたいと考えております。</p> <p>なお、各道路管理者と幹事会において意見交換を行い、再委託については令和5年度の業務から、特記仕様書の見直しを行い改善を図っております。</p> | 令和6年度 | <p>再委託については、契約書にて禁止事項や承認手続き等の制限事項を定めております。</p> <p>令和5年度沖縄都市モノレール管理者連絡協議会の幹事会において意見交換を行い、契約書のみならず、特記仕様書において、再委託できない主要な業務、再委託が可能な範囲、再委託の事前承認を明示することに改善しております。</p> | 処理済み |

【意見の部】※意見・・・監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|-------|-----|--------|--|----|--------|---|-------|--|------|
| 1  | 企画調整課 | 36  | 意見     | 【全般的意見1. 第三セクター等の範囲に誤りがある】<br>○市は、第三セクター等に関する総務省指針等の記載内容を踏まえ、改めて第三セクター等の範囲の正確性について、部署横断的に調査すべきである。その上で、第三セクター等に該当する法人については、総務省が実施する調査において、漏れなく情報が記載されるよう留意する必要がある。<br>なお、第三セクター等の範囲を特定するにあたり、一般社団法人及び一般財団法人に対する市の出捐割合の算定方法を、どのようにするかについて検討が必要になると考えられる。  | R5 | 要      | 令和5年度の「令和5年度第三セクター等の状況に関する調査について」の(国・県からの)照会により、庁内へ調査を実施し、記載漏れについては、是正いたします。<br>市の出捐割合の算定方法については、他市事例等を調査研究しながら検討いたします。 | 令和6年度 | 令和5年10月4日、記載漏れについては是正いたしました。市の出捐割合の算定方法については、引き続き、他市事例等を調査研究しながら検討いたします。 | 取組中  |
|    |       |     |        |  | R6 | 要      | 市の出捐割合の算定方法については、引き続き、他市事例等を調査研究しながら検討いたします。  | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 2  | 企画調整課 | 38  | 意見     | 【全般的意見2. 第三セクター等に関する総務省指針の適用が不十分】<br>○市は、第三セクター等の運営に関して法人任せにするのではなく、総務省指針に従い適切に関与する必要がある点に、十分留意する必要がある。<br>一方で、第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行すべき法人であるため、地方公共団体は第三セクター等に対する財政的又は人的支援は必要最小限に留め、第三セクター等の自立的な経営を促す必要がある点にも留意が必要である。<br>また、市が第三セクター等に適切に関与するにあたり、市独自の第三セクター等関与指針を策定することを検討されたい。 | R5 | 要      | 市が第三セクター等に適切に関与するにあたり、包括外部監査人より情報提供のあった参考事例も含め、他市事例を調査・研究し、必要に応じて関与指針等について検討いたします。                                      | 令和6年度 | 本市独自の第三セクター等関与指針の策定については、今だ検討途中のため、引き続き、検討を進めます。                         | 取組中  |
|    |       |     |        |  | R6 | 要      | 本市独自の第三セクター等関与指針の策定については、今だ検討途中のため、引き続き、検討を進めます。  | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|-------|-----|--------|---|----|--------|--|-------|--|------|
| 3  | 企画調整課 | 40  | 意見     | 【全般的意見3. 出資に関する出口戦略の明確化】<br>○市は継続的に第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査した上で、第三セクターなどへの出資に関する“出口戦略”を明確化する必要があると考える。<br>また、市の限られた財源を有効活用するという観点からも、自立した経営が可能な法人に対しては、出資を継続するのではなく、出資を解消し他の事業に財源を振り向けることも検討すべきである。そのため、出口戦略を明確化する必要があるのは第三セクター等に留まらず、市の出資団体についても同様である。<br>出口戦略の方針を定めたら、その方針に向けた取り組みについて、市と出資団体との役割を分担しながら進めていく必要がある。 | R5 | 要      | 上記、第三セクター等関与指針等について検討する中で、他市等の事例を調査・研究し、必要に応じて併せて検討してまいります。  | 令和6年度 | 本市独自の第三セクター等関与指針等の策定についても検討途中のため、当該方針策定の中で、出口戦略の明確化、方針を定めることが可能かどうかを含め、引き続き、他市等の事例を調査・研究し、検討を続けてまいります。                               | 取組中  |
|    |       |     |        |   | R6 | 要      | 本市独自の第三セクター等関与指針等の策定についても検討途中のため、当該方針策定の中で、出口戦略の明確化、方針を定めることが可能かどうかを含め、引き続き、他市等の事例を調査・研究し、検討を続けてまいります。                               | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 4  | 企画調整課 | 42  | 意見     | 【全般的意見4. 第三セクター等にふさわしい役職員の選任】<br>○市の長や市職員(元職を含む)が第三セクター等の役職員に就任する際に、他の選択肢を含めた検討が十分に実施されていないと判断される事例や、実際の業務状況が職責を果たしているとは言い難い事例が発見された。<br>また、元市長や市の元職員が、市職員退職後すぐに第三セクター等の役職員に就任することは、適材適所による就任ではなく、いわゆる天下り目的での就任であるとの誤解を市民に与えてしまう可能性があると考えられるため、このような観点からも、元市長や市の元職員が第三セクター等の役職員に就任することは慎重に判断すべきである。                                 | R5 | 要      | 上記、第三セクター等関与指針等について検討する中で、他市等の事例を調査・研究し、必要に応じて併せて検討してまいります。  | 令和6年度 | 本市独自の第三セクター等関与指針等の策定についても検討途中のため、当該方針策定の中で、市職員や市特別職が退職後すぐに第三セクター等の役職員に就任することについて、方針等を定めることが可能かどうかを含め、引き続き、他市等の事例を調査・研究し、検討を続けてまいります。 | 取組中  |
|    |       |     |        |   | R6 | 要      | 本市独自の第三セクター等関与指針等の策定についても検討途中のため、当該方針策定の中で、市職員や市特別職が退職後すぐに第三セクター等の役職員に就任することについて、方針等を定めることが可能かどうかを含め、引き続き、他市等の事例を調査・研究し、検討を続けてまいります。 | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 5  | 企画調整課 | 46  | 意見     | 【全般的意見5.法令遵守体制の強化】<br>○市は、第三セクター等に適切に関与する必要があることから、上記の記載内容を含め、第三セクター等の法令順守体制が適切かどうかについて、継続的にモニタリングする必要がある。  | R5 | 要      | 上記、第三セクター等関与指針等について検討する中で、他市等の事例を調査・研究し、必要に応じて併せて検討してまいります。  | 令和6年度 | 本市独自の第三セクター等関与指針等の策定を検討する中で、継続的なモニタリングの実施について、他市等の事例を調査・研究しながら、検討してまいります。  | 取組中  |
|    |       |     |        |   | R6 | 要      | 本市独自の第三セクター等関与指針等の策定を検討する中で、継続的なモニタリングの実施について、他市等の事例を調査・研究しながら、検討してまいります。  | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号            | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|-------|----------------|--------|--|----|--------|---|-------|--|------|
| 7  | 企画調整課 | 48             | 意見     | 【全般的意見7.成果指標の設定及び事業評価に改善の余地がある】<br>○事業の評価を実施しなければならない理由は、以下の通りである。<br>①最小の経費で最大の効果を上げているかどうかを判定するため<br>②市民への説明責任を果たすため<br>③事業改廃の判断を適切に実施するため<br>④事業の継続的な改善のため<br>しかしながら、成果指標の設定及び事業評価に改善の余地がある事例が、監査対象数40件のうち、80%に相当する32件で発見されているところである。<br>令和3年度から引き続きの意見となるが、市は、職員に対し、事業評価の重要性について理解を促進させ、効果的な事業評価を実施するための施策を講じられたい。 | R5 | 要      | 事業評価については、組織目標や政策説明資料において行われておりますが、より広範な事業で効果的な事業評価を実施する方法を、今後検討して参ります。   | 令和6年度 | —  | 取組中  |
|    |       |                |        |  | R6 | 要      | 全庁が対象となる実施計画において、事業評価及び成果指標の設定について周知いたします。  | 令和6年度 | 「令和7年度実施計画策定要領」に、「事業評価」の重要性を認識すること、しっかりとした成果指標の設定等を検討することを明記し、令和6年7月に全庁へ周知いたしました。次年度以降の実施計画においても、周知を続けて参ります。また、実施計画のヒアリング等において、企画調整課部局担当者が事業の実績や成果指標等の確認を行ってまいります。 | 整理済み |
| 19 | 都市計画課 | 40<br>50<br>99 | 意見     | 【泊ふ頭開発株式会社】<br>○第三セクター等が実施する事業の公益性の有無について再検討が必要<br>開発計画当初は一定の公益性が認められたものの、現状では、泊ふ頭開発が実施する事業が高い公益性・公共性を有しているかどうかについて疑義があると考えます。<br>市は、上記の監査人の見解を踏まえ、現状の泊ふ頭開発の現状の主な事業内容について、公益性・公共性が高いかどうか改めて検証し、その結果を市民や議会に開示し説明責任を果たすべきである。<br>仮に公益性・公共性が低いと判断された場合には、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を踏まえ、清算又は民営化等により泊ふ頭開発の抜本的改革を行うことを検討する必要がある。   | R5 | 要      | 旅客ターミナルビルは、周辺離島のターミナル機能を有しているほか、船客待合所や船舶事務所が入居しており、県内の離島振興及び本市の交流の活性化へ寄与しており、一定の公益性を有しているものと考えます。本市といたしましては、ID2を踏まえ、現状の主な事業内容について、公益性・公共性について、改めて検証してまいります。 | 令和6年度 | 泊ふ頭開発の主要事業については、取締役会を通じて確認し、現状の事業は離島振興や交流活性化に寄与する一定の公益性を有していると認識しております。中長期的には情勢の変化を注視し、第三セクターとしての役割を継続していくことが望ましいものと考えており、引き続き、公益性・公共性の検証を行ってまいります。                | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号                   | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|-------|-----------------------|--------|---|----|--------|---|-------|--|------|
| 28 | 都市計画課 | 37<br>40<br>53<br>105 | 意見     | <p>【泊ふ頭開発株式会社】</p> <p>○第三セクター等への出資に関する出口戦略の検討が不十分</p> <p>公益性、公共性、採算性等の観点から第三セクター方式で事業を開始した場合であっても、地方公共団体は、第三セクター等の経営において、民間の資金やノウハウを可能な限り活用するように留意するべきである。</p> <p>泊ふ頭開発(株)の事業は不動産賃貸業であり、ホテル区画の賃貸先が決まれば安定した利益を生み出し継続的に自立した経営を行うことも十分に想定されるため、中長期的には完全民営化も視野に入れた出口戦略を検討すべきではないか。</p> <p>短期・中期的な視点からの那覇市の役割として、今後の整備事業における那覇港管理組合との「重複管理」状態の解消、もしくは、整備事業のスムーズな進捗を図るための橋渡しについて具体的に努められたい。</p> | R5 | 要      | <p>旅客ターミナルビルは、周辺離島のターミナル機能を有しているほか、船客待合所や船舶事務所が入居しており、県内の離島振興及び本市の交流の活性化へ寄与しており、一定の公益性を有しているものと考えます。</p> <p>本市といたしましては、引き継がれたホテルの経営状況を見据えながら、ID3も踏まえ、現状の中長期的な出口戦略について検討してまいります。</p> | 令和6年度 | 引き継がれたホテルの工事の進捗状況を確認しつつ、ホテルの経営状況を見据えながら、泊ふ頭開発(株)の出口戦略については、企画調整課等と調整を行いながら検討します。 | 取組中  |
|    |       |                       |        |   | R6 | 要      | <p>引き継がれたホテルの工事の進捗状況を確認しつつ、ホテルの経営状況を見据えながら、泊ふ頭開発(株)の出口戦略については、企画調整課等と調整を行いながら検討します。</p>   | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 36 | 生涯学習課 | 37<br>50<br>113       | 意見     | <p>【公益財団法人那覇市育英会】</p> <p>○成果指標について改善の余地がある</p> <p>那覇市育英会では、成果目標を設定し、目標の達成度に基づく事業評価を実施している点は評価に値するが、一方で、成果指標の内容については、改善の余地があるものとする。</p> <p>那覇市育英会は貸与奨学金事業を行っていることから、例えば「新規貸与者数」又は「貸与者数」を成果指標に加えれば、より適切な事業評価が実施できるものと考えられるため、検討されたい。</p>  | R5 | 要      | <p>那覇市育英会および当該にて協議した結果、事業評価における成果指標として、制度趣旨や適正な運営に資するような指標設定について令和6年度の国の奨学金事業の改正の動向等を確認しながら検討します。</p>   | 令和7年度 | —  | 取組中  |
|    |       |                       |        |   | R6 | 要      | <p>那覇市育英会の事業は、経済的な理由により就学困難な者への修学支援であることから、貸与者が安心して学業が行えること・償還者の継続的な返済が、当団体の安定的な事業実施かつ成果であると考えております。そのため、指標設定については、「不能欠損数者数0人」にするなど、適切な事業評価が実施できるよう当該団体と協議します。</p>                  | 令和6年度 | 令和6年10月9日協議し、成果指標等について「不能欠損数者数0人」等にするなど協議を行いました。                                 | 整理済み |

| ID | 所管部署  | 頁番号                   | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|-------|-----------------------|--------|---|----|--------|--|-------|--|------|
| 38 | 生涯学習課 | 37<br>43<br>51<br>115 | 意見     | <p>【公益財団法人那覇市育英会】<br/>○理事にふさわしい人材が選任されていたか疑問(元市職員の常務理事就任)<br/>過去の常務理事の中には、月1、2回程度の出勤回数のある理事も存在したとのことである。<br/>月1、2回の出勤では、事務局長としての職責を果たしていたかどうか疑問であるし、その出勤数で月額100,000円の報酬を受け取っていたのであれば、明らかに業務量に対して報酬額が過大であり、いわゆる天下り目的での退職者派遣であることが疑われかねない外観を有している状況が存在していた可能性がある。<br/>市は、那覇市育英会の事務局長としてふさわしい人材を常務理事に充てるように努め、常務理事就任後も事務局長としての職責を果たしているかどうか及び業務量と報酬金額のバランスが妥当かどうか、について継続的にモニタリングする必要がある。</p> | R5 | 要      | 那覇市育英会および当課で協議をした結果、事務局長の選任等について、国などの関係法令等の内容や動向を参考にすることや、本市としての全体的な方針を踏まえ、対応していくことを確認しております。また、勤務実態の確認については、月報等の提出などを検討します。 | 令和6年度 | 那覇市育英会および当課で協議をした結果、事務局長の選任等について、国などの関係法令等の内容や動向を参考にすることや、本市としての全体的な方針を踏まえ、対応していくことを確認しております。また、勤務実態の確認については、月報を提出していただき、事務局長の出勤状況を確認しております。   | 整理済み |
| 41 | 生涯学習課 | 37<br>53<br>117       | 意見     | <p>【公益財団法人那覇市育英会】<br/>○第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない<br/>市は、那覇市育英会に対し、出捐及び補助金交付により財政的援助を行っているが、当該財政的援助がどのような効果を上げているかを測定していない。そのため、那覇市育英会への財政的援助が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。<br/>事業のPDCAサイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した財政的援助の有効性を測定すべきである。</p>   | R5 | 要      | 那覇市育英会に対する市補助金は、当団体の貸与事業の執行や償還事務の安定的な運営に寄与していると考えております。財政的援助の有効性について、事業の趣旨を踏まえた指標の設定などで事業の改善にいかせるしくみを検討します。                  | 令和7年度 | 経済的な理由により就学困難な者への修学支援は、将来を担う子供たちへ進学する機会の創出につながっております。貸与者が継続して学業が行い、安定的に事業を実施できているということは財政的援助が有用であったといえ、貸与人数や貸与費、償還状況の実績報告等を持って効果があったと認識しております。引き続き、補助金適正化チェックシート等で財政的援助の有効性について確認していきます。 | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|-------|-----------------|--------|---|----|--------|---|-------|---|------|
| 42 | 生涯学習課 | 37<br>55<br>118 | 意見     | <p>【公益財団法人那覇市育英会】</p> <p>○預金管理体制が不十分</p> <p>那覇市育英会において、預金通帳と銀行届出印は別な金庫等に分けて保管されているが、2つの金庫等の鍵は同一の資金担当者が保有しているため、単独で預金の払出が可能な状態である。</p> <p>不正な預金払出の防止という内部統制上の観点からは、例えば以下のような体制を構築すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの鍵の保有者をそれぞれ別の人にする。</li> <li>・上記資金担当者とは別な役職員により、定期的に預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高を照合する。</li> </ul> <p>市の財源により財政的援助を行っている第三セクター等において、不正な預金払出を発生させるわけにはいかないため、市は、預金管理に関する適切な内部統制の構築を那覇市育英会に指導すべきである。</p> | R5 | 要      | 那覇市育英会において、通帳や証書等と銀行印などの管理者を別で設けるなど対応しており、預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高照合について、年度内の半期毎に残高照合することを検討します。   | 令和5年度 | 令和5年7月21日に当課から育英会に対し、定期的に、預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高照合などを行っていくよう指導を行いました。また、預金管理等を含む会計に関する内部規定について、策定中であることを確認しております。なお、現在は、通帳と定期預金証書、公印と銀行印を保管する人を別に行っていることを確認しております。 | 取組中  |
|    |       |                 |        |   | R6 | 要      | 那覇市育英会における預金管理等を含む会計に関する内部規定(経理規定)の確認を行います。   | 令和6年度 | 那覇市育英会より預金管理等を含む会計に関する内部規定(経理規定)の策定・施行を令和6年5月24日開催理事会資料にて確認しております。また、定期的に、預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高照合などを行っていることも併せて確認しております。  | 整理済み |
| 43 | 生涯学習課 | 37<br>55<br>118 | 意見     | <p>【公益財団法人那覇市育英会】</p> <p>○貸付金管理台帳と財務諸表上の貸付金残高が一致していない</p> <p>那覇市育英会において使用している貸付金償還システムから出力した、令和3年度末時点の個別貸付金残高明細の合計額と令和3年度末時点の財務諸表残高を比較した結果、10,000円の差異があった。</p> <p>那覇市育英会は、差異原因を調査し、適切な貸付金残高を把握した上で、個別貸付金残高明細の合計額と財務諸表残高を適切な貸付金残高に一致させるよう、努力されたい。</p>  | R5 | 要      | 那覇市育英会に確認したところ、令和3年度末時点の貸付金償還システムから出力した個別貸付金残高明細と財務諸表残高の合計額の不一致について、貸付金償還システムの入力による人的ミスと判明しました。令和5年度中に仕訳を行い、決算書に反映できるよう検討する意向を確認しております。 | 令和5年度 | 令和5年7月21日に育英会より不一致の原因が判明したことを確認しております。今後、監査と相談し対応を決め、理事会での承認を得て決算に反映する予定です。   | 取組中  |
|    |       |                 |        |   | R6 | 要      | 育英会へ個別貸付金残高明細と財務諸表残高の合計額の不一致について、監査との相談状況、決算状況への反映状況等の確認を行います。  | 令和6年度 | 令和6年7月19日に監事と調整したことを確認しております。決算への影響は伴わず、システム修正処理のみの対応が可能だったことを確認しております。   | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|-------|-----------------|--------|--|----|--------|--|-------|---|------|
| 44 | 生涯学習課 | 37<br>55<br>121 | 意見     | <p>【公益財団法人那覇市育英会】</p> <p>○償還が遅延している貸付金の回収手続に改善の余地がある</p> <p>那覇市育英会は、完済まで長期間を要しそうな債務者や完済する前に仕事が定年退職を迎えそうな債務者等、全額償還に特段の懸念が生じている債務者については、可能な限り償還額の増額を交渉したり、連帯保証人に相談したりする等、全額償還に向けた措置を講じる必要がある。</p> <p>また、市は貸付金の全額償還に向けた措置を講じることを那覇市育英会に指導し、那覇市育英会が講じた措置が適切に運用されていることを定期的にモニタリングする必要がある。</p>   | R5 | 要      | <p>・那覇市育英会に確認したところ、長期滞納者については、全額償還に向けて対策を検討し、特別な理由により減額または猶予を希望している者については事情を確認した上で、まずは単年度申請とし、完済まで長期間とならないよう対応します。</p> <p>・当課としましては、今後、定期的なモニタリングを実施し、確認していきたいと考えています。</p>             | 令和6年度 | 貸付金の回収については、返済者における生活と返済の両立を図りつつ、返済が滞らないように那覇市育英会が対策をしていることを確認しております。引き続き、当課としても補助金適正化チェックシート等を活用し、モニタリングを行ってまいります。 | 整理済み |
| 46 | 生涯学習課 | 37<br>55<br>123 | 意見     | <p>【公益財団法人那覇市育英会】</p> <p>○指定正味財産に計上されている指定補助金の使途が不明確</p> <p>那覇市育英会の貸借対照表の指定正味財産に、市から受け取った補助金が指定補助金として2,500千円計上されている。</p> <p>市の担当課においても、当該補助金をどのような目的・使途で那覇市育英会に交付したのかについて記録が残っておらず、那覇市育英会側においては、指定補助金の取り扱いをどのようにすればよいかわからずそのままになっている、という実態であった。</p> <p>そこで、市及び那覇市育英会は、以下の対応を取るべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両者協議の上、当該指摘補助金2,500千円について、改めて使途を特定する。(新規貸付の財源に限定するのか、それとも、育英会の運営資金としても使用可能とするのか。)</li> <li>・補助金の目的たる支出が行われた場合、指定正味財産から一般正味財産へ振り替える会計処理を行う。</li> </ul> | R5 | 要      | 年内を目標に、那覇市育英会および当課にて協議の上、当該補助金2,500千円についての運用を検討します。  | 令和5年度 | 令和5年12月1日に、今後、当該補助金250万円について一般正味財産へ振替の会計処理を行うと育英会と協議を行いました。   | 取組中  |
|    |       |                 |        |  | R6 | 要      | 当該補助金2,500千円の使用については、市と育英会で協議し、一般正味財産へ振替し、「貸与金の財源」とすることとしたが、過去の資料(平成18年度、平成21年度補助金、収支決算書)より当該補助金は既に「貸与金」として、上記使途どおりに支出されている事が確認されたため、今後、財務諸表の修正について、令和6年度中に、当該団体が理事会等を通して行うことで調整しています。 | 令和6年度 | 令和6年10月9日に育英会と調整し、令和6年度決算時(令和7年5月頃)に反映することで協議済みとなっております。  | 整理済み |

| ID | 所管部署  | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|-------|-----------------|--------|--|----|--------|---|-------|---|------|
| 47 | 生涯学習課 | 38<br>56<br>124 | 意見     | <p>【公益財団法人那覇市育英会】</p> <p>○情報公開が不十分</p> <p>市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、少なくとも那覇市育英会において財政的なリスクが高まったと判断した場合には、市のHP等において、経営諸指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について情報公開することを検討すべきである。</p> <p>また、議会に対しても、財政的リスクの高まりに応じて適宜議会に報告を行い、議会のモニタリングを受けるべきである。</p>  | R5 | 要      | 財政的なリスクが高まった際の対応について、全庁的な方針等を踏まえながら対応したいと考えています。  | 令和6年度 | 令和5年度において那覇市育英会に財政的リスクは見受けられませんでした。次年度以降も引き続き経営状況について補助金適正化チェックシート等を通し、確認を行い、財政的リスクが高まった場合には、市のHP等において情報公開を行い、議会に対しても適宜報告を行います。   | 整理済み |
| 48 | 生涯学習課 | 38<br>56<br>125 | 意見     | <p>【公益財団法人那覇市育英会】</p> <p>○那覇市育英会の将来的な展望について</p> <p>那覇市育英会では、新規貸与者数の減少に伴い、新規貸付金に使用されない“余剰金”が増加している状況にあると考えられる。</p> <p>市是那覇市育英会とともに、那覇市育英会の将来の事業展望及び“余剰金”の活用方法について検討すべきである。</p> <p>また、那覇市の奨学金事業は、給付型奨学金が市の直営により、貸与型奨学金が那覇市育英会により、それぞれ実施されている。</p> <p>単一事業者とすることにより、事業に係る事務コストが削減される可能性があるため、那覇市育英会の将来の事業展望と合わせて、奨学金制度の単一事業者による運用の可否も検討することが望ましい。</p> | R5 | 要      | 那覇市育英会の余剰金については、令和3年度より「新型コロナウイルス対策学生生活支援金」として各貸与生へ貸与額の1ヵ月分の給付金の支給を実施しております。今後、コロナ禍も収束していく中で、物価高騰化等の現状もあり、支援の継続は必要であり、名称を変更し継続事業として貸与生を支援したいとの意向を育英会より確認しております。また、奨学金制度を単一事業者にすることについては、国の奨学金事業の動向も確認しながら検討します。 | 令和7年度 | —   | 取組中  |
|    |       |                 |        |  | R6 | 要      | 那覇市育英会と余剰金の活用および単一事業者による運用可否について協議します。  | 令和6年度 | 令和6年10月9日に那覇市育英会と余剰金の活用および単一事業者による運用可否について協議を行い、今年度においても、余剰金の一部を貸与生に物価高騰の状況から、学生生活支援給付金として支給していることを確認しました。また、単一事業者による運用可否については、当該団体の事業実施や運営状況、関連する国の奨学金事業の動向にも注視し、引き続き、協議してまいります。 | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署      | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|-----------|-----------------|--------|--|----|--------|--|-------|--|------|
| 49 | ちゃーがんじゅう課 | 37<br>50<br>129 | 意見     | <p>【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】<br/>○第三セクター等による自己評価が十分に実施されていない</p> <p>市は、シルバー人材センターが自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。</p> <p>また、PDCAサイクル運用の観点からは、目標値と実績値の差異原因を分析し、分析結果を翌年度以降の事業改善に繋げることが望ましい。</p> <p>成果指標として、現状設定している4項目を採用するのであれば、自己評価及び市のモニタリング時における目標値は、中期計画上の目標値ではなく、実現可能な目標値を別途設定すべきである。</p> | R5 | 要      | <p>令和5年度より、(公社)沖縄県シルバー人材センター連合を通して、(公社)全国シルバー人材センター事業協会から、「シルバー事業実績の向上」の為、「PDCAサイクル」を導入し、継続的な改善及び実績の向上を図る取り組みを行うこととして下記項目について目標管理を行う計画が通達されたため、当センターにおいてもPDCAサイクルを導入し、同項目を数値目標として設定し、自ら評価を行うようにします。</p> <p>市は、同センターが合理的な目標を設定し、自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行ってまいります。</p> <p>○会員数(会員拡大)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.女性会員の拡大</li> <li>2.入会説明会の工夫</li> <li>3.退会抑制策</li> </ol> <p>○派遣事業延人員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.派遣事業の拡大</li> <li>2.延人員の増</li> </ol> | 令和6年度 | <p>令和5年度より、市シルバー人材センターにおいて下記の数値目標を設定し、継続的な改善及び実績の向上を図る取組を行っているところです。</p> <p>市は、同センターが合理的な目標を設定し、自ら評価を積極的に行うよう、引き続き指導・監督等を行ってまいります。</p> <p>○会員数(会員拡大)</p> <p>令和5年度目標900人→実績798人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.女性会員の拡大<br/>・女性部会の活動強化を図るため、女性部会を年13回開催しました。</li> <li>2.入会説明会の工夫<br/>・窓口での個別説明を実施しました。<br/>・システム会社より資料確認し、一部デジタル化を検討しました。</li> <li>3.退会抑制策<br/>・封筒詰め作業など、高齢会員向けの簡易な就業内容を提案・検討しました。</li> </ol> <p>○派遣事業延人員</p> <p>令和5年度目標400人→実績715人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.派遣事業の拡大</li> <li>2.延人員の増<br/>・スーパーの品出しや放課後児童クラブへの派遣など、人手不足分野の開拓を検討・実施しました。</li> </ol> | 整理済み |
| 51 | ちゃーがんじゅう課 | 46<br>53<br>133 | 意見     | <p>【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】<br/>○労働時間管理の適切性に疑義がある</p> <p>令和3年度における常勤職員5名の残業時間について、毎月作成されている残業時間記録簿を閲覧したところ、5名全員がいずれも、毎月の残業時間が12ヶ月間を通じて全く同じ時間数となっていた。</p> <p>シルバー人材センターは、残業時間記録簿だけではなくタイムカードを導入する等、適切な労働時間管理方法を改めて検討すべきである。</p> <p>また、市は、上記のような問題が生じるリスクを十分に理解し、シルバー人材センターに対して適切な労働時間管理の体制を構築するよう、強く指導すべきである。</p>  | R5 | 要      | <p>当センターの「職員就業規則」の変更や機器導入等に対する予算措置が必要な為、他シルバー人材センターの労働時間管理方法を収集し、改善に努めたいと考えております。</p> <p>市は、適切な労働時間管理の体制を構築するよう、シルバー人材センターに対して指導を行っていきます。</p>  | 令和7年度 | <p>県内シルバー人材センターに対し、規約規程等の確認を行っているところです。(うち、4センターについては確認済みです。)</p>  | 取組中  |
|    |           |                 |        |  | R6 | 要      | <p>引き続き県内シルバー人材センターへ、規約規程の整備状況や機器の費用等について情報収集を行います。</p> <p>市は、他シルバー人材センターの状況等を踏まえ、適切な労働時間管理の体制を構築するよう、シルバー人材センターに対して指導を行います。</p>   | 令和7年度 | <p>(実施後、その内容が記載されます。)</p>  | 取組中  |

| ID | 所管部署      | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|-----------|-----------------|--------|---|----|--------|---|-------|---|------|
| 54 | ちゃーがんじゅう課 | 37<br>53<br>135 | 意見     | 【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】<br>○第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない<br>市は、シルバー人材センターに対し、出捐及び補助金交付により財政的援助を行っているが、当該財政的援助がどのような効果を上げているかを測定していない。そのため、シルバー人材センターへの財政的援助が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。<br>事業のPDCAサイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した財政的援助の有効性を測定すべきである。  | R5 | 要      | 他市町村の第三セクター等への財政的援助に関する効果測定方法を収集し、これらを参考に手法を検討し、市が実施した財政的援助の有効性を測定するようにします。   | 令和7年度 | 令和5年度より、シルバー人材センターの定時総会やモニタリング時に、事業概要や業績、財務諸表等を把握するとともに、次年度予算編成時に、補助金適正化チェックシート等を活用し、事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を精査し、費用対効果に留意した評価を行い、市が実施した財政的援助の有効性を測定しております。   | 整理済み |
| 56 | ちゃーがんじゅう課 | 37<br>55<br>136 | 意見     | 【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】<br>○未収入金管理台帳と決算書上の未収入金残高が一致していない<br>シルバー人材センターにおいて使用している基幹システムから出力した、令和3年度末時点の未収入金管理台帳上の未収入金合計額と、令和3年度末時点の貸借対照表残高を比較した結果、3,139,698円の差異があった。<br>シルバー人材センターは、差異原因を調査し、適切な未収入金残高を把握した上で、未収入金管理台帳上の合計額と貸借対照表残高について、適切な未収入金残高に一致させるよう、努力されたい。  | R5 | 要      | システムデータ等を遡って確認を行い、改善に努めます。また、業務システムと経理システムが連動出来るのかをシステム会社へ確認します。  | 令和7年度 | 令和3年度末時点で、公益目的事業会計通帳から法人会計通帳への資金振替が行えておらず、法人会計分の未収金が未処理の状態になっていたことが原因でした。令和4年度中に資金振替を行い処理済みとなっております。<br>システム会社へ確認したところ、業務システムと経理システムは連動できないとのことでしたが、今後も適切な未収入金残高を把握し、未収入金管理台帳上の合計額と貸借対照表残高について、適切な未収入金残高に一致させるようにしてまいります。 | 整理済み |
| 57 | ちゃーがんじゅう課 | 37<br>55<br>137 | 意見     | 【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】<br>○回収が遅延している未収入金の回収手続が十分でない<br>シルバー人材センターは、通常想定される回収時期を経過しても尚、未回収のままになっている未収入金を適時に抽出し、未回収の原因調査及び督促を行う体制を構築すべきである。<br>また、回収可能性が著しく低下した未収入金については、本来、債権償却又は貸倒引当金の計上、といった会計処理を行うべきである。<br>シルバー人材センターは、現状、発生から5年以上経過した未収入金について償却処理を行っているが、発生から5年未満の未収入金であっても、個別の状況を勘案し、発生可能性が低下したと考えられる未収入金については、債権償却又は貸倒引当金の計上、といった会計処理を行うことを検討されたい。 | R5 | 要      | 定期的な未収金状況確認を行い、回収不能にならないよう努めます。<br>また、未収状況が5年間経過した後に回収不能処理を行っていますが、発生から5年未満の未収入金であっても、個別の状況を勘案し、発生可能性が低下したと考えられる未収入金については、今後適切に処理できるよう、規程の整備又は事務処理の見直しを検討します。 | 令和7年度 | 令和5年度決算時に、発生から5年未満の未収入金も含む令和元年度までの未収金について、個別の状況を勘案し、発生可能性が低下したと考えられる未収入金については、回収不能処理を行いました。<br>回収不能にならないよう、今後も定期的に未収金状況確認を行ってまいります。   | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署      | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|-----------|-----------------|--------|--|----|--------|---|-------|---|------|
| 58 | ちやーがんじゆう課 | 37<br>55<br>137 | 意見     | <p>【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】</p> <p>○財政運営資金信託預金の積立目的が不明瞭</p> <p>シルバー人材センターの令和3年度末貸借対照表において、特定資産として財政運営資金信託預金が10,000千円計上されている。</p> <p>当該特定資産は社団法人設立時に市から出捐を受けたものが使用されずに預金として残っているものであるが、積立目的や使途等は明確に決まっていなかった。</p> <p>当該出捐金は、市の財源から出捐したものであるため、市の財源が有効に活用されるよう、市は、シルバー人材センターと協議の上、財政運営資金信託預金の積立目的や使途を明確にされたい。</p> <p>また、現状、勘定科目名として財政運営資金信託預金という科目を使用しているが、当該勘定科目名だけでは預金の積立目的が不明瞭である。市及びシルバー人材センターは、改めて明確にした積立目的や使途を表すような勘定科目により特定資産に計上する必要がある点に留意されたい。</p> | R5 | 要      | <p>財政運営資金信託預金は、年度当初の配分金等支払い時に現金が不足する恐れがある場合に、金融機関からの短期借入時の担保として活用している状況です。</p> <p>今後は、市と当センターと協議の上、同預金の積立目的や使途を明確にするようにします。</p> | 令和7年度 | <p>当該特定資産の取扱いについて、市への返還も含め、監督官庁である沖縄県公益認定等審議会事務局に照会したところ、不測の事態に備え、法人を存続させるため保有しておく必要はないかとの回答がありました。また、令和5年10月のインボイス制度施行に伴い、免税事業者である当センター会員の就業の対価としての配分金に係る消費税については、当センターにおいて仕入税額控除ができず、その分の消費税を当センターが負担することとなったことから、これらを踏まえ市と当センターで協議した結果、今後急増が見込まれる消費税負担に備え、当該特定資産を保有しておくのが得策との結論に至りました。</p>           | 取組中  |
|    |           |                 |        |  | R6 | 要      | <p>勘定科目名について、不測の事態への備えとしては別に「財政運営資金積立資産」があるため、これに統合することを検討します。</p>  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 59 | ちやーがんじゆう課 | 37<br>55<br>138 | 意見     | <p>【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】</p> <p>○賞与引当金の計上が漏れている</p> <p>現状の期末手当に関する会計処理で、支給時に支給総額を人件費として費用処理しており、賞与引当金は計上されていなかった。</p> <p>「公益法人会計基準」の運用指針12.(1)に記載されている貸借対照表科目の例示には、賞与引当金が記載されているため、シルバー人材センターにおいても賞与引当金の計上が必要である。</p> <p>シルバー人材センターは、公益法人会計基準に従い適切に会計処理する必要がある。また、市はシルバー人材センターに対し、適切な会計処理を行うよう指導する必要がある。</p>   | R5 | 要      | <p>上部団体に確認し、適切な会計処理に努めます。</p> <p>市は、シルバー人材センターに対し、適切な会計処理を行うよう、モニタリングの際に指導していきます。</p>   | 令和7年度 | <p>全国シルバー人材センター事業協会のQ&amp;Aによりますと、「国庫補助金の賞与(期末手当、勤勉手当)は退職金と異なり、支給が確定した負債ではないため、例えば、引き当てた職員が4月に退職したケースでは、引き当てられた国庫補助金の返還が求められることとなります。このようなことから、国庫補助対象のセンターでは、「賞与引当金」の設定、計上を行わないのが一般的です。」とされており、当センターとしましても上部団体の認識・指導に沿って会計処理を行っております。</p> <p>市は、引き続きシルバー人材センターに対し、適切な会計処理を行うよう、モニタリング等の際に指導してまいります。</p> | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署      | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|-----------|-----------------|--------|--|----|--------|--|-------|--|------|
| 60 | ちゃーがんじゅう課 | 38<br>56<br>139 | 意見     | 【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】<br>○情報公開が不十分<br>市は現状の情報開示に留まらず、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、少なくともシルバー人材センターにおいて財政的なリスクが高まったと判断した場合には、市のHP等において、経営諸指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について情報公開することを検討すべきである。<br>また、議会に対しても財政的なリスクの高まりに応じて適宜報告を行い、議会のモニタリングを受けるべきである。                                   | R5 | 要      | 第三セクター等の経営健全化等に関する総務省指針の主旨を鑑み、シルバー人材センターの財政的なリスクが高まった場合には、市のHP等において情報公開を行い、議会に対しても適宜報告を行います。   | 令和6年度 | 令和5年度はシルバー人材センターに財政的なリスクは見受けられませんでした。次年度以降も引き続き経営状況についてモニタリング等による確認を行い、財政的なリスクが高まった場合には、市のHP等において情報公開を行い、議会に対しても適宜報告を行います。 | 整理済み |
| 61 | ちゃーがんじゅう課 | 46<br>56<br>139 | 意見     | 【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】<br>○反社チェック手続の強化について<br>シルバー人材センターの取引先等に対する反社会的勢力の排除に関するチェック手続について、現状は、一部の取引先等に対してのみ反社チェック手続を行っている状況である。<br>しかしながら、シルバー人材センターに業務を発注することは基本的に誰でも可能であるし、また、60歳以上であれば基本的に誰でもシルバー人材センターの会員となることが可能であるが、見方を変えると反社会的勢力が容易に取引先や会員に入り込み易い状況とも言えるため、できる限りの反社チェックを実施すべきである。               | R5 | 要      | 契約書や請書等の見直しを行い、強化を図ります。<br>入会申込書、又は、就業承諾書等に反社チェックの文言等を取り入れ、チェック強化を行います。  | 令和7年度 | 契約書や請書等について、契約更新の際に契約内容に随時文言を取り入れています。会員入会の誓約書に、反社会的勢力でない旨の文言を取り入れました。   | 取組中  |
|    |           |                 |        |  | R6 | 要      | 定時総会において、定款の一部変更を行い、反社会的勢力であることを会員資格喪失事由に追加します。  | 令和7年度 | 令和6年5月31日開催の定時総会において定款の一部変更についての議案が可決されたことにより、反社会的勢力であることを会員資格喪失事由に追加しました。   | 整理済み |
| 62 | 管財課       | 40<br>56<br>145 | 意見     | 【那覇市土地開発公社】<br>○休眠状態となっている土地開発公社の存続の可否について<br>現状、那覇軍港返還時の再開において公社を活用する可能性がある、等の理由で10年以上休眠状態のまま公社が存続している状況である。<br>いつ生じるかわからない事象のために、管理費をかけて土地開発公社を存続させるという判断を継続していたというのは、検討が不足していると言わざるを得ない。<br>市及び那覇市土地開発公社は、「那覇軍港返還時期の見積り可能性」、「土地開発公社解散時のメリット(余剰金の活用、管理費の削減)」等を踏まえ、多角的な観点から、改めて土地開発公社の存続について検討されたい。 | R5 | 要      | 令和元年度の理事会において、那覇軍港返還後の跡地利用に関連して、将来的に土地の先行取得業務の再開が行われる可能性があることから、「那覇市土地開発公社は存続させることとする。」と決議しています。<br>なお、今後の社会情勢、軍港問題等の状況の変化を踏まえ、必要に応じて、理事会にて存続の可否を判断していくこととしております。<br>今般の包括外部監査の意見を踏まえ、臨時的那覇市土地開発公社理事会を開催し、本公社の存続の可否について付議したいと考えています。 | 令和5年度 | 当公社の今後のあり方について令和6年3月の理事会において、公社の解散と再設立の手續きや公社解散のメリット・デメリットを挙げた上で存続の可否を検討したところ、存続すると言う結論に至りました。                             | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|-------|-----------|--------|---|----|--------|--|-------|--|------|
| 63 | 保健総務課 | 50<br>150 | 意見     | 【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br>○事業に関する自己評価について改善の余地がある<br>令和3年度事業年度業務実績等報告書を閲覧したところ、項目別評価は実施されているが、「様式1-1-2 年度評価 総合評定」の2. 法人全体に対する評価の記載欄に、令和3年度の業務実績が羅列されているだけで、全体評価の結果が記載されていなかった。<br>項目別評価のみを実施し全体評価を実施しなければ、木を見て森を見ずの状態となってしまう、地方独立行政法人法第28条第2項の趣旨に合致した自己評価は実施できないと考える。<br>したがって、那覇市立病院は、地方独立行政法人法第28条第2項に基づき、全体評価も実施すべきである。 | R5 | 要      | 事業の自己評価について、どのように評価し記載するか検討いたします   | 令和5年度 | —  | 取組中  |
|    |       |           |        |   | R6 | 要      | 事業の自己評価について、どのように評価し記載するか検討いたします。  | 令和6年度 | 令和5事業年度業務実績等報告書(令和6年6月28日)から、「様式1-1-2 年度評価 総合評定」の2. 法人全体に対する評価の記載欄に、全体評価を追記しました。 | 整理済み |
| 66 | 保健総務課 | 52<br>157 | 意見     | 【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br>○一般管理費の計上根拠が不明確<br>本委託契約における委託料(予定価格)は、人件費、法定福利費の他、管理費及び材料費等も含めて積算しており、管理費及び材料費(いわゆる「一般管理費」)は人件費の42%相当として算定している。<br>しかし、この「42%」について指針やルールは存在せず、概ね過去の契約金額及び仕様、履行の難易、数量の多寡、社会状況等を考慮し定めているとのことである。<br>厳密な積算は困難だからこそ、一定比率を用いて実施する場合は、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。   | R5 | 要      | 令和7年度那覇市立病院清掃業務委託契約については、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全労務単価を参照して設計書を作成し、予定価格を設定します。  | 令和6年度 | —  | 取組中  |
|    |       |           |        |   | R6 | 要      | 令和7年度那覇市立病院清掃業務委託契約については、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全労務単価を参照して設計書を作成し、予定価格を設定します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 67 | 保健総務課 | 52<br>158 | 意見     | 【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br>○一般管理費の計上根拠が不明確<br>本委託契約における委託料(予定価格)は、人件費、法定福利費の他、管理費及び材料費等も含めて積算しており、管理費及び材料費(いわゆる「一般管理費」)は人件費の45%相当として算定している。<br>しかし、この「45%」について指針やルールは存在せず、概ね過去の契約金額及び仕様、履行の難易、数量の多寡、社会状況等を考慮し定めているとのことである。<br>厳密な積算は困難だからこそ、一定比率を用いて実施する場合は、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。   | R5 | 要      | 令和6年度那覇市立病院警備業務委託契約については、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全労務単価を参照して設計書を作成し、予定価格を設定します。  | 令和5年度 | —  | 取組中  |
|    |       |           |        |   | R6 | 要      | 建築保全業務積算要領にて積算する場合、直接人件費の積算方法は「直接人件費=数量×標準歩掛り×労務単価」となります。<br>標準歩掛りについては、見積りによると記載されており、すべての警備業務の歩掛りを設定することが困難でした。<br>令和7年10月に新病院が開院するので、警備業務委託検討時に警備業務の歩掛りを改めて設定します。 | 令和7年度 | —  | 取組中  |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容          | 処理区分 |
|----|-------|-----------|--------|---|----|--------|---|-------|--------------------|------|
| 68 | 保健総務課 | 52<br>160 | 意見     | 【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br>○随意契約により事業者を選定する理由が不十分<br>随意契約の理由について、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積りの要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。<br>外部委託の要否判定については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。<br>また、同業他社への打診及び相見積りの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。<br>そして、契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報(既存職員の給与水準、ハローワークの情報等)に基づく積算、及び人員確保のコスト等を併せた那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。 | R5 | 要      | ●外部委託の要否<br>診療報酬請求は年々業務が複雑化、高度化するとともに、医療事務員の確保が困難となってきている背景があります。そのため業務を分担し、専門分野に特化させることで効率化や患者サービスの向上、適切な診療報酬請求を図るためにも委託化は必要であることから、その方針を確認し、起案書にその旨記載します。<br>●見積り合わせの要否<br>同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。<br>●見積額の妥当性の検証<br>入札額だけでなく、実務にともなった人員が必要人数確保できるか、また教育体制が整っているかなど質の担保も必須となります。<br>そのため、見積り額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を検討します。 | 令和7年度 | —                  | 取組中  |
|    |       |           |        |   | R6 | 要      | ●外部委託の要否<br>診療報酬請求は年々業務が複雑化、高度化するとともに、医療事務員の確保が困難となってきている背景があります。そのため業務を分担し、専門分野に特化させることで効率化や患者サービスの向上、適切な診療報酬請求を図るためにも委託化は必要であることから、その方針を確認し、起案書にその旨記載します。<br>●見積り合わせの要否<br>同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。<br>●見積額の妥当性の検証<br>入札額だけでなく、実務にともなった人員が必要人数確保できるか、また教育体制が整っているかなど質の担保も必須となります。<br>そのため、見積り額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を検討します。 | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 69 | 保健総務課 | 52<br>160 | 意見     | 【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br>○随意契約の際の見積り合わせが実施されていない<br>那覇市立病院医事業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入力している。<br>見積書の入手が1者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。   | R5 | 要      | 複数見積りの徴取やプロポーザルの実施を検討します。<br>1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。   | 令和7年度 | —                  | 取組中  |
|    |       |           |        |   | R6 | 要      | 複数見積りの徴取やプロポーザルの実施を検討します。<br>1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容          | 処理区分 |
|----|-------|-----------|--------|---|----|--------|---|-------|--------------------|------|
| 70 | 保健総務課 | 52<br>160 | 意見     | 【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br>○適及押印時の承認手続が不十分<br>那覇市立病院医事業務委託契約の契約日は、委託先からの希望により、那覇市立病院における起案決裁日(令和3年5月6日)以降ではなく、4月1日が契約日付となっているが、委託先の希望の理由について言及が無い。<br>適及押印が認められるケースは極めて限定的と考えられるため、その理由及び承認経緯を明確に記録すべきである。<br>また、契約締結の起案は、書面上の締結日前に決裁される業務フローを構築されたい。   | R5 | 要      | 適及押印とならないよう業務フローを作成し、取り組みます。  | 令和7年度 | —                  | 取組中  |
|    |       |           |        |   | R6 | 要      | 適及押印とならないよう業務フローを作成し、取り組みます。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 71 | 保健総務課 | 52<br>161 | 意見     | 【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br>○随意契約により事業者を選定する理由が不十分<br>随意契約の理由について、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積りの要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。<br>外部委託の要否判定については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。<br>また、同業他社への打診及び相見積りの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。<br>そして、契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報(既存職員の給与水準、ハローワークの情報等)に基づく積算、及び人員確保のコスト等を併せた那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。 | R5 | 要      | ●外部委託の要否<br>診療報酬請求は年々業務が複雑化、高度化するとともに、24時間365日の勤務が行える医療事務員の確保が困難となってきている背景があります。急病センター専門に特化させ患者サービスの向上、適切な診療報酬請求を図るためにも委託化は必要であることから、その方針を確認し、起案書にその旨記載します。<br>●見積り合わせの要否<br>同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。<br>●見積額の妥当性の検証<br>入札額だけでなく、実務にともなった人員が必要人数確保できるか、また教育体制が整っているかなど質の担保も必須となります。<br>そのため、見積り額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を検討します。 | 令和7年度 | —                  | 取組中  |
|    |       |           |        |   | R6 | 要      | ●外部委託の要否<br>診療報酬請求は年々業務が複雑化、高度化するとともに、24時間365日の勤務が行える医療事務員の確保が困難となってきている背景があります。急病センター専門に特化させ患者サービスの向上、適切な診療報酬請求を図るためにも委託化は必要であることから、その方針を確認し、起案書にその旨記載します。<br>●見積り合わせの要否<br>同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。<br>●見積額の妥当性の検証<br>入札額だけでなく、実務にともなった人員が必要人数確保できるか、また教育体制が整っているかなど質の担保も必須となります。<br>そのため、見積り額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を検討します。 | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|-------|-----------|--------|---|----|--------|---|-------|--|------|
| 72 | 保健総務課 | 52<br>162 | 意見     | 【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br>○随意契約の際の見積合わせが実施されていない<br>那覇市立病院急病センター業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入手している。<br>見積書の入手が1者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。  | R5 | 要      | 複数見積もりの徴取やプロポーザルの実施を検討します。<br>1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。  | 令和7年度 | —  | 取組中  |
|    |       |           |        |   | R6 | 要      | 複数見積もりの徴取やプロポーザルの実施を検討します。<br>1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 73 | 保健総務課 | 52<br>162 | 意見     | 【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br>○適及押印時の承認手続が不十分<br>那覇市立病院急病センター業務委託契約の契約日は、委託先からの希望により、那覇市立病院における起案決裁日(令和3年5月6日)以降ではなく、4月1日が契約日付となっているが、委託先の希望の理由について言及が無い。<br>適及押印が認められるケースは極めて限定的と考えられるため、その理由及び承認経緯を明確に記録すべきである。<br>また、契約締結の起案は、書面上の締結日前に決裁される業務フローを構築されたい。 | R5 | 要      | 適及押印とにならないよう業務フローを作成し、取り組みます。   | 令和7年度 | —  | 取組中  |
|    |       |           |        |   | R6 | 要      | 適及押印とにならないよう業務フローを作成し、取り組みます。   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 77 | 保健総務課 | 52<br>164 | 意見     | 【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br>○随意契約の際の見積合わせが実施されていない<br>臨床検査業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入手している。<br>同業他社への打診及び見積もりの要否については、同業他社へ打診し対応不可の回答を得た事実を起案書に記載し、文書として保存されたい。  | R5 | 要      | 診療報酬改訂は2年ごとですが、大手二社で行う主な検査項目の見積り合わせをその際に実施し、価格の安い方の業者へ委託契約しています。<br>次回診療報酬改定は令和6年度ですが、大手二社及び同業他社も含め主な検査項目の見積り合わせを実施します。<br>又、同業他社が見積り対応不可の場合はその旨を令和6年度の臨床検査業務の委託契約の起案書に記載します。 | 令和6年度 | —  | 取組中  |
|    |       |           |        |   | R6 | 要      | 診療報酬改訂は2年ごとですが、大手二社で行う主な検査項目の見積り合わせをその際に実施し、価格の安い方の業者へ委託契約しています。<br>次回診療報酬改定は令和6年度ですが、大手二社及び同業他社も含め主な検査項目の見積り合わせを実施します。<br>又、同業他社が見積り対応不可の場合はその旨を令和6年度の臨床検査業務の委託契約の起案書に記載します。 | 令和6年度 | 令和6年6月18日に契約締結する際、大手二社に主な検査項目の見積り合わせを実施しました。また、同業他社が見積り対応不可だったので、その旨を令和6年度臨床検査業務委託契約の起案書に記載しました。 | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容          | 処理区分 |
|----|-------|-----------|--------|--|----|--------|---|-------|--------------------|------|
| 79 | 保健総務課 | 52<br>165 | 意見     | <p>【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br/>○随意契約により事業者を選定する理由が不十分<br/>患者給食業務委託の随意契約理由について、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積もりの要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。<br/>外部委託の要否については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。<br/>同業他社への打診及び相見積もりの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。<br/>契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報(既存職員(管理栄養士、栄養士等)の給与水準、ハローワークの情報等)に基づく積算、及び人員確保のコスト等を併せた那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。</p> | R5 | 要      | <p>●外部委託の要否<br/>病院における給食管理は年々業務が複雑化、高度化するとともに、栄養士及び調理師の確保が全国的に困難となってきている背景があります。そのため業務を分担し、専門分野に特化させることで効率化や安全の担保を図るためにも給食管理の委託化は必要であることから、毎年度、その方針を確認し、起案書にその旨記載します。<br/>●見積り合わせの要否<br/>毎年度、同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。<br/>●見積額の妥当性の検証<br/>入札額だけでなく、実務にともなった人員が必要人数確保できるか、また教育体制が整っているかなど質の担保も必須となります。<br/>そのため、見積り額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を令和6年度に向けて検討します。</p> | 令和6年度 | —                  | 取組中  |
|    |       |           |        |  | R6 | 要      | <p>●外部委託の要否<br/>病院における給食管理は年々業務が複雑化、高度化するとともに、栄養士及び調理師の確保が全国的に困難となってきている背景があります。そのため業務を分担し、専門分野に特化させることで効率化や安全の担保を図るためにも給食管理の委託化は必要であることから、毎年度、その方針を確認し、起案書にその旨記載します。<br/>●見積り合わせの要否<br/>毎年度、同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。<br/>●見積額の妥当性の検証<br/>入札額だけでなく、実務にともなった人員が必要人数確保できるか、また教育体制が整っているかなど質の担保も必須となります。<br/>そのため、見積り額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を令和6年度に向けて検討します。</p> | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |
| 80 | 保健総務課 | 52<br>166 | 意見     | <p>【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br/>○随意契約の際の見積り合わせが実施されていない<br/>患者給食業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入手している。<br/>但し、見積書の入手が1者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。</p>   | R5 | 要      | <p>複数見積もりの徴取やプロポーザルの定期開催実施を検討します。<br/>1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。</p>  | 令和6年度 | —                  | 取組中  |
|    |       |           |        |  | R6 | 要      | <p>複数見積もりの徴取やプロポーザルの定期開催実施を検討します。<br/>1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。</p>  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|-------|-----------|--------|---|----|--------|---|-------|--|------|
| 81 | 保健総務課 | 55<br>167 | 意見     | 【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br>○固定資産の減損兆候を判定していない<br>那覇市立病院においては、経営環境等を踏まえ令和3年度における固定資産の減損の兆候は無いと判断していたが、兆候が無いと判断した過程や理由について文書を作成していなかった。<br>那覇市立病院は、令和4年度以降、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準第1章第3.2.に記載されている項目を漏れなく検討した上で、固定資産の減損の兆候の有無を確認し、その結果を書類として保存する必要がある。   | R5 | 要      | 減損の兆候について、判断の過程や理由等を文書として作成し、理事会決算報告において財務諸表と合わせて諮ります。令和5年度決算を目処に、内容等を整理検討し作成します。 | 令和6年度 | 減損の兆候については、経営状況および土地の公示価格等により判定シートを作成し減損の兆候がないか判定を行えるよう対応しました。令和6年6月26日開催の理事会において、令和5年度の決算報告の際より、判定シートを活用し、報告しました。 | 整理済み |
| 83 | 保健総務課 | 55<br>168 | 意見     | 【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br>○現物の無い固定資産が管理台帳に記載されていた<br>監査人が固定資産台帳に記載されている資産をサンプルで抽出し、固定資産の現物確認を行ったところ、現物が見当たらなかった固定資産が1件存在した。<br>那覇市立病院は、以下の施策を実施することで適切な固定資産管理を実行し、固定資産管理台帳と固定資産現物の状況を一致させる必要がある。<br>・固定資産の取得、除却、売却、部門間移動が生じた際には、適時に固定資産管理台帳に情報を登録する。<br>・定期的に固定資産の現物実査を行い、固定資産管理台帳と固定資産現物に差異が生じている場合には、差異原因を調査した上で、現物の状況に合わせて固定資産管理台帳の情報を修正する。 | R5 | 要      | 固定資産の管理と現物確認の重要性をヒアリングを通して認識してもらい、随時現物確認を行う事で、今回のような不一致を一扫したいと考えています。             | 令和7年度 | —  | 取組中  |
|    |       |           |        |   | R6 | 要      | 固定資産の管理と現物確認の重要性をヒアリングを通して認識してもらい、随時現物確認を行う事で、今回のような不一致を一扫したいと考えています。             | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容          | 処理区分 |
|----|-------|-----------|--------|--|----|--------|---|-------|--------------------|------|
| 86 | 保健総務課 | 55<br>170 | 意見     | <p>【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br/>○たな卸差異の改善のためのフィードバックが不十分<br/>たな卸差異の原因究明及び改善案等のフィードバック資料が作成されていないため、たな卸資産減耗費の発生を防止できていない。<br/>そこで、以下の対応を検討されたい。<br/>・実地たな卸は、たな卸の単位となる各部署において前期と後期に各1回(年2回)実施している。各部署において、たな卸実施後、たな卸差異の原因究明・改善案を作成する。<br/>・次回のたな卸において、改善状況を年度グループもしくは財務経理グループ等、担当部署とは異なる職員が確認する。<br/>・上記対応について、「地方独立行政法人那覇市立病院たな卸資産管理規程」及び「那覇市立病院実地たな卸に関する事務取扱要領」に反映させ、病院内で周知徹底する。<br/>また、今後、低価基準による減耗が多額に生じた場合には、需要に応じた適切な仕入量を再検討する等、仕入事務精度の見直しを検討する必要がある。</p> | R5 | 要      | <p>【財務課用度グループ】<br/>令和5年度より棚卸時に差異が生じた場合、棚卸(差異)報告書を各現場に提出。差異が生じた原因や今後の対策など現場サイドで主体的に改善が行えるよう書面で保管しています。<br/>前期すべての棚卸が終了した際に終了報告と、棚卸(差異)報告書を添付して起案する予定です。<br/>後期には前期に提出した報告書を元に改善策の効果が判断ができます。(常に前回のフィードバック)低価基準については、極力保険価格内に収まるよう差益管理も含め常に価格交渉時に注意しています。</p> <p>【薬剤科】<br/>年2回実施しているたな卸しにおいて、たな卸差異について、その原因についてレポートして、改善案を作成し、次の棚卸の際、参考にして実施します。また、次回の棚卸において、その改善状況を財務課用度グループ職員等に確認させます。それから、これら業務内容を「地方独立行政法人那覇市立病院実地たな卸資産管理規定」及び「那覇市立病院実地たな卸に関する事務取扱要領」に反映させ、周知徹底していきます。</p>  | 令和5年度 | —                  | 取組中  |
|    |       |           |        |  | R6 | 要      | <p>【財務課用度グループ】<br/>令和5年度より棚卸差異を現場へ提示し、現場から原因等のフィードバックを行って資産減耗費の縮小に務めます。また、会計監査に向けて監査法人立ち会いのもと棚卸を行い、差異等のチェックや適正な在庫管理を行える体制構築を図りました。<br/>前期及び後期の棚卸しが終了した際に、その都度棚卸(差異)報告書を添付して終了報告として起案を行う予定です。(令和5年度は前期後期実施済)</p> <p>【薬剤科】<br/>新システムの稼働により、ハード面、運用面で慣れない部分もあり、薬剤科内で数回に分けて在庫チェックをおこない、日常での薬品払い出しの際のエラーを修正していくこととしました。また、エラーにつながっているとみられる運用については、見直しをおこない、運用の改善を実施しました。<br/>年2回実施しているたな卸しにおいて、たな卸差異について、その原因についてレポートして、改善案を作成し、次の棚卸の際、参考にして実施します。また、次回の棚卸において、その改善状況を財務課用度グループ職員等に確認させます。それから、これら業務内容を「地方独立行政法人那覇市立病院実地たな卸資産管理規定」及び「那覇市立病院実地たな卸に関する事務取扱要領」に反映させ、周知徹底していきます。</p> | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。) | 取組中  |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署    | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|---------|-----------------|--------|---|----|--------|---|-------|--|------|
| 88 | 保健総務課   | 56<br>171       | 意見     | 【地方独立行政法人 那覇市立病院】<br>○原価計算制度の導入検討<br>原価計算を実施する場合には、メリットとデメリットが生じるが、原価計算のメリットを生かして病院の収支状況向上に繋げ、収支向上により獲得した資金を人材採用費や医療機器取得に充てることのできる可能性があるため、原価計算制度の導入を検討されたい。  | R5 | 要      | 病院の収支状況向上のため原価計算の導入は一定の部門に対し行っています。今後は経費の圧縮にかかる計算などの根拠資料として作成を検討しています。医療は採算のみで行えず、不採算部門を担っている医師に対する説明は非常に誤解を招きやすいため、医師への個別面談による説明など慎重な導入を検討しています。                   | 令和6年度 | —  | 取組中  |
|    |         |                 |        |   | R6 | 要      | 病院の収支状況向上のため原価計算の導入は一定の部門に対し行っています。今後は経費の圧縮にかかる計算などの根拠資料として作成を検討しています。医療は採算のみで行えず、不採算部門を担っている医師に対する説明は非常に誤解を招きやすいため、医師への個別面談による説明など慎重な導入を検討しています。                   | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 90 | 企画調整課   | 57<br>174       | 意見     | 【那覇空港ビルディング株式会社】<br>○出資に対する成果を測定していない<br>市は公金により多額の出資を行っている以上、出資の効果及び出資を継続する必要性を検証すべきである。<br>また、那覇空港ビルディングは公共的な役割を担う第三セクターとして設立された会社であるが、コロナ禍前は十分な利益を計上しており、かつ、純資産額も厚いため、財務的な面から言えば、コロナ禍後に業績が回復すれば完全民営化も可能であると考えられる。したがって、完全民営化も選択肢の一つに含めた第三セクターの中長期的な出口戦略についても、県とともに検討すべきである。                        | R5 | 要      | 出資に対する効果についてどのような成果指標(入城観光客数等)の設定が適当か、また出資の継続に関する必要性について、第三セクターが行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を鑑み、検討してまいります。  | 令和5年度 | 当該会社の活動の目的たる旅客ターミナルビルにおいて、そのサービスを受ける利用者の総数を間接的に量る指標として「那覇空港の輸送実績」が考えられます。また、その利用者の多くが観光客であることから、ターミナルビル利用者が本市に与える効果については、観光統計の複数の指標(市内入込観光客数・延べ市内宿泊者数・市内観光収入)を観測し、ターミナルビル利用者総数との相関を測定することで類推し、その推移を注視してまいります。<br>なお、出口戦略につきましては、当該施設の周辺整備が現在も進展中であることや、中長期的には空港拡張整備構想もあることから、情勢の変化を注視し、第三セクターとしての役割を継続していくことが望ましいものと考えております。 | 整理済み |
| 93 | まちなみ整備課 | 40<br>57<br>179 | 意見     | 【那覇新都心株式会社】<br>○出資の効果及び出資目的の達成状況について検証が不十分<br>市は、公金である225百万円を出資している以上、出資の効果及び出資を継続する必要性を具体的に説明すべきである。<br>具体的には、以下のような対応を検討されたい。<br>(既述の出資理由のうち①～②)不動産運用専門の民間業者への譲渡について、第三セクターの継続と比較検討されたい。<br>(既述の出資理由のうち③～⑤)市税の収入額や雇用状況などについては、他の施策の効果を測る際にも活用可能であり、個人情報保護法等への抵触に留意しつつ共有し、各施策の効果を図るべく活用できる方策を検討されたい。 | R5 | 要      | 民間業者への譲渡や第三セクターとしての継続にあたっては、総務省が策定した「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の内容を踏まえながら、成果指標等の結果を活用し、検討してまいります。また、出資の効果や出資目的の達成状況の検証にあたっては、どのような成果指標(市税の収入額、雇用状況など)の設定が適当なのか、検討していきます。 | 令和5年度 | 第三セクターへの取り組みとしては、総務省が策定した「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の内容に留意して、整理しました。<br>成果指標としては、市税の収入額や雇用状況などとし、その指標を関係課の協力を得ながら提供してもらい、第三セクターの健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切に関与を行っていきます。   | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署       | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|------------|-----------|--------|---|----|--------|---|-------|---|------|
| 94 | まちづくり協働推進課 | 58<br>183 | 意見     | 【協働によるまちづくり推進事業】<br>○成果指標が設定されていない<br>事業を合理的に評価するには、事業目的に見合う成果指標を設定すべきである。<br>なお、本事業の目的が、すでに協働によるまちづくりを実践している市民の活動の継続を促し、点から線へ、線から面へと繋げることで協働によるまちづくりの推進を図るものであることに鑑みると、必ずしも定量的な成果指標の設定に固執せずとも良いと考えられる。   | R5 | 要      | 定性的な評価指標をどう定めるか、協働によるまちづくり推進協議会との意見交換などを交えながら検討していきます。  | 令和5年度 | 令和5年8月より「意見交換会」を毎月実施します。その中で、今後の当協議会の在り方や行政との連携の手法について検討しています。  | 取組中  |
|    |            |           |        |   | R6 | 要      | 本事業の目的が市民の地域活動を促進し協働の輪を広げることであることに鑑みると、取組の成果を数値化することが困難です。今後も、事業案や事業報告書にて取組のPDCAサイクルを回し、継続的な意見交換会や振り返りを実施しながら課題解決に向けた効果的な取組に協働で取り組みます。  | 令和6年度 | 校区まちづくり協議会の立ち上げ支援については、令和6年度の定量的な成果目標として「①校区まちづくり協議会たまご会5校区を協議会準備会となるよう人的・財政的支援を行うこと、②コーディネーター業務として地域会議等へ年30回参加し適宜支援・助言を行うこと」を設定し、取り組んでいます。 | 整理済み |
| 98 | 企画調整課      | 60<br>190 | 意見     | 【指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業】<br>○指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化<br>支援交付金という名称であっても補助金と同様に用途の適正性を確保すべき必要性に違いはないと考えられる。支援金の金額及び用途の妥当性の根拠を明確にするため補助金事業に係る検査(検査調書)と同様の履歴を残されたい。<br>また、本事業は指定管理事業とセットであるため、効率化の観点から指定管理事業の収支検査調書を転用できる様式にすべきである。<br>しかし、那覇市における指定管理事業に関連する規程等では、補助金事業に係る検査調書のように検査結果を記録として残すことは要求されていない。そのため、指定管理者の運営の適正性確保の観点も併せた全庁的なルール改訂も併せて検討されたい。 | R5 | 要      | 指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化については、支援金のあり方を整理し、指針改訂を検討いたします。  | 令和6年度 | —   | 取組中  |
|    |            |           |        |   | R6 | 要      | 支援金交付事業は、社会情勢等を勘案し実施する単発的な事業であることに加え、支援金の性質によっては指定管理事業の収支確認とあわせて検査を行うことがあるため、支援金事業の実施毎に作成する交付要綱の中で検査方法を明確にすることで対応を統一いたします。<br>なお、支援金の性質によって検査方法が異なる場合があることから、個々の支援金交付要綱に検査方法を明記することが適当であり、指定管理者制度に関する運用指針の改訂は馴染まない判断いたしました。 | 令和6年度 | 当該事業は既に終了しているため、次に実施する指定管理者に対する支援金事業以降から支援金交付要綱に検査方法を明記し、対応を統一いたします。  | 整理済み |
| 99 | 福祉政策課      | 58<br>193 | 意見     | 【那覇市社会福祉協議会補助金事業】<br>○成果指標が設定されていない<br>成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。  | R5 | 要      | 当事業是那覇市社会福祉協議会による地域福祉の増進を図る活動を支援するため、その運営に対して補助金を交付するものであり、成果指標の設定は難しいところですが、今後、PDCAサイクルの実施に向けてどのような成果指標を設定すべきか検討してまいります。   | 令和6年度 | 社会福祉協議会が事業計画に記載している事業目標を中心に成果指標を検討のうえ、交付申請時に成果目標を記載してもらい、実績報告時に達成状況を確認することでPDCAサイクルを実施します。  | 取組中  |
|    |            |           |        |   | R6 | 要      | 社会福祉協議会が事業計画に記載している事業目標を中心に成果指標を検討のうえ、交付申請時に成果目標を記載してもらい、実績報告時に達成状況を確認することでPDCAサイクルを実施します。  | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|-----|-------|-----------|--------|---|----|--------|--|-------|--|------|
| 102 | 福祉政策課 | 61<br>195 | 意見     | <p>【那覇市社会福祉協議会補助金事業】<br/>○重度心身障害者医療費等貸付事業の事業実施主体の再検討<br/>平成26年度那覇市包括外部監査において、重度心身障害者医療費等貸付事業について、那覇市社協の事業としては廃止し、那覇市が自ら行うなどの方法によるべきであるとの指摘がされていた。<br/>この点、当該指摘に対する対応について担当課に確認したところ、廃止の予定はないとのことであった。<br/>普段から高齢者障がい者からの相談業務を行っている社協が重度心身障害者医療費等貸付事業を行うことは不合理であるとはいえないと考える。<br/>もっとも平成7年までは那覇市が同事業を行っていたことから、引き続き那覇市が自ら行うことはできないのかの検討は継続すべきである。</p> | R5 | 要      | <p>重度心身障害者医療費等貸付事業は、対象者の方々の医療受診に伴う手続き等の負担軽減を目的とするとともに、国保制度上の財政負担の問題を解消するため実施してきた経緯があり、当該法人による当貸付事業を現状のとおり継続しますが、那覇市が自ら行うことができるかどうかについては今後検討してまいります。</p>  | 令和6年度 | <p>重度心身障害者医療費等貸付事業を社協が行うことには事業経緯上も一定程度の合理性が認められると考えており、当該法人による当貸付事業を継続しますが、那覇市が自ら行うことができるかどうかについては引き続き検討してまいります。</p> | 取組中  |
|     |       |           |        |   | R6 | 要      | <p>重度心身障害者医療費等貸付事業を社協が行うことには事業経緯上も一定程度の合理性が認められると考えており、当該法人による当貸付事業を継続しますが、那覇市が自ら行うことができるかどうかについては引き続き検討してまいります。</p>   | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 103 | 福祉政策課 | 58<br>198 | 意見     | <p>【那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業】<br/>○活動指標に改善の余地がある<br/>民生委員児童委員の勧誘活動に注力すべきところ、新任委員勧誘のための説明会の年間開催数なども活動指標に加えるべきである。<br/>また、市は民生委員児童委員数や住民に対する支援数の集計を行っているが活動指標として掲げていない。<br/>補助金支出の成果を測定するにあたって、民生委員児童委員の活動成果である支援数が本事業の重要な活動指標及び成果指標であると言わざるを得ない。<br/>民生委員児童委員1人あたりの負担が過重にならないように配慮した上で、“支援数”を活動指標及び成果指標に設定することを検討された。</p>                                 | R5 | 要      | <p>新任民生委員勧誘のための説明会については、現在、那覇市民生委員児童委員連合会では行っておりません。しかし、現在の民生委員の欠員状況を鑑み、那覇市民生委員児童委員連合会と協議するとともに、活動指標として設定することを検討してまいります。<br/>また、支援数についても民生委員児童委員1人あたりの負担が過重にならないように配慮した上で、活動指標として設定することを検討します。</p> | 令和6年度 | <p>広報、周知活動もしくは、支援数などを活動指標に設定できないか、引き続き民児連事務局と調整を図っていきます。</p>   | 取組中  |
|     |       |           |        |   | R6 | 要      | <p>広報、周知活動もしくは、支援数などを活動指標に設定できないか、引き続き民児連事務局と調整を図っていきます。</p>   | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 104 | 福祉政策課 | 58<br>198 | 意見     | <p>【那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業】<br/>○成果指標が設定されていない<br/>成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。</p>   | R5 | 要      | <p>事業の効果を検証するため成果指標の設定は有効だと考えています。どのような成果指標の設定が適切なのか検討してまいります。</p>   | 令和6年度 | <p>民児連事務局との定例会議等を通して、どのような成果目標を設定したほうが適切なのかについて、他市の事例も参考にしながら、引き続き検討していきます。</p>                                      | 取組中  |
|     |       |           |        |   | R6 | 要      | <p>民児連事務局との定例会議等を通して、どのような成果目標を設定したほうが適切なのかについて、他市の事例も参考にしながら、引き続き検討していきます。</p>  | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署           | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|-----|----------------|-----------|--------|---|----|--------|---|-------|---|------|
| 113 | 商工農水課          | 58<br>217 | 意見     | 【離島漁業再生支援事業】<br>○成果指標が設定されていない<br>現状、成果指標が設定されていないため、適切な成果指標を設定されたい。  | R5 | 要      | 本事業は5年度間を1事業期間(計画期間)として国に申請を行い、認定を受ける事業となっており、計画期間における成果目標は設定しておりますが、単年度毎の成果指標については設定していないため、他市町村の事例を参考に検討してまいります。  | 令和6年度 | 他市町村事例を確認した結果、5年後の目標を定めている団体はありましたが1年毎の指標を定めている団体はありませんでした。<br>よって、那覇市としても、ご意見にもあるように計画満了時の目標を指標と決めました。   | 整理済み |
| 115 | 商工農水課          | 58<br>222 | 意見     | 【水産物の新たな販売手法構築事業(新型コロナ関連)】<br>○適切な成果指標が設定されていない<br>成果指標は設定されておらず、適切な成果指標を設定されたい。<br>交付申請書によると、事業者は当該設備により干物の開発を計画していることから、例えば干物の販売枚数や干物の売上高を成果指標にすることが考えられる。干物の販売が開始されるのは、令和4年度以降になるが、令和4年度以降に事業者から情報を入手し、事後的にでも良いので効果を測定すべきである。  | R5 | 要      | 適切な成果指標の設定について、指摘事項に記載のあります干物の販売枚数等を参考に、当該設備を導入した事業者と協議し、当該事業の効果を図るのに適切な効果指標の設定を検討してまいりたいと思います。   | 令和5年度 | 事業者と協議し、成果指標について当該設備を活用し2品の商品開発を行うと設定いたしました。  | 整理済み |
| 123 | 商工農水課<br>企画調整課 | 60<br>235 | 意見     | 【指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業】<br>○指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化<br>担当課においては、本事業は「支援金」を「補助金」と同種として判断して検査調査を作成している。但し、検査内容は収入と感染予防対策費のみのチェックとなっており、それだけを求める調査様式になっている。<br>本事業は指定管理事業とセットであるため、効率化の観点から指定管理事業の収支検査調査を転用できる様式にすべきである。しかし、那覇市における指定管理事業に関連する規程等では、補助金事業に係る検査調査のように検査結果を記録として残すことは要求されていない。そのため、指定管理者の運営の適正性確保の観点も併せた全庁的なルール改訂も併せて検討されたい。 | R5 | 要      | 【商工農水課】<br>検査調査の作成要否、検査内容等の全庁的なルール改訂については、指定管理施設を総括する企画調整課と協議を行い、適切に見直していきたいと考えております。   | 令和6年度 | 企画調整課のヒアリングにおいて、当該事業における当該の整理状況、課題等を報告し、また、他課(指定管理施設の担当部署)の取組事例について情報共有をいたしました。<br>企画調整課より、今後同様の事業を実施する際には、支援金交付要綱に検査方法を明記して対応を統一すると整理していることから、企画調整課の方針に沿って適切に進めてまいります。 | 整理済み |
|     |                |           |        |   | R5 | 要      | 【企画調整課】<br>指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化については、支援金のあり方を整理し、指針改訂を検討いたします。   | 令和6年度 | —   | 取組中  |
|     |                |           |        |   | R6 | 要      | 【企画調整課】<br>支援金交付事業は、社会情勢等を勘案し実施する単発的な事業であることに加え、支援金の性質によっては指定管理事業の収支確認とあわせて検査を行うことがあるため、支援金事業の実施毎に作成する交付要綱の中で検査方法を明確にすることで対応を統一いたします。<br>なお、支援金の性質によって検査方法が異なる場合があることから、個々の支援金交付要綱に検査方法を明記することが適当であり、指定管理者制度に関する運用指針の改訂は馴染まないと判断いたしました。 | 令和6年度 | 当該事業は既に終了しているため、次に実施する指定管理者に対する支援金事業以降から支援金交付要綱に検査方法を明記し、対応を統一いたします。  | 整理済み |

| ID  | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|-----|-------|-----------|--------|---|----|--------|---|-------|---|------|
| 126 | 生涯学習課 | 58<br>245 | 意見     | <p>【那覇市育英会運営補助金】</p> <p>○成果指標が設定されておらず、事業の評価が不十分</p> <p>事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。</p> <p>貸与人数は活動指標のみならず、那覇市育英会における事業の成果を表す指標でもあったと考えられる。したがって、貸与人数又は新規貸与人数を成果指標に設定することを検討すべきである。</p> <p>その上で、平成24年度をピークに貸与人数が減少している事実を踏まえて本事業を適切に評価し、評価結果を、次年度以降の補助金予算額を決定や那覇市育英会の将来的な展望の検討の際に活用されたい。</p> | R5 | 要      | 那覇市育英会および当課にて協議した結果、事業評価における成果指標として、制度趣旨や適正な運営に資するような指標設定について令和6年度の国の奨学金事業の改正の動向等を確認しながら検討します。  | 令和7年度 | —   | 取組中  |
|     |       |           |        |   | R6 | 要      | 那覇市育英会の事業は、経済的な理由により就学困難な者への修学支援であることから、貸与者が安心して学業が行えること・償還者の継続的な返済が、当団体の安定的な事業実施かつ成果であると考えております。そのため、指標設定については、「不能欠損数者数0人」にするなど、適切な事業評価が実施できるよう当該団体と協議します。 | 令和6年度 | 令和6年10月9日協議し、成果指標等について「不能欠損数者数0人」等にするなど協議を行いました。  | 整理済み |
| 127 | 生涯学習課 | 60<br>246 | 意見     | <p>【那覇市育英会運営補助金】</p> <p>○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない</p> <p>本事業における那覇市育英会補助金交付要綱において、補助金の算定基準については「毎年度の予算の範囲内で定める額とする。」と記載されているのみで、明確な算定基準が規定されていなかった。</p> <p>本事業においては、補助率の上限を概ね1/2に設定した上で補助金額を決定する運用としているため、現時点では実務上大きな問題は生じていないものの、那覇市の補助金に関するガイドラインを遵守するためには、補助金交付要綱において補助率の上限を明記する措置を検討されたい。</p>                        | R5 | 要      | 上位指針である「那覇市の補助金に関するガイドライン」に基づいて那覇市育英会へ補助金を交付しているため、企画調整課等の関係部署との意向を確認しながら、明記する措置を検討したいと考えております。   | 令和6年度 | 上位指針である「那覇市の補助金に関するガイドライン」を引き続き遵守し、加えて、補助金適正化チェックシート等を併用しながら、適正な補助金の交付を行っていきたいと考えております。 | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署      | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|-----|-----------|-----------------|--------|---|----|--------|--|-------|---|------|
| 129 | ちゃーがんじゅう課 | 58<br>249       | 意見     | <p>【那覇市シルバー人材センター運営補助金】<br/>○成果指標が設定されておらず、事業の評価が不十分</p> <p>成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。</p>   | R5 | 要      | <p>令和5年度より、(公社)沖縄県シルバー人材センター連合を通して、(公社)全国シルバー人材センター事業協会から、「シルバー事業実績の向上」の為、「PDCAサイクル」を導入し、継続的な改善及び実績の向上を図る取り組みを行うこととして下記項目について目標管理を行う計画が通達されたため、当センターにおいても同項目を成果指標として設定します。</p> <p>○会員数(会員拡大)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.女性会員の拡大</li> <li>2.入会説明会の工夫</li> <li>3.退会抑制策</li> </ol> <p>○派遣事業延人員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.派遣事業の拡大</li> <li>2.延人員の増</li> </ol> | 令和6年度 | <p>令和5年度より、市シルバー人材センターにおいて下記の数値目標を設定し、継続的な改善及び実績の向上を図る取組を行っているところです。</p> <p>市は、同センターが合理的な目標を設定し、自ら評価を積極的に行うよう、引き続き指導・監督等を行ってまいります。</p> <p>○会員数(会員拡大)</p> <p>令和5年度目標900人→実績798人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.女性会員の拡大                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性部会の活動強化を図るため、女性部会を年13回開催しました。</li> </ul> </li> <li>2.入会説明会の工夫                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口での個別説明を実施しました。</li> <li>・システム会社より資料確認し、一部デジタル化を検討しました。</li> </ul> </li> <li>3.退会抑制策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・封筒詰め作業など、高齢会員向けの簡易な就業内容を提案・検討しました。</li> </ul> </li> </ol> <p>○派遣事業延人員</p> <p>令和5年度目標400人→実績715人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.派遣事業の拡大</li> <li>2.延人員の増                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーの品出しや放課後児童クラブへの派遣など、人手不足分野の開拓を検討・実施しました。</li> </ul> </li> </ol> | 整理済み |
| 130 | ちゃーがんじゅう課 | 47<br>59<br>250 | 意見     | <p>【那覇市シルバー人材センター運営補助金】<br/>○補助金予算積算時における団体の資金的余裕の有無の検証</p> <p>那覇市シルバー人材センターにおいては、5期連続で一般正味財産増減額がプラスとなっており、特に令和2年度においては当期一般正味財産増減額が17,330千円と多額に生じている。</p> <p>市は、補助金交付額の予算積算にあたり、国からの補助金内示額のみならず、那覇市シルバー人材センターの過年度の収支状況や補助金交付対象年度の収支見込み額、また、余裕資金の有無等についても考慮した上で、真に必要な補助金額を予算として積算すべきであり、運営補助金の過剰な交付を防ぐ必要がある。</p> | R5 | 要      | <p>令和2年度の当期一般正味財産の17,330千円増額については、現在シルバー人材センターが計画を立て、解消に努めているところです。</p> <p>市の補助金交付額の予算積算にあたっては、国や他市町村の補助金算定基準などを参考に、真に必要な補助金額を予算として積算し、運営補助金の過剰な交付とならないよう努めます。</p>   | 令和7年度 | <p>令和5年度の当期一般正味財産は、予期せぬ消費税の還付等により9,128千円の増額となったため、今後当センターが計画を立てて解消を図ります。</p> <p>市の補助金交付額の予算積算にあたっては、国からの補助金内示額のほか、当センターの過年度の収支状況や補助金交付対象年度の収支見込み額、余裕資金等についても考慮した上で、真に必要な補助金額を予算として積算し、運営補助金の過剰な交付とならないよう努めてまいります。</p>   | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署      | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|-----|-----------|-----------------|--------|---|----|--------|---|-------|---|------|
| 131 | ちゃーがんじゅう課 | 60<br>251       | 意見     | <p>【那覇市シルバー人材センター運営補助金】<br/>○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない<br/>本事業における那覇市高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱において、補助金の算定基準については「毎会計年度の予算の範囲内において定めるものとする。」と記載されているのみで、明確な算定基準が規定されていない。<br/>那覇市の補助金に関するガイドラインを遵守するためには、補助金交付要綱において補助率上限を明記する措置を検討されたい。</p>  | R5 | 要      | 市の補助金の算定基準について、国や他市町村の補助金算定基準などを参考に、補助金交付要綱への補助率上限の明記を検討します。  | 令和7年度 | シルバー人材センターへの補助金算定基準について、国の補助金算定基準の確認や他市町村の調査を行いました。   | 取組中  |
|     |           |                 |        |   | R6 | 要      | 市の補助金の算定基準について、国や他市町村の補助金算定基準などを参考に、補助金交付要綱への補助率上限の明記を検討します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 133 | ちゃーがんじゅう課 | 47<br>60<br>251 | 意見     | <p>【那覇市シルバー人材センター運営補助金】<br/>○収支に余裕が生じた場合の補助金交付額の検討<br/>令和元年度以降の3年間、那覇市シルバー人材センターの収支状況には比較的余裕があるように推察されるが、このような場合には、単に予算措置しているからという理由だけで予算措置額＝交付確定額とするのではなく、補助金の検査時に法人の収支実績を確認の上、収支に余裕が生じたのであれば、予算措置額から減額して補助金を交付することを検討すべきである。<br/>そのため、補助金検査時においては、法人の収支実績を確認した上で補助金交付額を算定されたい。</p>  | R5 | 要      | 国や他市町村の補助金算定基準なども参考に、補助金検査時において法人の収支実績を確認した上での補助金交付額算定を検討します。   | 令和7年度 | シルバー人材センターへの補助金算定基準について、国の補助金算定基準の確認や他市町村の調査を行いました。   | 取組中  |
|     |           |                 |        |   | R6 | 要      | 国や他市町村の補助金算定基準なども参考に、補助金検査時において直近の収支実績等を考慮した上での補助金交付額算定を検討します。  | 令和7年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 134 | 保健総務課     | 59<br>255       | 意見     | <p>【病院事業運営費負担金】<br/>○運営費負担金の交付対象となる経費の範囲について改善の余地がある<br/>取得代金の支払い時に運営費負担金が財源措置されるということであるから、減価償却費計上時に更に財源措置する必要は無く、減価償却費計上時に財源措置してしまうと、二重に財源措置されてしまうことになってしまう。<br/>したがって、小児医療に要する減価償却費(308,026円)及び高度医療に要する減価償却費(92,924円)のうち、運営費負担金を財源とした減価償却費である、154,013円(小児医療)及び46,462円(高度医療)については、減価償却費計上時には運営費負担金算定上の経費から除くべきである。<br/>今後は、新病院建設に伴い多額の建物減価償却費が発生することが予想されるため、市は、上記記載内容を踏まえ、より合理的な運営費負担金算定方法を確立されたい。</p> | R5 | 要      | <p>取得代金の支払時は元金償還(借入金)に対する財源措置となっており、小児医療等に要する減価償却費は差額費用(赤字分)に対する財源措置となっていますので、二重の財源措置かどうか引き続き検討します。<br/>また、繰出基準においては、各団体の歳入・歳出の実態を踏まえ積算する事となっていますので、今後の新病院建設による那覇市立病院の収支悪化等も予測されるなか、どの様な算定方法がお互いのために良いのか、検討します。</p> | 令和6年度 | 市立病院の建物、医療機器等の取得のために本市が財源措置している病院事業運営費負担金は繰出基準に則り、取得額の2分の1額に限られています。そのため、監査の「減価償却費計上時には運営費負担金算定上の経費から除くべきである。」との意見は過大であると考えており(市立病院の立場からは費用を二重控除される。)、市立病院が負担すべき減価償却費のみが対象であることを明確化するため、令和4年度病院事業運営費負担金に係る精算より、面積按分後の減価償却費にさらに0.5を乗じることとしました。 | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容                                     | 処理区分 |
|-----|-------|-----------|--------|--|----|--------|---|-------|---|------|
| 135 | 保健総務課 | 60<br>256 | 意見     | <p>【病院事業運営費負担金】<br/>○運営費負担金の交付要綱が作成されていない。<br/>市は、那覇市立病院に対する運営費負担金の交付要綱を作成していない。これは、平成26年度の那覇市監査委員による財政援助団体等監査においても指摘されているところであり、7年間以上未対応のままである。<br/>交付要綱が作成されていない現状は、交付目的等の事項に関して拠るべき根拠が存在しないということであり、市の行政手続上問題である。したがって、市は運営費負担金の交付要綱を早急に作成すべきである。</p>   | R5 | 要      | <p>運営費負担金交付要綱の作成に向けて、明確な算定方法を定めるため総務省繰出基準に掲げられた各経費の法的根拠について照会を行ったところである。これを踏まえ、企画財務部と要綱制定に向け協議を開始します。</p> | 令和6年度 | 令和6年3月21日付で「那覇市病院事業運営費負担金交付要綱」を制定しました。        | 整理済み |
| 142 | 道路管理課 | 64<br>270 | 意見     | <p>【沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託】<br/>○委託費に係る根拠資料の入手が不十分<br/>一部の再委託業務について、再委託先との契約書や請求書は保存されておらず、再委託先から沖縄都市モノレール側に提出された見積書が保存されているだけであった。<br/>この点、再委託からの見積書のみでは、実際に沖縄都市モノレール側が業務を再委託したことを証明できず、検査資料として不十分である。したがって、全ての再委託契約書のコピーを入手し、ファイルに保存すべきである。<br/>また、現状、市は費用額の妥当性検証において再委託先との業務委託契約書等と照合しているが、契約書だけでは、実際に再委託先に対する委託費用が発生したかどうかを証明できない。<br/>したがって、市は、契約書のみでなく、再委託先からの請求書についても精算報告書に添付させ、その内容を検査することが望ましい。</p> | R5 | 要      | <p>再委託先の契約書については、今年度の業務より写しを添付するように改善します。また、精算時においても、再委託先への支払い等に係る書類も添付するように改善いたします。</p>                  | 令和5年度 | 再委託に係る根拠資料については、契約書と請求書の写しを実績報告書に添付し保存しております。 | 整理済み |
| 146 | 公園管理課 | 61<br>278 | 意見     | <p>【都市公園維持管理業務委託】<br/>○成果指標が設定されていない<br/>成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。</p>   | R5 | 要      | <p>公園の維持管理を効率的、効果的に推進するため、本業務委託が、公園利用者等にとって快適な公園環境の提供に資しているか、公園利用者へアンケートを行う等、検証方法を検討し、適切な成果指標を設定します。</p>  | 令和6年度 | 今年度は公園利用者等へのアンケートによる検証内容や検証方法の検討を行います。        | 取組中  |
|     |       |           |        |  | R6 | 要      | <p>公園利用者等へのアンケートによる業務内容に対する満足度調査を行い、課題の改善を図るための成果指標を設定します。</p>  | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)                            | 取組中  |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署      | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|-----|-----------|-----------|--------|--|----|--------|---|-------|---|------|
| 150 | グリーン推進課   | 62<br>286 | 意見     | 【スプリング入りマットレス等解体業務委託】<br>○より合理的な委託料積算方法の検討<br>シルバー人材センター以外の事業者から見積書を入力する等して、「マットレス1個解体あたりの作業単価」×「見込み年間解体数」による委託費見積額を算定の上、現状の委託料見積額の妥当性を検証すべきである。   | R5 | 要      | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づきシルバー人材センターと随意契約をしているところであるが、今後は、他社から当該業務委託内容に関する見積書を徴することで「マットレス1個解体あたりの作業単価」及び「見込み年間解体数」を推計することで、シルバー人材センターからの見積額の妥当性を検証するよう努めます。 | 令和6年度 | 他者より令和5年8月14日付で見積書を徴取し、時給×時間×人工などの積み上げによる見積書は他者と比較して安価であるうえに、これまでのマットレス解体に係るノウハウがあり、業務履行の品質にも問題がないため、当該団体との委託費見積額および契約の妥当性を確認できました。   | 整理済み |
| 153 | ちゃーがんじゅう課 | 62<br>291 | 意見     | 【那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業】<br>○事務費算定ルールが不明確<br>委託料の積算にあたっては、市の要求水準を充たすために必要な金額を計上すべきところ、根拠が曖昧な項目は極力排除することが求められる。<br>そのため、一般管理費については、単に業務委託先の内規に従うのではなく、市内部において客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール(積算根拠)を明確化されたい。<br>なお、一般管理費の算定ルールを含む委託費に関する事務処理は、明確化された上で、部課又は全庁的に統一されるべきである。したがって、部課毎又は全庁で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。 | R5 | 要      | 【ちゃーがんじゅう課】<br>事務費算定について、他部署の委託に係る算定ルール等も鑑みながら今後も検討していきます。  | 令和7年度 | 同様の指摘を受けている事業を確認したところ、令和3年度外部監査(ID23)において、「他の中核市に照会したところ、委託料中一般管理費について統一した算定ルールを設けている市はほとんどありませんでした。<br>一般管理費は、委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該委託業務分として経費の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費等にかかる経費について、便宜的に一定の率を乗じて算定した額を計上するものです。市は多種多様な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一律ではないことから、全庁的に統一した基準を作成することは困難だと考えております。」とあることから、全庁的な考え方として整理します。 | 整理済み |
| 157 | 健康増進課     | 62<br>296 | 意見     | 【がん検診・肝炎ウイルス健診(個別・集団検診)業務】<br>○受診状況の分析及びフィードバックについて<br>本健診業務の目的に照らし、受診者数、受診率について、予定(対象職員数)と実績(受診者数)の差異を分析し、未受診者についてはその理由と改善策についてフィードバックすることを検討されたい。  | R5 | 要      | 令和4年度に、一部の対象者に対して、インタビュー形式で検診を受診しない理由を確認しました。例年、未受診者に対して受診勧奨はがきを送付していますが、インタビューで得た気づきはがきのレイアウトに反映し、受診につながるような勧奨に努めます。                                       | 令和5年度 | 子宮頸がん無料クーポン対象者に対して、未受診者への勧奨はがきレイアウトを2通り作成し、はがき送付後の受診動向を確認しました。その結果、効果のあった方を今後も引き続き採用し、適宜、その他のがん検診の勧奨はがきについても、効果の高かったはがきレイアウトを生かすとともに、引き続き受診につながる勧奨に努めます。  | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署           | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|-----|----------------|-----------|--------|---|----|--------|--|-------|---|------|
| 162 | 健康増進課          | 63<br>303 | 意見     | <p>【新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務】</p> <p>○見積書の様式について改善の余地がある<br/>                     見積書に「発行日付」、「見積有効期限」の記載が無い場合、見積書の実際発行日から契約締結までの期間が乖離すると以下のような不利益が生ずると考えられる。<br/>                     ・委託先については、経済環境が変化しても当初の見積額に拘束され、取引関係上、不利に扱われるおそれがあること。<br/>                     ・那覇市については、起案決裁日が見積書の実際発行日から乖離した場合に、委託先が当初見積額で受託できないおそれがあり、非効率となること。<br/>                     このような不利益を防止するため、見積書は「発行日付」、「見積有効期限」を記載する様式にし、かつ記載を必須とされたい。なお、見積有効期限については、過度に委託候補先を拘束することなく、社会通念上合理性の認められる契約検討期間に設定されたい。</p> | R5 | 要      | 令和5年秋開始接種より取得する見積書については、「発行日付」と「見積有効期限」を必須とします。  | 令和5年度 | 令和5年9月より始まった「令和5年秋開始接種」用の見積書より、「発行日付」及び「見積有効期限」の記載を必須とする様式に変更し、対応しております。<br>また、「見積有効期限」については、見積発行者が自由に設定するものであるが、社会通念上合理性の認められる期間に設定するよう伝え対応しております。 | 整理済み |
| 166 | 商工農水課<br>企画調整課 | 65<br>315 | 意見     | <p>【那覇市ぶんかテンプス館管理運営事業】</p> <p>○指定管理事業に係る検査方法について明確化が必要<br/>                     検査履歴は、指定管理者の運営の適正性確保に資するだけでなく、指定管理事業の管理ノウハウとなり得ることから蓄積すべきである。具体的には、検査手続の内容、発見事項と対応内容等を簡潔に文書化しておくことが望ましい。全庁的なルール改訂も併せて検討されたい。<br/>                     本事業においても、チェック手続の好事例が発見されているため、このようなチェック手続をマニュアル化しノウハウとして引き継がれたい。</p>  | R5 | 要      | 【商工農水課】<br>全庁的なルール改訂については、指定管理施設を総括する企画調整課と協議を行い、適切に検討してまいりたいと思います。  | 令和6年度 | 企画調整課より、当該事業におけるチェック手続の好事例の共有及び検査履歴を残すことについて記載した通知を、令和6年度内に指定管理制度導入施設所管課に向けて発出するとっており、同通知に沿って適切に進めてまいります。   | 整理済み |
|     |                |           |        |   | R5 | 要      | 【企画調整課】<br>指定管理事業に係る検査方法の明確化について、他市事例を調査・研究し、指針改訂を検討いたします。   | 令和6年度 | —   | 取組中  |
|     |                |           |        |   | R6 | 要      | 【企画調整課】<br>包括外部監査人が好事例と評価したチェック手続き等を指定管理制度導入施設の所管課で共有するとともに、検査履歴を残し管理ノウハウを蓄えていくよう所管課へ通知いたします。<br>なお、指定管理施設のモニタリング時に、事業収支状況や財務書類等を確認した上でモニタリングシートに記録し保管することが指定管理者導入施設で統一されていることから、指針改訂は不要と判断しました。 | 令和6年度 | チェック手続きの好事例の共有と検査履歴を残すことについて記載した通知を、今年度内に指定管理制度導入施設所管課に向けて発出いたします。  | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|-----|-------|-----------|--------|--|----|--------|---|-------|---|------|
| 170 | 福祉政策課 | 64<br>322 | 意見     | 【那覇市総合福祉センター管理運営事業】<br>○成果指標が設定されていない<br>成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。   | R5 | 要      | 事業の効果を検証するため成果指標の設定は有効だと考えています。どのような成果指標の設定が適切なのか検討してまいります。                         | 令和6年度 | 指定管理者が事業計画に記載している事業目標を中心に成果指標をモニタリングシートに記載してもらい、モニタリング実施時に前年度実績による達成状況を確認することでPDCAサイクルを実施します。 | 取組中  |
|     |       |           |        |  | R6 | 要      | 施設の利用人数や満足度を指標とする方向で効果測定のためのアンケートの項目等も併せて検討を進めており、実績報告時に達成状況を確認することでPDCAサイクルを実施します。 | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 171 | 福祉政策課 | 64<br>328 | 意見     | 【那覇市総合福祉センター管理運営事業】<br>○成果指標に基づいたモニタリングを行っていない<br>モニタリングはKPIに基づき実施すべきであるからモニタリングのチェックポイントもKPIを意識したものにするべきである。<br>大項目の数値目標が達成できていないのに、小項目が全て5になるようなモニタリングでは意味をなさないので、小項目のチェックポイントは大項目の結果の原因分析につながるような内容にするべきである。  | R5 | 要      | モニタリングシートの項目及びチェックポイントは変更ができませんが、成果指標の設定を含め、分かり易い評価内容となるよう適切に対応してまいります。             | 令和6年度 | より適切に事業の効果検証を行うため、どのような成果目標の設定が適当なのか検討中であるため、設定した成果目標の達成状況がモニタリング評価に反映されるような成果指標を検討してまいります。   | 取組中  |
|     |       |           |        |  | R6 | 要      | 成果目標として設定する利用者数の増及び満足度の向上が、モニタリング評価に反映されるような項目をモニタリングシートに設定します。                     | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 172 | 福祉政策課 | 65<br>328 | 意見     | 【那覇市総合福祉センター管理運営事業】<br>○モニタリングにあたり当該評価に至った理由の記載が不十分<br>モニタリングシートの各チェックポイントの評価は「適・不適」もしくは概ね4段階(「5」「3」「1」「0」の4段階で、5の評価が最も良い。)に分かれているところ、4段階の場合の評価は概ね5であって、希に3があるが、3の場合に何故5でなくて3なのかコメント欄の記載から判然としない。<br>モニタリングを行う際には結論のみならず、結論(評価)に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に記載すべきである。 | R5 | 要      | 当該評価に至った理由が分かり易いコメントの記載に努めてまいります。   | 令和6年度 | R5年度及びR6年度は、当該評価に至った理由が分かるようコメントに記載しております。  | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署      | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|-----|-----------|-----------|--------|--|----|--------|--|-------|--|------|
| 173 | ちゃーがんじゅう課 | 64<br>336 | 意見     | <p>【老人福祉センター管理運営事業】</p> <p>○成果指標が設定されていない<br/>                     成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。<br/>                     また、施設ごとに実施しなければならない利用者アンケートの結果を利用し、「利用者満足度」を成果指標とすべきである。</p>   | R5 | 要      | <p>施設の利用者数及び利用者アンケートによる利用者満足度を成果指標とし、利用者数の増及び満足度の向上に努め、事業の効果測定や事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善を実施します。</p>  | 令和5年度 | <p>令和5年度より、施設利用者数及び利用者アンケートによる利用者満足度の維持・向上を成果指標として設定しています。<br/>                     令和3年度のコロナ禍による長期間閉館により、利用登録者数が以前の6割程度に落ち込んでいる状況を踏まえ、令和5年度の利用登録の受付に際し、新聞(レキオ、ほーむぶらざ)等をはじめ、各自治会や地域の会合において各施設の紹介を行っています。また、施設利用者や講師、民生委員、地域包括センターを介して各施設の講座内容を周知し、利用登録者の増加を図っております。<br/>                     各施設において利用者へのアンケート調査を実施し、利用者の満足度や動向を把握し、事業の効果測定や事業実施上の課題抽出・今後の改善に努めています。</p> | 整理済み |
| 174 | ちゃーがんじゅう課 | 65<br>336 | 意見     | <p>【老人福祉センター管理運営事業】</p> <p>○仕様書の内容が一部履行されていない<br/>                     令和3年度はコロナのため、6施設とも、令和3年4月13日～10月6日(177日)、令和4年1月8日～2月20日(44日)の合計221日間閉館していたとのことである。協定書、仕様書には、指定管理者が行う業務として「センター利用許可と地域活性化に関する業務」があるところ、上記のとおり221日間も閉館していたのでは上記業務、特に地域活性化に関する業務が履行できていないといわざるをえない。<br/>                     例えば、閉館期間においても地域活性化に関する業務に十分取り組めるようオンラインを活用するなど工夫を行うべきであり、市も指定管理者に対して、閉館期間中の人件費の有効活用について助言を行うべきであった。</p> | R5 | 要      | <p>コロナ禍などにより長期間の閉館を余儀なくされる場合においても、協定書や仕様書に沿って、地域活性化に関する業務などの指定管理業務に十分取り組めるよう工夫を行います。<br/>                     市は、指定管理者に対し、閉館期間中の人件費の有効活用について助言を行うようにします。</p> | 令和5年度 | <p>令和5年度からは、コロナの感染状況を注視しながら、地域と連携し、地域福祉まつりや施設利用者のグループによる慰問活動など、地域活性化に関する業務を積極的に推進しており、協定書や仕様書に沿った取組に努めています。</p>  | 整理済み |
| 176 | ちゃーがんじゅう課 | 64<br>341 | 意見     | <p>【老人福祉センター管理運営事業】</p> <p>○成果指標に基づいたモニタリングを行っていない<br/>                     モニタリングはKPIに基づき実施すべきであるからモニタリングのチェックポイントもKPIを意識したものにすべきである。<br/>                     大項目の数値目標が達成できていないのに、小項目が全て5になるようなモニタリングでは意味をなさないで、小項目のチェックポイントは、大項目の結果の原因分析につながるような内容にすべきである。</p>  | R5 | 要      | <p>モニタリングのチェックポイントも成果指標を意識したものにし、小項目のチェックポイントは、大項目の結果の原因分析につながるような内容にするよう検討します。</p>  | 令和5年度 | <p>令和5年度より、施設利用者数及び利用者アンケートによる利用者満足度の維持・向上を成果指標として設定しているため、成果指標の結果の原因分析につながるよう、モニタリングの小項目のチェックポイントは、施設利用案内・広報や施設・設備の維持管理、清掃・環境衛生、平等利用、講座・イベントの実施状況、利用者アンケートによる改善状況、苦情・要望対応など、成果指標を意識したものを設定し、モニタリング時に重点的にヒアリング確認しています。</p>   | 整理済み |

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署      | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|-----|-----------|-----------|--------|--|----|--------|---|-------|--|------|
| 177 | ちやーがんじゆう課 | 65<br>341 | 意見     | <p>【老人福祉センター管理運営事業】</p> <p>○モニタリングにあたり当該評価に至った理由の記載が不十分</p> <p>モニタリングシートの各チェックポイントの評価は「適・不適」、もしくは概ね4段階(5・3・1・0で、5の評価が最も良い。)に分かれているところ、4段階の場合の評価は概ね5であって、希に3があるが、3の場合に何故5でなくて3なのか理由不明の部分が多くコメント欄の記載から判然としない。</p> <p>モニタリングを行う際には結論のみならず、結論(評価)に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に記載すべきである。</p> | R5 | 要      | モニタリングを行う際には結論のみならず、当該結論(評価)に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に記載するようにします。 | 令和5年度 | 令和5年度より、指定管理者によるセルフモニタリング時に、当該結論(評価)に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に具体的に記載するようにし、さらに市によるモニタリング時に、ヒアリングし確認した内容を追記しています。 | 整理済み |

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【令和3年度テーマ】

人口減少・少子高齢化関連事業に係る財務事務の執行について

| 合計（件数） |     | 措置状況   |        |     |
|--------|-----|--------|--------|-----|
| 指摘の件数  | 213 | 改善の必要性 | 処理区分   | 件数  |
| 32     |     | 要      | 処理済み   | 21  |
|        |     |        | 取組中(A) | 8   |
|        |     |        | 未措置    | 0   |
| 不要     | —   | 3      |        |     |
| 意見の件数  | 181 | 改善の必要性 | 処理区分   | 件数  |
| 181    |     | 要      | 整理済み   | 114 |
|        |     |        | 取組中(A) | 61  |
|        |     |        | 未措置    | 0   |
| 不要     | —   | 6      |        |     |

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和4年度措置状況

| 合計（件数） |    | 措置状況   |        |    |
|--------|----|--------|--------|----|
| 指摘の件数  | 69 | 改善の必要性 | 処理区分   | 件数 |
| 8      |    | 要      | 処理済み   | 0  |
|        |    |        | 取組中(A) | 8  |
|        |    |        | 未措置    | 0  |
| 不要     | —  | 0      |        |    |
| 意見の件数  | 61 | 改善の必要性 | 処理区分   | 件数 |
| 61     |    | 要      | 整理済み   | 39 |
|        |    |        | 取組中(A) | 22 |
|        |    |        | 未措置    | 0  |
| 不要     | —  | 0      |        |    |

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和5年度措置状況

| 合計（件数） |    | 措置状況   |        |    |
|--------|----|--------|--------|----|
| 指摘の件数  | 30 | 改善の必要性 | 処理区分   | 件数 |
| 8      |    | 要      | 処理済み   | 1  |
|        |    |        | 取組中(A) | 7  |
|        |    |        | 未措置    | 0  |
| 不要     | —  | 0      |        |    |
| 意見の件数  | 22 | 改善の必要性 | 処理区分   | 件数 |
| 22     |    | 要      | 整理済み   | 16 |
|        |    |        | 取組中(A) | 6  |
|        |    |        | 未措置    | 0  |
| 不要     | —  | 0      |        |    |

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

## 令和3年度包括外部監査結果に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「－」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5) 「処理区分」欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「－」が記載されます。また、改善すべきとされていたものの、取り組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの  
第1号様式(第3条関係)

## (令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

| ID | 所管部署   | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|--------|-----------------|--------|---|----|--------|--|-------|---|------|
| 84 | こども政策課 | 80<br>204       | 指摘事項   | 【児童クラブ運営補助金】<br>○実績報告書の提出時期について<br>令和2年度の実績報告書の提出期間については、仮決算による実績報告書を令和3年3月1日～3月19日、本決算による実績報告書を令和3年4月1日～5月14日としていた。<br>現状の市の取扱いが、補助金交付要綱にそったものになっていないと言わざるを得ない。<br>現状の2段階による実績報告書の提出という方法の必要性を改めて検討いただいた上で、2段階方式を継続せざるを得ないのであれば、実績と交付要綱が乖離しないよう、補助金交付要綱の規定を改訂することを検討されたい。                | R4 | 要      | 児童クラブの運営は、継続的に年度末まで実施している事業であることから、実績報告については現状の2段階での報告を求めざるを得ない状況であります。要綱改定を含め実績報告の事務処理の在り方について検討致します。       | 令和4年度 | 要綱に沿った実績報告に改める必要があると認識しています。実績報告の2段階報告を解消するための能率的な提出時期、提出方法を検討します。  | 取組中  |
|    |        |                 |        |   | R5 | 要      | 実績報告の2段階報告を解消するための能率的な提出時期、提出方法を検討します。   | 令和5年度 | 実績報告の2段階報告を解消するため、実績報告の提出書類の精選について、検討します。   | 取組中  |
|    |        |                 |        |   | R6 | 要      | 実績報告の提出書類を精選し、実績と交付要綱が乖離しないよう実績に即した要綱改正を検討します。   | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 85 | こども政策課 | 58<br>81<br>204 | 指摘事項   | 【児童クラブ運営補助金】<br>○開所時間の考え方<br>市は、開所時間の考え方について厚生労働省の見解を踏まえて再度整理するとともに、整理した考え方について事業者へ伝達するとともに、事業者に対し開所時間を適切に集計するような体制の構築を指導すべきである。<br>さらに、本事業の補助金給付に係る検査時において、開所時間について事業者からの報告のみをもって判断するのではなく、運営規定、児童募集パンフレット、支援員のタイムカード及び児童の出席簿等の関連資料を利用するなどして、開所時間が正しく算定されているかどうかについて適切に検査するための手法を確立されたい。 | R4 | 要      | 開所及び開所時間について、厚生労働省の見解等も踏まえつつ、乖離や相違が見られるケースについては、各クラブに対し是正を求めて参ります。   | 令和4年度 | 開所及び開所時間について、厚生労働省の見解等を整理し、補助金給付にかかる検査において、毎月提出される在籍報告書及び支援員のタイムカードを利用した効果的な検査手法を検討します。   | 取組中  |
|    |        |                 |        |   | R5 | 要      | 開所及び開所時間の考え方について、令和5年度までにQ&Aを作成し、事業者へ伝達します。<br>また補助金給付にかかる検査において、毎月提出される在籍報告書及び支援員のタイムカードを用いた効果的な検査手法を検討します。 | 令和5年度 | 開所及び開所時間の考え方については、わかりやすく図で示した資料を作成し、令和6年3月に実施した補助金実績報告説明会にて事業者へ配布、説明しました。また、開所時間内の支援員配置基準が遵守され補助金が正しく算定されているか、毎月提出される在籍報告書及び支援員のタイムカードの写しを活用した効果的な検査手法についてを検討します。 | 取組中  |
|    |        |                 |        |   | R6 | 要      | 開所時間内の支援員配置基準が遵守され補助金が正しく算定されているか、毎月提出される在籍報告書及び支援員のタイムカードの写しを活用した効果的な検査手法についてを検討します。                        | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |

第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分)

外部監査改善措置票

| ID | 所管部署   | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|--------|-----------------|--------|--|----|--------|--|-------|---|------|
| 86 | こども政策課 | 58<br>81<br>206 | 指摘事項   | 【児童クラブ運営補助金】<br>○市の検査が不十分<br>補助事業実績報告書、補助対象経費に係る根拠資料及び市の検査調書をサンプルで閲覧したところ、以下のとおり多数の不備が発見された。現状では市の検査が十分な水準で実施されたとは言いがたく、那覇市補助金等交付規則第13条に基づく実績報告に対する調査義務を十分に果たしたとは言えない。<br>市は、より質の高い深度ある検査を実施する必要がある。<br>イ)資料の入手漏れがある<br>ロ)内容が十分でない資料を入手している<br>ハ)資料の記載誤りや資料間の不整合に気付かず、または、気が付いていたにも関わらず放置したままで、検査を完了してしまっている<br>ニ)提出された資料の内容に疑義が生じるが、検査において疑義を解消していない  | R4 | 要      | 質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。                          | 令和6年度 | 児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を検討しています。                  | 取組中  |
|    |        |                 |        |  | R5 | 要      | 児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を検討しています。     | 令和6年度 | 運営補助金の支出事務にRPAを導入し、これまで手作業で行っていた事務処理の時間短縮が図られており、質の高い検査を実施するためのチェック体制について検討しています。 | 取組中  |
|    |        |                 |        |  | R6 | 要      | RPAの初期導入から、さらにRPAによる支出処理を定着させ、捻出した時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を推進します。 | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 87 | こども政策課 | 58<br>81<br>209 | 指摘事項   | 【児童クラブ運営補助金】<br>○補助金交付額が誤っている、または誤っている可能性がある<br>以下のとおり、補助金交付額が誤っている可能性のある状況が発見された。今回の監査でサンプル対象としなかった事業者を含め、交付額に誤りがあるかどうかについて事実確認の上、適切に対応されたい。<br>イ)開所時間<br>厚生労働省の見解と異なっている可能性があるため、開所時間の考え方について再整理した上で、長時間開設加算額を算定する必要がある。<br>ロ)支援員等の配置数<br>条例において、支援員(又は補助員)の数については、支援の単位ごとに2人以上とすることが定められている。市は厚生労働省からの通知に基づき、感染拡大のリスクを回避するために、当面の間、児童クラブの人員配置について特例措置を認める運用を行っていた。しかしながら、サンプルで確認した児童クラブにおいて、令和2年4月～令和3年3月の通年に渡って1人配置の時間帯が常態的に発生しているケースがあったが、市は、1人配置が通年に渡って発生することの合理的な理由について詳細に確認していない。<br>ハ)長時間開設加算額(長期休暇分)の算定<br>長時間開設加算額(長期休暇分)の算定方法が誤っている児童クラブが存在する。 | R4 | 要      | 質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。                          | 令和6年度 | 児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を検討しています。                  | 取組中  |
|    |        |                 |        |  | R5 | 要      | 児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を検討しています。     | 令和6年度 | 運営補助金の支出事務にRPAを導入し、これまで手作業で行っていた事務処理の時間短縮が図られており、質の高い検査を実施するためのチェック体制について検討しています。 | 取組中  |
|    |        |                 |        |  | R6 | 要      | RPAの初期導入から、さらにRPAによる支出処理を定着させ、捻出した時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を推進します。 | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |

第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署   | 頁番号                   | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|-----|--------|-----------------------|--------|--|----|--------|--|-------|---|------|
| 89  | こども政策課 | 58<br>61<br>81<br>213 | 指摘事項   | <p>【児童クラブ運営補助金】</p> <p>○補助金に係る消費税等の仕入税額控除<br/>子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条(7)において、「事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。」「内閣総理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。」と規定されているが、市は補助金を給付した保育施設の運営事業者に対して、補助金に係る消費税等の仕入控除税額が生じたかどうかの確認を行っていない。</p> <p>事業者における消費税等の仕入控除税額の発生の有無について、漏れなく正確に把握するためには、補助金に係る消費税等の仕入控除税額が0円となった法人も含めて、報告書の提出を求めることを検討されたい。</p> <p>なお、補助金に係る消費税等の仕入控除税額について事業者から返還を求める必要がある点については、他の補助金給付事業においても生じ得る状況であるため、上記の取扱いについては、本事業単独ではなく、全庁的又は部課統一的に検討するべきであろう。</p> | R4 | 要      | (こども政策課)<br>今後各クラブに対し、補助金に対する仕入税額控除が生じたか確認を求めることについて検討します。           | 令和4年度 | 市の補助金要綱において、仕入税額控除の確認及び報告を求める内容にあらためます。   | 取組中  |
|     |        |                       |        |  | R5 | 要      | 仕入税額控除の確認及び報告を求める内容に市の補助金要綱を改正し、事業者に周知を行います。                         | 令和5年度 | 仕入控除税額の確認及び報告を求める内容に市の補助金交付要綱を改正し、事業者に周知を行いました。                                 | 処理済み |
| 181 | こども政策課 | 58<br>81<br>377       | 指摘事項   | <p>【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】</p> <p>○資料の内容確認が不十分<br/>市の検査において十分に確認できている状況とは言えず、補助金の検査義務を十分に果たしているとは言い難い。</p> <p>市は、資金改善額を実際支給額により算定することを徹底するよう児童クラブ側に指導するとともに、検査時においては、実際支給額であることを給与台帳等の根拠資料により確認することが必要である。</p>   | R4 | 要      | 質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。                          | 令和6年度 | 質の高い検査を実施するため、補助金支出事務のデジタル化について関係課と調整を行います。                                     | 取組中  |
|     |        |                       |        |  | R5 | 要      | 質の高い検査を実施するため、補助金支出事務の自動化について、関係課と具体的な調整を行います。                       | 令和6年度 | 補助金の支出事務にRPAを導入し、これまで手作業で行っていた事務処理の時間短縮が図られており、質の高い検査を実施するためのチェック体制について検討しています。 | 取組中  |
|     |        |                       |        |  | R6 | 要      | RPAの初期導入から、さらにRPAによる支出処理を定着させ、捻出した時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を推進します。 | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |

第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署   | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|-----|--------|-----------------|--------|---|----|--------|--|-------|--|------|
| 183 | 子ども政策課 | 58<br>82<br>378 | 指摘事項   | 【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】<br>○役員給与について<br>実施要綱によれば、「経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない」と規定されている。<br>しかしながら、単に役員と支援員を兼務していることのみをもって、役員給与の改善額を本事業の補助対象経費に含めている児童クラブが存在した。市は本事業の補助対象経費に含めて良いかどうかを検討しておらず、補助金の検査義務を十分に果たしているとは言い難い。<br>市は、当該役員に給与決定権が無いことを確かめる必要がある。                 | R4 | 要      | 当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。   | 令和4年度 | 当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。   | 取組中  |
|     |        |                 |        |   | R5 | 要      | 当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。   | 令和5年度 | 当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。   | 取組中  |
|     |        |                 |        |   | R6 | 要      | 当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。   | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 184 | 子ども政策課 | 58<br>82<br>380 | 指摘事項   | 【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】<br>○事業者からの情報に誤りがある<br>運営法人の代表取締役と同性の支援員が3名存在し、担当課に質問したところ、「雇用契約を締結している従業員である」との回答を得た。しかしながら、登記簿謄本を入手して確認したところ、支援員3名中2名は取締役として登記されていることが判明した。市はそのような確認を行っておらず、役員給与を補助対象経費に含めてしまっており問題である。<br>したがって、単に質問だけで検査を終わらせるのではなく、可能な限り資料を入手し、客観的な根拠に基づいて事実認定を行う必要がある。 | R4 | 要      | 当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事実認定を行うよう努めます。 | 令和4年度 | 当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事実認定を行うよう努めます。 | 取組中  |
|     |        |                 |        |   | R5 | 要      | 当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事実認定を行うよう努めます。 | 令和5年度 | 当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事実認定を行うよう努めます。 | 取組中  |
|     |        |                 |        |   | R6 | 要      | 当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事実認定を行うよう努めます。 | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署   | 頁番号      | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|--------|----------|--------|--|----|--------|--|-------|--|------|
| 15 | こども政策課 | 74<br>99 | 意見     | 【潜在保育士復職支援事業】<br>○成果指標が設定されていない<br>本事業における成果指標は設定されていない。一方で市は、令和2年4月1日時点の保育士不足を要因とする定員割の人数は281人、不足する保育士数は69人と把握している。そこで、例えば「69人」を基準として今後の入所希望見込みを加味した数字を保育士確保の目標値とするなど、事業の実効性を高めるための成果指標を設定されたい。 | R4 | 要      | 事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えております。事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。 | 令和4年度 | 令和4年度は、事業の効果を検証するための指標となり得るものとし、本事業を活用し、就職活動を行った者の市内保育施設への就業率の調査を行いました。保育を希望する児童数が流動的なため必要な保育士数を成果指標とすることが難しい状況ではありますが、より適切に事業の効果検証を行うため、どのような成果目標の設定が適当なのか、引き続き、検討して参ります。 | 取組中  |
|    |        |          |        |  | R5 | 要      | より適切に事業の効果検証を行うため、どのような成果目標の設定が適当なのか、検討して参ります。                                   | 令和6年度 | 令和5年度は、本事業を活用し、就職活動を行った者の市内保育施設への就業率の調査を行いました。保育を希望する児童数が流動的なため必要な保育士数を成果指標とすることが難しい状況ではありますが、より適切に事業の効果検証を行うため、どのような成果目標の設定が適当なのか、引き続き、検討して参ります。                          | 取組中  |
|    |        |          |        |  | R6 | 要      | 令和5年度では保育士保育料軽減事業の実績が無かったため、実施事業の見直しを行い、那覇市内保育施設の見学ツアー事業を実施し、成果指標を設定します。         | 令和6年度 | 那覇市内保育施設の見学ツアーを年5回の実施を行うとした指標設定をし、現時点で3回実施済みです。  | 整理済み |
| 16 | こども政策課 | 77<br>99 | 意見     | 【潜在保育士復職支援事業】<br>○事業立案方法について<br>那覇市は、指導監査及び各種行政手続きを通して、国や沖縄県よりも保育現場の実情を知りうる立場にある。そのような立場を活かして、潜在保育士が勤務しない原因(課題・ニーズ)を分析・把握し、その課題を解消し、ニーズを満たす事業を主体的に立案できる体制を構築されたい。そのうえで、活用できる補助メニューがあれば利用すべきである。  | R4 | 要      | 新たな事業を立案する際には、ニーズを満たす事業を立案できるよう、保育施設等の意向を確認するなど、その手法について検討していきます。                | 令和4年度 | 沖縄県保育士・保育所総合支援センターが実施した「フォローアップ事業(保育士や保育施設を対象に行った意識調査)」の調査結果等を提供頂くなど、保育施設や保育士等の意向の把握を行っております。新たな事業についてニーズを満たす事業を立案できるよう、その手法について、引き続き、検討して参ります。                            | 取組中  |
|    |        |          |        |  | R5 | 要      | 新たな事業についてニーズを満たす事業を立案できるよう、その手法について、検討して参ります。                                    | 令和6年度 | 令和5年度においては保育士保育料軽減事業の実績が無かったため、実施事業の見直しを行い、那覇市内保育施設の見学ツアー事業を実施します。   | 取組中  |
|    |        |          |        |  | R6 | 要      | 令和5年度においては保育士保育料軽減事業の実績が無かったため、実施事業の見直しを行い、那覇市内保育施設の見学ツアー事業を実施します。               | 令和6年度 | 令和6年度で実施事業の見直しを行い、那覇市内保育施設の見学ツアー事業を年5回実施します。現時点で、現時点で3回実施済みです。   | 整理済み |

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署   | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|----|--------|-----------|--------|---|----|--------|--|-------|--|------|
| 82 | こども政策課 | 75<br>202 | 意見     | 【児童クラブ運営補助金】<br>○成果指標に改善の余地がある<br>本事業の目的を踏まえると、最終的に目指すべきは放課後児童クラブに係る待機児童を解消することにあると考えられる。この点、市においても待機児童数の解消を目指すべきという認識は同様であり、毎年待機児童数を把握しているため、成果指標に待機児童数を加えることを検討されたい。  | R4 | 要      | 入所を希望する全ての児童を受け入れる体制づくりが求められることから、待機児童数を成果指標に加えることについて検討致します。                  | 令和4年度 | 待機児童数について、現在は民設民営の児童クラブからの報告による把握に留まっていることから、潜在的な待機も含む数の把握に課題が見られている。それらの把握も含めどのような形で成果指標として設定するのか検討します。 | 取組中  |
|    |        |           |        |   | R5 | 要      | 待機児童数を次期子ども・子育て支援事業計画の目標値に加えるのか検討します。  | 令和6年度 | 待機児童数について、現在は民設民営の児童クラブからの報告により把握していることから、潜在的な待機も含む数の把握に課題があり、どのような形で成果指標として設定するのか検討します。                 | 取組中  |
|    |        |           |        |   | R6 | 要      | 待機児童数を次期子ども・子育て支援事業計画の目標値に加えるのか検討します。  | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 88 | こども政策課 | 81<br>213 | 意見     | 【児童クラブ運営補助金】<br>○支援員の長時間労働の懸念について<br>市は、タイムカード記録や児童の出席簿等の資料と照らし合わせて、報告された労働時間が事実であるかどうかを確認する必要がある。その上で、報告された労働時間が事実である場合には、支援員の長時間労働が常態化していることを踏まえ、児童支援の質が低下していないかどうかを確かめるとともに、労働基準法に違反していないかどうかを確認し、事業者適切に指導する必要がある。 | R4 | 要      | 当該児童クラブに対し支援員の長時間労働の状況確認を行い、労働関係法令の遵守及び改善を求めます。他の児童クラブに対しても労働関係法令遵守を呼びかけて参ります。 | 令和4年度 | 支援員の長時間労働の有無については、デジタルツールを活用した状況確認作業の実施に向け検討します。   | 取組中  |
|    |        |           |        |   | R5 | 要      | 支援員の長時間労働の有無については、デジタルツールを活用した状況確認作業の実施に向け検討します。                               | 令和6年度 | 支援員の長時間労働の把握については、タイムカード等の記録で確認し、長時間労働の実態がある場合には、必要に応じて事業所に適切に指導いたします。                                   | 整理済み |

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署   | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|----|--------|-----------|--------|---|----|--------|--|-------|---|------|
| 90 | こども政策課 | 81<br>214 | 意見     | 【児童クラブ運営補助金】<br>○本事業実施上の課題及び課題解消策の提案<br>前述に記載のとおり、主に実績報告書の提出及び実績報告書に対する市の検査において、多数の課題が発見された。理由毎に大別すると、以下のように区分されると考えられる。<br>イ) 担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解していないことにより生じる問題<br>ロ) 質の高い深度ある検査が実施されていないことにより生じる問題<br>ハ) 担当課における人的リソースの不足<br>そして、これらの問題点を解消するために、以下のような対応を行うことを検討されたい。<br>ア) 人的リソース不足の解消<br>イ) 担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解する<br>ウ) 懐疑心を持ち、事実を追求する姿勢で検査を実施する<br>エ) 効果的かつ効率的な検査方法の確立                     | R4 | 要      | 質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。  | 令和4年度 | 質の高い検査を実施するため、補助金支出事務の効率化に向けて、関係課と業務のデジタル化について調整を行っています。  | 取組中  |
|    |        |           |        |   | R5 | 要      | 補助金支出事務の自動化について、関係課と具体的な調整を進めてまいります。人的リソース不足については、人員増を要求します。                                   | 令和6年度 | 運営補助金の支出事務にRPAを導入し、これまで手作業で行っていた事務処理の時間短縮が図られており、質の高い検査を実施するためのチェック体制について検討しています。人的リソース不足については、人員増による体制強化を関係課へ要望いたしました。 | 取組中  |
|    |        |           |        |   | R6 | 要      | RPAの初期導入から、さらにRPAによる支出処理を定着させ、捻出した時間を質の高い検査等に当てられるよう、業務のデジタル化を推進します。人的リソース不足を苦については、人員増を要求します。 | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 91 | こども政策課 | 83<br>216 | 意見     | 【児童クラブ運営補助金】<br>○1支援単位あたりの児童数<br>条例において、1支援単位の児童数は概ね40人以下とすることが規定されている。<br>この点、放課後児童健全育成事業実施要綱(厚生労働省)において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準が、おおむね40人以下とする児童の数に関する設備運営基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該設備運営基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする」と規定されており、市においても当該経過措置を適用することで、40人を超える児童クラブに対しても補助金を交付している。<br>上述の条例や事業実施要綱の趣旨を踏まえ、市は1支援単位あたりの児童数を40人以下とするよう、事業者へ指導しているとのことであった。<br>市の現状の対応には問題ないが、条例の趣旨に基づき、事業者へ指導することを引き続き実施されたい。 | R4 | 要      | 各クラブ運営者に対し、1支援あたりの児童数が40人以下とするよう引き続き指導を図って参ります。  | 令和4年度 | 1支援あたりの児童数が40人を超える事業者へ口頭による指導を行っておりますが、条例等の趣旨を十分認識させる観点から、事業者に対し通知を検討します。   | 取組中  |
|    |        |           |        |   | R5 | 要      | 1支援あたりの児童数が40人以下とする条例等の趣旨に基づき、運営事業者に対して、児童募集にかかる留意点を示した通知を行います。                                | 令和5年度 | 1支援あたりの児童数は概ね40人以下とする条例に基づき、全児童クラブへ利用人数の設定について、児童募集にかかる留意事項として通知いたしました。引き続き、条例に基づき、事業者へ指導してまいります。                       | 整理済み |

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署  | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容   | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|-----|-------|-----------|--------|---|----|--------|---|-------|---|------|
| 122 | 商工農水課 | 76<br>288 | 意見     | 【地域未来投資事業】<br>○複数年に渡っての効果測定<br>このような挑戦的な事業は、結果が出るまでに時間を要することが考えられ、収益化が実現できるのは開発から数年後になるということも推測される。<br>したがって、本事業の効果は単年度で判定するだけではなく、複数年に渡って判定するべきである。  | R4 | 要      | 効果測定のために実績値を複数年年度測定することを検討致します。   | 令和4年度 | —   | 取組中  |
|     |       |           |        |   | R5 | 要      | 長期的なスパンでの効果測定を行います。   | 令和5年度 | 補助対象事業者へヒアリングにて状況確認を行いました。今後も事業者へのヒアリングを行ってまいります。   | 取組中  |
|     |       |           |        |   | R6 | 要      | H30年度～R2年度に実施した補助対象事業者に確認したところ、コロナの影響で社会情勢が一変したため、補助事業は見込んでいた内容での実施はできず、効果測定は困難とのことでした。一方で、ソフト事業については受講した社員の人材育成において一定の成果があったと受講した事業者からの評価を得ています。 | 令和6年度 | 補助対象事業者へヒアリングにて状況確認を行いました。今後も事業者へのヒアリングを行ってまいります。   | 整理済み |
| 148 | 商工農水課 | 75<br>317 | 意見     | 【那覇市農業次世代人材投資事業】<br>○成果指標に改善の余地がある<br>成果指標は「給付対象者13名、給付額17,250千円」であり、いずれも経営の安定性を示すものではなく活動目標に過ぎない。そのため、事業の効果、すなわち事業目的の達成状況を適切に測定できる指標とは言い難い。<br>また、事業計画については、農地のある市町村及び農業委員会がチェックしており、那覇市も年2回現地調査を実施しているものの、事業計画と実績の乖離が大きいケースがほとんどである。<br>このような現場レベルでの目標と実績が乖離した状況を踏まえた上で、事業目的に即した成果指標の設定ならびに事業手法を策定されたい。 | R4 | 要      | 事業目的が就農後の定着を図ることを目的としていることから、事業目的の達成状況を適切に測定できる成果指標の設定を今後検討して参ります。また、実績との乖離が大きくなるよう事業手法を検討して参ります。   | 令和4年度 | 平成29年度以降交付開始者及び交付終了者の就農状況について状況確認を行いました。また、今後も継続して確認を行ってまいります。  | 取組中  |
|     |       |           |        |   | R5 | 要      | 事業目的が就農後の定着を図ることを目的としていることから、事業目的の達成状況を適切に測定できる成果指標の設定を今後検討して参ります。また、実績との乖離が大きくなるよう事業手法を検討して参ります。   | 令和5年度 | 平成30年度以降交付開始者及び交付終了者の就農状況について状況確認を行いました。また、今後も継続して確認を行ってまいります。  | 取組中  |
|     |       |           |        |   | R6 | 要      | 事業目的が就農後の定着を図ることを目的としていることから、事業目的の達成状況を適切に測定できる成果指標の設定を今後検討して参ります。  | 令和6年度 | 豊作による市場価格の値崩れや、自然災害による不作、生産資材の高騰などにより事業計画と実績の乖離が発生していることを確認しました。これを踏まえ、成果指標を「交付期間終了後も継続して就農していること」とし、年2回(7月・1月)の就農状況報告書(決算書、作業日誌等)により、事業目的である就農後の定着を確認しております。 | 整理済み |

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署   | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|-----|--------|-----------|--------|--|----|--------|--|-------|---|------|
| 157 | こども政策課 | 75<br>333 | 意見     | 【児童クラブ賃借料補助金】<br>○成果目標の数値に合理的な根拠が無い<br>成果目標値が合理的に算定されなければ、成果指標の達成度により事業の成果を測定することができなくなるため、成果目標値は合理的な根拠を持った数値を設定する必要がある。<br>令和元年度においては目標値よりも大きく上回ったことを踏まえ、今後は80%を超える数値を成果指標として設定することを検討すべきである。 | R4 | 要      | 成果指標及び目標値の設定について検討します。   | 令和4年度 | 成果指標及び目標値の設定について検討します。  | 取組中  |
|     |        |           |        |  | R5 | 要      | 成果指標及び目標値の設定について検討します。   | 令和5年度 | 同事業は、令和2年度アンケート調査において満足度100%に達し、令和4年度から補助額が大幅に拡充したことにより事業の目的を達成している状況であるため、新たに成果指標の設定をせず、今後は、待機児童の推移を確認することで事業の目的を達成しているか確認してまいります。 | 整理済み |
| 158 | こども政策課 | 75<br>333 | 意見     | 【児童クラブ賃借料補助金】<br>○成果指標に改善の余地がある<br>市においても待機児童数の解消を目指すべきという認識は同様であり、毎年待機児童数を把握しているため、成果指標に待機児童数を加えることを検討されたい。   | R4 | 要      | 入所を希望する全ての児童を受け入れる体制づくりが求められることから、待機児童数を成果指標に追加することを検討します。               | 令和4年度 | 待機児童数について、どのような形で成果指標として設定するのか検討します。  | 取組中  |
|     |        |           |        |  | R5 | 要      | 待機児童数を次期子ども・子育て支援事業計画の目標値に加えるのか検討します。                                    | 令和6年度 | 待機児童数を次期子ども・子育て支援事業計画の目標値に加えるのか検討します。   | 取組中  |
|     |        |           |        |  | R6 | 要      | 待機児童数を次期子ども・子育て支援事業計画の目標値に加えるのか検討します。                                    | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |
| 164 | こども政策課 | 75<br>344 | 意見     | 【宇栄原小区児童クラブ活動拠点整備事業】<br>○成果指標が設定されていない<br>現時点において、詳細な成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。<br>したがって、適切な成果指標を設定する必要がある。                  | R4 | 要      | 事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。                          | 令和4年度 | 整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかかる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのか検討します。  | 取組中  |
|     |        |           |        |  | R5 | 要      | 整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかかる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのか検討します。 | 令和5年度 | 令和3年2月に整備事業としては完了しているが、新たに別地区でクラブ舎を整備する際は、保育室の面積に対する児童数の確保を成果目標とします。  | 整理済み |

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署   | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|-----|--------|-----------|--------|--|----|--------|---|-------|---|------|
| 174 | 子ども政策課 | 76<br>361 | 意見     | 【神原小区児童クラブ活動拠点整備事業】<br>○成果指標が設定されていない<br>本事業の実施が放課後児童クラブの新設により児童クラブ待機児童の解消に資することを踏まえると、「児童クラブの待機児童数」や本事業実施による「放課後児童クラブ定員の増加数」等を成果指標とし、最終的に待機児童の解消を目指すことが考えられる。   | R4 | 要      | 事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。                           | 令和4年度 | 整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかかる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討します。   | 取組中  |
|     |        |           |        |  | R5 | 要      | 整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかかる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討します。 | 令和5年度 | 令和3年3月に整備事業としては完了しているが、新たに別地区でクラブ舎を整備する際は、保育室の面積に対する児童数の確保を成果指標とします。  | 整理済み |
| 176 | 子ども政策課 | 76<br>367 | 意見     | 【放課後児童クラブ利用料軽減事業】<br>○詳細な成果指標が設定されていない<br>本事業の目的は生活困窮世帯の経済的負担軽減であることから、該当世帯の多くが補助金を申請・受給することを成果指標と結びつける必要がある。短期的な成果指標の設定に関しては、補助金を支給すべき児童者総数を把握し、総数に対する実際申請者数の比率を成果目標として設定することが考えられる。<br>一方、中長期的には、逆に貧困家庭を減らし補助金利用人数を減らすことを目指すべきである。 | R4 | 要      | 事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。                           | 令和4年度 | 事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。   | 取組中  |
|     |        |           |        |  | R5 | 要      | 事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。                           | 令和5年度 | 生活困窮世帯の原因はさまざま、世帯の状況も流動的である。また、当該事業の対象児童を把握することは個人情報の取り扱いに制度上課題があることから、成果指標の設定は困難と判断いたしました。必要な家庭が当該制度を利用できるよう、周知活動を実施してまいります。 | 整理済み |
| 177 | 子ども政策課 | 79<br>367 | 意見     | 【放課後児童クラブ利用料軽減事業】<br>○予算積算の根拠について<br>現状の予算積算方法には、以下の通り実態と乖離しているという問題点があるため、適切に算定されたい。<br>・月額保育料10,000円は、保育料の最高額であり、保育料の平均額6,400円と乖離している。<br>・対象者数434名は、令和元年6月時点の補助金申請者数であるが、令和2年度の利用人数594名と乖離している。                                   | R4 | 要      | 予算要求時において、利用見込数をより正確に求め積算していきます。  | 令和4年度 | 利用見込数をより正確に求める積算方法を検討します。   | 取組中  |
|     |        |           |        |  | R5 | 要      | 予算積算の根拠について、保育料の実績値による平均額の算出及び事業利用率等から利用見込数をより正確に積算します。                   | 令和5年度 | 予算積算の根拠について、保育料の実績値による平均額の算出及び事業利用率等から利用見込数をより正確に積算しました。  | 整理済み |
| 179 | 子ども政策課 | 76<br>375 | 意見     | 【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】<br>○成果指標に改善の余地がある<br>「放課後児童支援員等の賃金上昇」の実績値を集計するにあたって、県の調査結果を利用しているが、県の調査対象者には本事業による補助を受けていない者も含まれる。従って、補助金支出先児童クラブの処遇改善率又は処遇改善額を成果指標とすべきである。<br>また、具体的な数値による成果目標を設定すべきである。  | R4 | 要      | 事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。                           | 令和4年度 | 事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。   | 取組中  |
|     |        |           |        |  | R5 | 要      | 事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。                           | 令和5年度 | 事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。   | 取組中  |
|     |        |           |        |  | R6 | 要      | 事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。                           | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署   | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容   | 処理区分 |
|-----|--------|-----------------|--------|--|----|--------|--|-------|---|------|
| 180 | こども政策課 | 58<br>81<br>377 | 意見     | 【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】<br>○資料の入手漏れがある<br>市は、各児童クラブが実施要綱に定める要件に則した運営をしているかどうかについて、実施要件を満たしているかどうかの自己チェックリストを提出してもらうとともに、実施要件を満たすために児童クラブ側が作成しなければいけない資料のコピーを提出してもらうことで、実施要件の充足状況を確認している。<br>しかしながら、一部資料について児童クラブから資料を提出されないまま、検査を終えていた。資料は漏れなく入手されたい。  | R4 | 要      | 各クラブから資料の入手漏れがないよう担当職員に確認作業の徹底を指導いたします。  | 令和4年度 | 各クラブから資料の入手漏れがないよう担当職員に確認作業の徹底を指導いたします。   | 取組中  |
|     |        |                 |        |  | R5 | 要      | 各クラブから資料の入手漏れがないよう担当職員に確認作業の徹底を指導いたします。  | 令和5年度 | 各クラブから資料の入手漏れがないよう複数の職員で確認作業を実施しています。   | 整理済み |
| 182 | こども政策課 | 58<br>82<br>378 | 意見     | 【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】<br>○賃金改善額の算定の根拠が不明確<br>平成25年度当時に在籍していなかった支援員に係るBの数値の根拠については、平成25年度の給与台帳を見ても不明確であった。<br>市は、Bの数値の根拠を明確にするよう児童クラブに指導し、必要に応じて検査時に数値の根拠を確認すべきである。   | R4 | 要      | 賃金改善額の算定根拠となる数値の根拠の明確にするよう児童クラブに指導いたします。   | 令和4年度 | 賃金改善額の算定根拠となる数値の根拠を明確にするよう児童クラブに指導いたします。  | 取組中  |
|     |        |                 |        |  | R5 | 要      | 賃金改善額の算定根拠となる数値の根拠を明確にするよう児童クラブに指導いたします。   | 令和5年度 | 賃金改善額の算定根拠となる数値について必要に応じて根拠資料を明確にするよう指導してまいります。   | 整理済み |
| 185 | こども政策課 | 82<br>381       | 意見     | 【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】<br>○本事業実施上の課題及び課題解消策の提案<br>前述に記載のとおり、主に実績報告書の提出及び実績報告書に対する市の検査において、多数の課題が発見された。理由毎に大別すると、以下のように区分されると考えられる。<br>イ) 担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解していないことにより生じる問題<br>ロ) 質の高い深度ある検査が実施されていないことにより生じる問題<br>ハ) 担当課における人的リソースの不足<br>これらの問題点を解消するためには、担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解する必要があるとともに、担当課がより質の高い深度ある検査を実施する必要がある。 | R4 | 要      | 質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。  | 令和6年度 | 児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を検討しています。  | 取組中  |
|     |        |                 |        |  | R5 | 要      | 補助金支出事務の自動化について、関係課と具体的な調整を進めてまいります。人的リソース不足については、人員増を要求します。                                   | 令和6年度 | 運営補助金の支出事務にRPAを導入し、これまで手作業で行っていた事務処理の時間短縮が図られており、質の高い検査を実施するためのチェック体制について検討しています。人的リソース不足については、人員増による体制強化を関係課へ要望いたしました。 | 取組中  |
|     |        |                 |        |  | R6 | 要      | RPAの初期導入から、さらにRPAによる支出処理を定着させ、捻出した時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を推進します。人的リソース不足を苦については、人員増を要求します。 | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)  | 取組中  |

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署 | 頁番号       | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由   | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|-----|------|-----------|--------|--|----|--------|--|-------|--|------|
| 192 | 観光課  | 80<br>394 | 意見     | 【観光協会運営補助金】<br>○公益事業の定義が不明確<br>観光協会運営補助金交付要領第3条において、補助対象となる活動については、「観光協会の公益事業の運営に係る経費」と規定されている。「公益事業」の定義は画一的に決められているものではなく、その判断に主観が入る余地がある。<br>本事業における「公益事業」の定義について、補助金交付要領又は別の内部文書において、具体的に明記することを検討されたい。 | R4 | 要      | ここでいう「公益事業」は、「公益的事業」とし、例示的整理が必要との認識です。時代の変化にも対応できるよう事業性質をもって定義できるよう取り組みます。 | 令和4年度 | 観光協会実施事業について、どの事業が公益的の事業に該当するか整理を行いました。  | 取組中  |
|     |      |           |        |  | R5 | 要      | 観光事業においてどの部分が公益的となるかを精査し、公益的の定義に関して、交付要領又は別の内部文書等にて、具体的に明記することについて検討を行います。 | 令和6年度 | 観光協会が実施する公益的の事業とは、「本市及びその周辺地域の観光振興を図るため、地域資源を活用した、不特定多数の者の利益の増進に寄与する事業」として、課内文書において明記しました。                                       | 整理済み |
| 196 | 観光課  | 76<br>399 | 意見     | 【那覇大綱挽保存会補助金】<br>○那覇大綱挽の経済効果試算について<br>事業の効果検証にあたっては、「那覇大綱挽」来場者数に基づいて検証するに留まらず、「那覇大綱挽」まつりの経済効果を測定し事業の効果測定に利用すると、補助金1円当たりの経済効果金額により事業の効果が測定できるようになり、より適切である。<br>しがたって、「那覇大綱挽」まつりの経済効果を試算することを検討されたい。         | R4 | 要      | 那覇大綱挽まつりだけではなく、那覇三大まつりや他市内イベント等それぞれの経済効果を調査・試算について検討を進めます。                 | 令和6年度 | 経済効果の測定方法や事業者選定について検討しました。次年度以降、予算確保して調査・試算を実施してまいります。   | 取組中  |
|     |      |           |        |  | R5 | 要      | 那覇大綱挽まつりだけではなく、那覇三大まつりや他市内イベント等それぞれの経済効果を調査・試算について検討を進めます。                 | 令和6年度 | コロナ禍以降、安全安心な開催が強く求められている中、更に物価上昇や人件費高騰等の影響により、祭り運営に課題が山積し、毎年改善を図りながら取り組んでいる状況であることから、引き続き安全安心な祭り運営に注力しながら、経済効果の調査・試算について検討を進めます。 | 取組中  |
|     |      |           |        |  | R6 | 要      | 那覇大綱挽まつりだけではなく、那覇三大まつりのイベントにおいて、それぞれ経済効果を調査・試算について検討を進めます。                 | 令和6年度 | (実施後、その内容が記載されます。)   | 取組中  |
| 197 | 観光課  | 87<br>400 | 意見     | 【那覇大綱挽保存会補助金】<br>○自主財源の確保<br>寄付金・協賛金の増加させる施策が現実的であろうと考えられる。那覇大綱挽というイベントにおいて、協賛金を支出する企業にとって自社の広告宣伝に繋がる機会が多ければ、協賛金の獲得増加に繋がると考えられるため、イベントを通じてどのように企業の広告宣伝ができるかを検討してみても良いのではないだろうか。                            | R4 | 要      | 棧敷席への企業看板の募集や、くす玉協賛など大綱挽保存会とともに検討を進めます。                                    | 令和5年度 | R4はコロナ禍の開催により事前登録制を実施し、来場者の制限を謳ったため、協賛は募っておりません。来場者制限等を行わないR5年度より実施を検討します。   | 取組中  |
|     |      |           |        |  | R5 | 要      | 棧敷席への企業看板の募集や、くす玉協賛など大綱挽保存会とともに検討を進めます。                                    | 令和5年度 | R5年度は、棧敷席の企業看板協賛、棧敷席の有料化、くす玉協賛、各企業団体等からの寄付金等にて自主財源の確保に取り組みました。   | 整理済み |

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

| ID  | 所管部署 | 頁番号             | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容  | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由  | 実施期限  | 実施日及び実施内容  | 処理区分 |
|-----|------|-----------------|--------|--|----|--------|---|-------|--|------|
| 209 | 観光課  | 53<br>82<br>415 | 意見     | 【観光案内所運営補助金】<br>○土産物店の黒字化について<br>市は、観光協会に対し、土産物店の収支黒字化について期限を設けて取り組んでもらい、仮に期限までに黒字化が実現できなければ土産物店運営業務の規模縮小や廃止を含めて検討することを指導すべきである。 | R4 | 要      | ショップの収支状況の傾向はコロナ期間を除けば改善傾向にあり、那覇土産の販売促進・認知度向上の機能面の向上を求めつつ成果指標の設定を協議し、一定期限を設けるよう努めます。        | 令和5年度 | R4.4観光協会と協議し、ショップの売上金額、来客者数・購入者数を成果目標とすることを決定しました。<br>販売促進の取組みとして、ネット販売へ向けて準備を開始しました。また、これまで離れていた観光案内所とショップを集約し、観光案内所への来客者がショップに流れやすくすることで集客数の増加を図ります。<br>祭りや物産展などへの出店強化、今年度は那覇ハーリー会場での物販で予想以上の実績を上げました。 | 取組中  |
|     |      |                 |        |  | R5 | 要      | ショップの黒字化に向け、ネット販売や観光案内所とショップの集約を実施し、また具体的な成果指標と期間の設定について引き続き協議を行います。                        | 令和5年度 | ネット販売はR5.6.9～開始しました。<br>観光案内所とショップの集約については、R5.8月上旬に工事完了しました。   | 取組中  |
|     |      |                 |        |  | R6 | 要      | ショップなはの黒字化について、5年間を目途に黒字化を目指すとのことで観光協会と協議し、今後は、毎年度、進捗確認を行いながら、補助金の対象範囲の見直しも含め、対応を協議してまいります。 | 令和6年度 | 令和6年度、令和7年度の実施計画予算要求において、観光案内所運営補助金からショップなはを除外しております。今後、ショップなはの黒字化については、観光協会の自主事業のなかで取り組みを進めていくこととなります。  | 整理済み |